

令和 7 年度

地方税に関する参考計数資料

令和 7 年 2 月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（令和 7 年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（令和 7 年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民 1 人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	38
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	40
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和 6 年度）	42
14	超過課税の状況	46
15	法定外税の実施状況（令和 6 年度）	48
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和 5 年度）	59
17	地方税の税率等の推移	60
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和 5 年度）	172
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和 5 年度）	174
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（令和 5 年度）	176
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（令和 5 年度）	184
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（令和 5 年度）	194
22	県民経済計算	196
23	主要経済指標の推移	198

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（令和7年度）

I 地 方 税

(1) 総 括 表

(単位：億円)

区 分	令和6年度 当初見込額 (A)	令 和 7 年 度								(G) の 構成割合 (%)
		令和6年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(Δ)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(Δ)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C) + (F) (G)	令和6年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 (G) - (A)	(G) —— ×100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)				
1.道 府 県 税	199,298	13,756	213,054	△ 1	△ 35	△ 36	213,018	13,720	106.9	46.9
2.市 町 村 税	228,111	13,401	241,512		△ 37	△ 37	241,475	13,364	105.9	53.1
3.合 計	427,409	27,157	454,566	△ 1	△ 72	△ 73	454,493	27,084	106.3	100.0

(参考1) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	令和6年度 当初見込額 (A)	令和7年度								(G) の 構成割合 (%)
		令和6年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(Δ)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(Δ)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C) + (F) (G)	令和6年度 当初見込額 に対する増 減(Δ)収額 (G) - (A)	(G) —— ×100 (A) (%)	
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)				
1.道 府 県 税	159,464	11,162	170,626	Δ 1	Δ 33	Δ 34	170,592	11,128	107.0	37.5
2.市 町 村 税	267,945	15,995	283,940		Δ 39	Δ 39	283,901	15,956	106.0	62.5
3.合 計	427,409	27,157	454,566	Δ 1	Δ 72	Δ 73	454,493	27,084	106.3	100.0

(参考2) 特別法人事業譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

特別法人事業譲与税	21,186	2,353	23,539		△ 69	△ 69	23,470	2,284	110.8
再 計 (特別法人事業譲与税を含む)	448,595	29,510	478,105	△ 1	△ 141	△ 142	477,963	29,368	106.5

(2) 税 目 別 内 訳

(単位：億円)

区 分	令和6年度 当初見込額 (A)	令 和 7 年 度							
		令和6年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和6年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)	(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道 府 県 税									
(Ⅰ) 普 通 税									
1. 道 府 県 民 税	52,587	8,304	60,891		△ 6	△ 6	60,885	8,298	115.8
{ 個 人 均 等 割	694	△ 25	669				669	△ 25	96.4
	所 得 割	43,273	5,780	49,053			49,053	5,780	113.4
	法 人 均 等 割	1,475	41	1,516			1,516	41	102.8
	法 人 税 割	2,101	19	2,120	△ 6	△ 6	2,114	13	100.6
	利 子 割	197	252	449			449	252	227.9
	配 当 割	2,267	417	2,684			2,684	417	118.4
	株式等譲渡所得割	2,580	1,820	4,400			4,400	1,820	170.5
2. 事 業 税	50,735	4,522	55,257		△ 29	△ 29	55,228	4,493	108.9
{ 個 人	2,467	26	2,493				2,493	26	101.1
	法 人	48,268	4,496	52,764	△ 29	△ 29	52,735	4,467	109.3
3. 地 方 消 費 税	64,004	1,223	65,227				65,227	1,223	101.9
{ 譲 渡 割	41,319	1,486	42,805				42,805	1,486	103.6
	貨 物 割	22,685	△ 263	22,422			22,422	△ 263	98.8
4. 不 動 産 取 得 税	4,423	△ 278	4,145	△ 1		△ 1	4,144	△ 279	93.7
5. 道 府 県 た ば こ 税	1,493	6	1,499				1,499	6	100.4
6. ゴ ル フ 場 利 用 税	429	△ 11	418				418	△ 11	97.4
7. 軽 油 引 取 税	9,102	△ 105	8,997				8,997	△ 105	98.8
8. 自 動 車 税	16,531	20	16,551				16,551	20	100.1
{ 環 境 性 能 割	1,482	170	1,652				1,652	170	111.5
	種 別 割	15,049	△ 150	14,899			14,899	△ 150	99.0
9. 鉱 区 税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税（特例分等）	40	58	98				98	58	245.0
普 通 税 計	199,347	13,739	213,086	△ 1	△ 35	△ 36	213,050	13,703	106.9
(Ⅱ) 目 的 税									
1. 狩 猟 税	7	0	7				7	0	100.0
目 的 税 計	7	0	7				7	0	100.0
(Ⅲ) 道 府 県 税 小 計	199,354	13,739	213,093	△ 1	△ 35	△ 36	213,057	13,703	106.9
(Ⅳ) 東日本大震災による減免等	△ 56	17	△ 39				△ 39	—	—
(Ⅴ) 道 府 県 税 計	199,298	13,756	213,054	△ 1	△ 35	△ 36	213,018	13,720	106.9

(単位：億円)

（単位：億円）

区 分	令和6年度 当初見込額 (A)	令和7年度							
		令和6年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和6年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)－(A)	(G) ――×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
B市町村税									
(Ⅰ)普通税									
1.市町村民税	98,259	10,809	109,068		△37	△37	109,031	10,772	111.0
{	個人均等割	1,999	7	2,006			2,006	7	100.4
	所得割	79,314	10,675	89,989			89,989	10,675	113.5
	法人均等割	4,553	5	4,558			4,558	5	100.1
	法人税割	12,393	122	12,515		△37	△37	12,478	85
2.固定資産税	98,945	2,295	101,240				101,240	2,295	102.3
{	土地	37,770	342	38,112			38,112	342	100.9
	家屋	41,755	1,686	43,441			43,441	1,686	104.0
	償却資産	18,533	268	18,801			18,801	268	101.4
純固定資産税小計	98,058	2,296	100,354				100,354	2,296	102.3
交付金	887	△1	886				886	△1	99.9
3.軽自動車税	3,308	64	3,372				3,372	64	101.9
{	環境性能割	230	7	237			237	7	103.0
	種別割	3,078	57	3,135			3,135	57	101.9
4.市町村たばこ税	9,143	34	9,177				9,177	34	100.4
5.鉱産税	15	7	22				22	7	146.7
6.特別土地保有税	0	0	0				0	0	0.0
普通税計	209,670	13,209	222,879		△37	△37	222,842	13,172	106.3
(Ⅱ)目的税									
1.入湯税	213	9	222				222	9	104.2
2.事業所税	4,156	△25	4,131				4,131	△25	99.4
3.都市計画税	14,218	169	14,387				14,387	169	101.2
4.水利地益税等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	18,587	153	18,740				18,740	153	100.8
(Ⅲ)市町村税小計	228,257	13,362	241,619		△37	△37	241,582	13,325	105.8
(Ⅳ)東日本大震災による減免等	△146	39	△107				△107	―	―
(Ⅴ)市町村税計	228,111	13,401	241,512		△37	△37	241,475	13,364	105.9

(参考)

(単位：億円)

個 人 住 民 税	130,324	18,926	149,250				149,250	18,926	114.5
地 方 法 人 二 税 + 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	89,976	7,036	97,012		△ 141	△ 141	96,871	6,895	107.7
{ 地 方 法 人 二 税	68,790	4,683	73,473		△ 72	△ 72	73,401	4,611	106.7
	特 別 法 人 事 業 譲 与 税	21,186	2,353	23,539		△ 69	△ 69	23,470	110.8

※ 「個人住民税」は、個人道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額である。

※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税（均等割及び法人税割）、法人市町村民税（均等割及び法人税割）及び法人事業税の合計額である。

Ⅱ 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和6年度 当初見込額 (A)	令和7年度					(E) ——×100 (A) (%)
		令和6年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	令和6年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,153	△ 26	2,127		2,127	△ 26	98.8
2.石油ガス譲与税	43	△ 3	40		40	△ 3	93.0
3.自動車重量譲与税	3,013	64	3,077		3,077	64	102.1
4.航空機燃料譲与税	143	2	145		145	2	101.4
5.特別とん譲与税	114	△ 1	113		113	△ 1	99.1
6.森林環境譲与税	641	48	689		689	48	107.5
7.特別法人事業譲与税	21,186	2,353	23,539	△ 69	23,470	2,284	110.8
合 計	27,293	2,437	29,730	△ 69	29,661	2,368	108.7

2 税制改正による増減収見込額（令和7年度）

（単位：億円）

改 正 事 項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	△ 264 △ 264	△ 486 △ 486	△ 750 △ 750			
2 不動産取得税 中小事業者等が認定経営力向上計画に従って事業譲渡を受ける不動産に係る課税標準の特例措置の拡充	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1
3 固定資産税 (1) 生産性向上や賃上げに資する中小企業の設備投資に係る固定資産税の特例措置の拡充及び適用期限の延長		7 9	7 9			
(2) その他		△ 2	△ 2			
合 計	△ 265	△ 479	△ 744	△ 1		△ 1
国税の税制改正に伴うもの 個人住民税 法人住民税 法人事業税 地方たばこ税	△ 68 △ 65 △ 1 △ 18 16	△ 27 △ 118 △ 5 96	△ 95 △ 183 △ 6 △ 18 112	△ 2 △ 2		△ 2 △ 2
再 計	△ 333	△ 506	△ 839	△ 3		△ 3

（注1） 上記の計数は1億円未満を四捨五入しているため、計とは一致しない場合がある。

（注2） 「物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、給与所得控除の引上げ等（△700億円）及び特定親族特別控除（仮称）の創設（△50億円）である。

（注3） 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人住民税、法人事業税及び特別法人事業譲与税について、令和7年度に△139億円の減収が生じることとなる。

（注4） 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は、平年度△9億円と見込まれる。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区 分 年 度	国 内 総 生 産（名 目）		国 民 所 得	
	実 数	対前年度伸長率(%)	実 数	対前年度伸長率(%)
昭 和 27 年 度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平 成 元 年 度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	5,119,588	104.2	3,729,768	100.4
7	5,252,995	102.6	3,801,581	101.9
8	5,386,596	102.5	3,940,248	103.6
9	5,425,080	100.7	3,909,431	99.2
10	5,345,641	98.5	3,793,939	97.0
11	5,302,986	99.2	3,780,885	99.7
12	5,376,142	101.4	3,901,638	103.2
13	5,274,105	98.1	3,761,387	96.4
14	5,234,659	99.3	3,742,479	99.5
15	5,262,199	100.5	3,815,556	102.0
16	5,296,379	100.6	3,885,761	101.8
17	5,341,062	100.8	3,881,164	99.9
18	5,372,579	100.6	3,949,897	101.8
19	5,384,855	100.2	3,948,132	100.0
20	5,161,749	95.9	3,643,680	92.3
21	4,973,642	96.4	3,527,011	96.8
22	5,048,737	101.5	3,646,882	103.4
23	5,000,462	99.0	3,574,735	98.0
24	4,994,206	99.9	3,581,562	100.2
25	5,126,775	102.7	3,725,700	104.0
26	5,234,228	102.1	3,766,776	101.1
27	5,407,408	103.3	3,926,293	104.2
28	5,448,299	100.8	3,922,939	99.9
29	5,557,125	102.0	4,006,215	102.1
30	5,565,705	100.2	4,030,991	100.6
令 和 元 年 度	5,568,007	100.0	4,024,378	99.8
2	5,387,878	96.8	3,759,929	93.4
3	5,545,824	102.9	3,953,163	105.1
4	5,672,689	102.3	4,095,504	103.6
5	5,951,843	104.9	4,377,775	106.9
6 実 績 見 込	6,127,000	102.9	4,528,000	103.4
7 見 込	6,293,000	102.7	4,626,000	102.2

(注) 1 国内総生産（名目）は、令和5年度までは「国民経済計算」による実績、令和6年度実績見込及び令和7年度見込は「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和7年1月24日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、令和5年度までは実績、令和6年度実績見込及び令和7年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の令和2年＝100を基準とした年度の指数（総合）である。なお、令和5年度までは実績、令和6年度実績見込及び令和7年度見込は（注）1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		(単位 億円)
指数2年=100	対前年度伸長率(%)	金 額	対前年度伸長率(%)	金 額	対前年度伸長率(%)	区 分
						年 度
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
6.4	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
6.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
7.5	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
9.1	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	31
10.4	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	32
10.4	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	33
12.9	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	34
15.8	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	35
18.8	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	36
19.7	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	37
22.9	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	38
25.6	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
26.5	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
31.1	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	41
36.8	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	42
42.2	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	43
49.3	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	44
54.7	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	45
55.7	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
61.5	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	47
69.1	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	48
62.3	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
59.6	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
66.1	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
68.2	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
73.0	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
78.8	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
80.4	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	55
82.0	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	56
81.6	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	57
86.2	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	58
93.4	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
95.6	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	60
95.5	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
101.2	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	62
110.1	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	63
114.8	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
120.5	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
119.7	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
112.6	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	4
108.4	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	5
111.9	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	6
114.2	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
118.0	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
119.4	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
111.2	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
114.2	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
119.0	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
108.1	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
111.3	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
114.5	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
118.9	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
120.8	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
126.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
129.9	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
113.6	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
102.8	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21
				(358,234)	(90.6)	
111.9	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
111.1	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23
				(357,142)	(99.9)	
108.1	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24
				(361,317)	(101.2)	
111.7	103.4	974,120	101.0	353,743	102.7	25
				(373,545)	(103.4)	
111.1	99.4	985,228	101.1	367,855	104.0	26
				(391,733)	(104.9)	
110.3	99.3	984,052	99.9	390,986	106.3	27
				(412,012)	(105.2)	
111.2	100.8	981,415	99.7	393,924	100.8	28
				(411,700)	(99.9)	
114.3	102.9	979,984	99.9	399,044	101.3	29
				(417,496)	(101.4)	
114.2	99.9	980,206	100.0	407,514	102.1	30
				(428,379)	(102.6)	
110.2	96.5	997,022	101.7	412,115	101.1	令和 元 年度
				(432,541)	(101.0)	
99.7	90.5	1,254,588	125.8	408,256	99.1	2
				(424,862)	(98.2)	
105.2	105.5	1,233,677	98.3	424,089	103.9	3
				(442,624)	(104.2)	
104.9	99.7	1,173,557	95.1	440,522	103.9	4
				(462,181)	(104.4)	
102.9	98.1	1,124,220	95.8	446,209	101.3	5
				(467,953)	(101.2)	
-	99.0	939,269	83.5	455,317	102.0	6 実績見込
				(480,362)	(102.7)	
-	102.4	973,016	103.6	467,186	102.6	7 見 込
				(490,656)	(102.1)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度からは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、令和6年度実績見込及び令和7年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、令和5年度までは決算額、令和6年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和7年度見込は地方財政計画額に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別課税及び特別法人事業課税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額 A		租税総額に対する割合A／C(%)	
昭和5年度		1,103	百万円	64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702	億円 (4,617)	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139	<367,165> (355,206)	58.4	<43.6> (42.2)
12		527,209	<379,358> (368,005)	59.7	<43.0> (41.7)
13		499,684	<356,149> (321,060)	58.4	<41.6> (37.5)
14		458,442	<334,172> (287,309)	57.9	<42.2> (36.3)
15		453,694	<340,612> (272,765)	58.1	<43.6> (35.0)
16		481,029	<343,833> (303,113)	58.9	<42.1> (37.1)
17		522,905	<364,797> (332,569)	60.0	<41.9> (38.2)
18		541,169	<357,191> (339,172)	59.7	<39.4> (37.4)
19		526,558	<376,208> (360,754)	56.7	<40.5> (38.8)
20		458,309	<329,594> (288,858)	53.7	<38.6> (33.8)
21		402,433	<300,653> (223,734)	53.4	<39.9> (29.7)
22		【 395,693 】		【 52.5 】	
		437,074	<308,602> (238,603)	56.0	<39.6> (30.6)
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754	<315,890> (246,665)	56.9	<39.8> (31.1)
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24		470,492	<338,819> (273,022)	57.7	<41.6> (33.5)
		【 453,794 】		【 55.7 】	
25		512,274	<366,583> (313,801)	59.2	<42.3> (36.2)
		【 492,264 】		【 56.9 】	
26		578,492	<420,536> (376,032)	61.1	<44.4> (39.7)
		【 554,547 】		【 58.6 】	
27		599,694	<422,005> (400,082)	60.5	<42.6> (40.4)
		【 578,888 】		【 58.4 】	
28		589,563	<421,937> (391,830)	59.9	<42.9> (39.8)
		【 571,747 】		【 58.1 】	
29		623,803	<451,990> (433,704)	61.0	<44.2> (42.4)
		【 605,225 】		【 59.2 】	
30		642,241	<457,305> (448,954)	61.2	<43.6> (42.8)
		【 621,362 】		【 59.2 】	
令和元年度		621,751	<442,356> (423,329)	60.1	<42.8> (40.9)
		【 601,315 】		【 58.2 】	
2		649,330	<487,884> (456,598)	61.4	<46.1> (43.2)
		【 632,836 】		【 59.8 】	
3		718,811	<504,353> (487,951)	62.9	<44.1> (42.7)
		【 700,142 】		【 61.3 】	
4		763,377	<543,014> (542,312)	63.4	<45.1> (45.0)
		【 741,610 】		【 61.6 】	
5		773,872	<556,949> (545,227)	63.4	<45.6> (44.7)
		【 752,104 】		【 61.6 】	
6実績見込		791,899	<557,195> (544,365)	63.5	<44.7> (43.6)
		【 766,708 】		【 61.5 】	
7見込		841,840	<602,418> (590,730)	64.3	<46.0> (45.1)
		【 818,386 】		【 62.5 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和5年度までは決算額、令和6年度実績見込は補正後予算額、令和7年度見込は当初予算額である。
- 2 地方税は、令和5年度までは決算額、令和6年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和7年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
- 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別

地 方 税				租 税 総 額		区分
税 額 B		租税総額に対する割合B／C(%)		税 額 C		
						年度
601 百万円		35.3		1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557		35.7		1,559		8
632		34.5		1,834		10
757		20.5		3,690		14
879	(1,302)	15.1	(22.4)	5,810		16
986	(1,834)	7.9	(14.6)	12,527		20
1,883 億円	(2,968)	24.8	(39.1)	7,585 億円		25
3,815	(5,636)	28.9	(42.8)	13,178		30
7,442	(10,914)	29.2	(42.9)	25,452		35
9,065	(13,537)	28.9	(43.2)	31,334		36
10,567	(15,750)	30.7	(45.7)	34,464		37
12,129	(18,292)	30.8	(46.4)	39,435		38
13,996	(20,942)	30.7	(45.9)	45,588		39
15,494	(23,156)	32.1	(48.0)	48,279		40
17,686	(26,576)	32.6	(48.9)	54,316		41
21,495	(32,037)	32.8	(49.0)	65,441		42
25,801	(37,662)	32.7	(47.7)	79,021		43
30,902	(46,566)	32.4	(48.8)	95,434		44
37,507	(56,691)	32.5	(49.2)	115,239		45
42,358	(63,414)	33.4	(50.0)	126,784		46
50,044	(75,708)	32.5	(49.2)	154,021		47
64,913	(99,149)	31.6	(48.3)	205,386		48
82,375	(126,587)	34.3	(52.8)	239,919		49
81,548	(117,540)	36.0	(51.9)	226,591		50
95,641	(137,401)	36.3	(52.1)	263,661		51
110,052	(160,303)	37.4	(54.5)	294,393		52
122,371	(181,335)	34.5	(51.1)	354,610		53
140,315	(201,556)	36.0	(51.7)	389,881		54
158,938	(239,148)	35.9	(54.0)	442,626		55
173,255	(263,121)	36.3	(55.1)	477,806		56
186,286	(265,132)	36.8	(52.4)	506,317		57
198,413	(276,561)	36.7	(51.2)	540,034		58
214,939	(308,683)	36.9	(53.0)	582,687		59
233,165	(335,973)	37.3	(53.8)	624,667		60
246,282	(348,458)	36.5	(51.6)	674,792		61
272,040	(388,028)	36.3	(51.7)	750,108		62
301,169	(433,154)	36.6	(52.6)	823,107		63
317,951	(486,024)	35.8	(54.7)	889,312		平 成 元 年 度
334,504	(510,442)	34.8	(53.0)	962,302		2
350,727	(525,922)	35.7	(53.5)	982,837		3
345,683	(506,498)	37.6	(55.1)	919,647		4
335,913	(495,637)	37.0	(54.6)	907,055		5
325,391	(465,128)	37.6	(53.7)	865,398		6
336,750	(479,173)	38.0	(54.1)	886,380		7
350,937	(507,431)	38.9	(56.2)	903,198		8
361,555	(530,105)	39.4	(57.8)	917,562		9
359,222	(508,224)	41.2	(58.3)	871,199		10
350,261	<475,235>	41.6	<56.4>	842,400		11
355,464	<503,315>	40.3	<57.0>	882,673		12
355,488	<499,023>	41.6	<58.4>	855,172		13
333,785	<458,055>	42.1	<57.8>	792,227		14
326,657	<439,739>	41.9	<56.4>	780,351		15
335,388	<472,584>	41.1	<57.9>	816,417		16
348,044	<506,152>	40.0	<58.1>	870,949		17
365,062	<549,040>	40.3	<60.6>	906,231		18
402,668	<553,018>	43.3	<59.5>	929,226		19
395,585	<524,300>	46.3	<61.4>	853,894		20
351,830	<453,609>	46.6	<60.1>	754,262		21
【 358,234 】		【 47.5 】		【 753,928 】		
343,163	<471,635>	44.0	<60.4>	780,237		22
【 357,323 】		【 45.8 】		【 780,198 】		
341,714	<477,578>	43.1	<60.2>	793,468		23
【 357,142 】		【 45.0 】		【 793,336 】		
344,608	<476,281>	42.3	<58.4>	815,100		24
【 361,317 】		【 44.3 】		【 815,111 】		
353,743	<499,434>	40.8	<57.7>	866,017		25
【 373,545 】		【 43.1 】		【 865,809 】		
367,855	<525,810>	38.9	<55.6>	946,346		26
【 391,733 】		【 41.4 】		【 946,280 】		
390,986	<568,675>	39.5	<57.4>	990,679		27
【 412,012 】		【 41.6 】		【 990,900 】		
393,924	<561,549>	40.1	<57.1>	983,486		28
【 411,700 】		【 41.9 】		【 983,447 】		
399,044	<570,857>	39.0	<55.8>	1,022,847		29
【 417,496 】		【 40.8 】		【 1,022,721 】		
407,514	<592,451>	38.8	<56.4>	1,049,756		30
【 428,379 】		【 40.8 】		【 1,049,742 】		
412,115	<591,510>	39.9	<57.2>	1,033,866		令 和 元 年 度
【 432,541 】		【 41.8 】		【 1,033,857 】		
408,256	<569,702>	38.6	<53.9>	1,057,586		2
【 424,862 】		【 40.2 】		【 1,057,698 】		
424,089	<638,547>	37.1	<55.9>	1,142,900		3
【 442,624 】		【 38.7 】		【 1,142,766 】		
440,522	<660,885>	36.6	<54.9>	1,203,899		4
【 462,181 】		【 38.4 】		【 1,203,791 】		
446,209	<663,132>	36.6	<54.4>	1,220,081		5
【 467,953 】		【 38.4 】		【 1,220,057 】		
455,317	<690,021>	36.5	<55.3>	1,247,216		6 実績見込
【 480,362 】		【 38.5 】		【 1,247,070 】		
467,186	<706,608>	35.7	<54.0>	1,309,026		7 見 込
【 490,656 】		【 37.5 】		【 1,309,042 】		

事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度から令和7年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金並びに令和3年度から令和7年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国 税 欄 の 【 】 内 は、国 税 から 地 方 法 人 特 別 税 及 び 特 別 法 人 事 業 税 を 控 除 し た 場 合 の 金 額 で あ り、地 方 税 の 【 】 内 は、地 方 税 に 地 方 法 人 特 別 譲 与 税 及 び 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 を 加 算 し た 場 合 の 金 額 で あ る。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和37年度	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29	981,156	979,984	99.9
30	989,747	980,206	99.0
令和元年度	1,013,665	997,022	98.4
2	1,475,974	1,254,588	85.0
3	1,446,495	1,233,677	85.3
4	1,323,855	1,173,557	88.6
5	1,275,788	1,124,220	88.1
6実績見込	1,265,150	939,269	74.2
7見込	1,155,415	973,016	84.2

(注) 1 国の歳出は令和5年度までは決算額、令和6年度実績見込は補正後予算額、令和7年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、令和5年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、令和6年度実績見込及び令和7年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～令和5年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,729,768	540,007	325,391	865,398	14.5	8.7	23.2
7	3,801,581	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.3
8	3,940,248	552,261	350,937	903,198	14.0	8.9	22.9
9	3,909,431	556,007	361,555	917,562	14.2	9.2	23.5
10	3,793,939	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,780,885	492,139	350,261	842,400	13.0	9.3	22.3
12	3,901,638	527,209	355,464	882,673	13.5	9.1	22.6
13	3,761,387	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.7
14	3,742,479	458,442	333,785	792,227	12.2	8.9	21.2
15	3,815,556	453,694	326,657	780,351	11.9	8.6	20.5
16	3,885,761	481,029	335,388	816,417	12.4	8.6	21.0
17	3,881,164	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.4
18	3,949,897	541,169	365,062	906,231	13.7	9.2	22.9
19	3,948,132	526,558	402,668	929,226	13.3	10.2	23.5
20	3,643,680	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.4
21	3,527,011	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.4
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.2)	(10.2)	(21.4)
22	3,646,882	437,074	343,163	780,237	12.0	9.4	21.4
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.6)	(9.8)	(21.4)
23	3,574,735	451,754	341,714	793,468	12.6	9.6	22.2
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.2)	(10.0)	(22.2)
24	3,581,562	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.8
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.7)	(10.1)	(22.8)
25	3,725,700	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.2
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.2)
26	3,766,776	578,492	367,855	946,346	15.4	9.8	25.1
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.7)	(10.4)	(25.1)
27	3,926,293	599,694	390,986	990,679	15.3	10.0	25.2
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.7)	(10.5)	(25.2)
28	3,922,939	589,563	393,924	983,486	15.0	10.0	25.1
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.6)	(10.5)	(25.1)
29	4,006,215	623,803	399,044	1,022,847	15.6	10.0	25.5
		(605,225)	(417,496)	(1,022,721)	(15.1)	(10.4)	(25.5)
30	4,030,991	642,241	407,514	1,049,756	15.9	10.1	26.0
		(621,362)	(428,379)	(1,049,742)	(15.4)	(10.6)	(26.0)
令和元年度	4,024,378	621,751	412,115	1,033,866	15.4	10.2	25.7
		(601,315)	(432,541)	(1,033,857)	(14.9)	(10.7)	(25.7)
2	3,759,929	649,330	408,256	1,057,586	17.3	10.9	28.1
		(632,836)	(424,862)	(1,057,698)	(16.8)	(11.3)	(28.1)
3	3,953,163	718,811	424,089	1,142,900	18.2	10.7	28.9
		(700,142)	(442,624)	(1,142,766)	(17.7)	(11.2)	(28.9)
4	4,095,504	763,377	440,522	1,203,899	18.6	10.8	29.4
		(741,610)	(462,181)	(1,203,791)	(18.1)	(11.3)	(29.4)
5	4,377,775	773,872	446,209	1,220,082	17.7	10.2	27.9
		(752,104)	(467,953)	(1,220,057)	(17.2)	(10.7)	(27.9)
6 実績見込	4,528,000	791,899	455,317	1,247,216	17.5	10.1	27.5
		(766,708)	(480,362)	(1,247,070)	(16.9)	(10.6)	(27.5)
7 見 込	4,626,000	841,840	467,186	1,309,026	18.2	10.1	28.3
		(818,386)	(490,656)	(1,309,042)	(17.7)	(10.6)	(28.3)

(注) 1 国民所得は、令和5年度までは実績、令和6年度実績見込額及び令和7年度見込は「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和7年1月24日閣議決定)における額である。

2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和5年度までは決算額、令和6年度は補正後予算額、令和7年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。

3 地方税は、令和5年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、令和6年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和7年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。

4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税及び特別法人事業税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別税と税及び特別法人事業税と税を加算した場合である。

5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	(473,916)	(326,916)	(800,832)	(1,001,040)
30	503,941	319,760	823,703	1,029,629
	(487,559)	(336,132)	(823,692)	(1,029,615)
令 和 元 年 度	489,036	324,148	813,184	1,016,480
	(472,962)	(340,214)	(813,177)	(1,016,471)
2	512,679	322,339	835,018	1,043,773
	(499,656)	(335,450)	(835,107)	(1,043,884)
3	570,812	336,771	907,583	1,134,479
	(555,986)	(351,490)	(907,476)	(1,134,345)
4	608,672	351,246	959,918	1,199,898
	(591,316)	(368,515)	(959,831)	(1,199,789)
5	619,667	357,295	976,962	1,221,203
	(602,236)	(374,707)	(976,943)	(1,221,179)
6 実 績 見 込	634,102	364,589	998,690	1,248,363
	(613,930)	(384,643)	(998,573)	(1,248,216)
7 見 込	674,091	374,092	1,048,184	1,310,230
	(655,311)	(392,886)	(1,048,196)	(1,310,245)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、令和6年度及び令和7年度は、令和6年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分 年 度		租 税		総 額		間 接 税 等	
		金 額		金 額		金 額	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 年 度	10	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
	15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
	25	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5
	30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
	35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
	40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
	45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
	50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
	55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
	60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平 成 年 度	2	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
	7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
	12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
	17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
	18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
	19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
	20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
	21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
	22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
	23	(780,237)	(100.0)	(536,362)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
令 和 元 年 度	2	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
	3	(793,468)	(100.0)	(547,423)	(69.0)	(246,046)	(31.0)
	4	(793,336)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,046)	(31.0)
	5	(815,100)	(100.0)	(567,792)	(69.7)	(247,309)	(30.3)
	6	(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
	7	(866,017)	(100.0)	(611,064)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
	8	(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
	9	(946,346)	(100.0)	(639,488)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
	10	(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
	11	(990,679)	(100.0)	(650,499)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
令 和 元 年 度	12	(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
	13	(983,486)	(100.0)	(648,865)	(66.0)	(334,622)	(34.0)
	14	(983,447)	(100.0)	(648,825)	(66.0)	(334,622)	(34.0)
	15	(1,022,847)	(100.0)	(685,740)	(67.0)	(337,107)	(33.0)
	16	(1,022,721)	(100.0)	(685,614)	(67.0)	(337,107)	(33.0)
	17	(1,049,756)	(100.0)	(709,933)	(67.6)	(339,823)	(32.4)
	18	(1,049,742)	(100.0)	(709,919)	(67.6)	(339,823)	(32.4)
	19	(1,033,866)	(100.0)	(691,537)	(66.9)	(342,329)	(33.1)
	20	(1,033,857)	(100.0)	(691,528)	(66.9)	(342,329)	(33.1)
	21	(1,057,586)	(100.0)	(692,639)	(65.5)	(364,947)	(34.5)
令 和 元 年 度	22	(1,057,698)	(100.0)	(692,751)	(65.5)	(364,947)	(34.5)
	23	(1,142,900)	(100.0)	(757,750)	(66.3)	(385,151)	(33.7)
	24	(1,142,766)	(100.0)	(757,615)	(66.3)	(385,151)	(33.7)
	25	(1,203,899)	(100.0)	(800,547)	(66.5)	(403,351)	(33.5)
	26	(1,203,791)	(100.0)	(800,439)	(66.5)	(403,351)	(33.5)
	27	(1,220,081)	(100.0)	(819,084)	(67.1)	(400,997)	(32.9)
	28	(1,220,057)	(100.0)	(819,060)	(67.1)	(400,997)	(32.9)
	29	(1,247,216)	(100.0)	(831,269)	(66.6)	(415,947)	(33.4)
	30	(1,247,070)	(100.0)	(831,123)	(66.6)	(415,947)	(33.4)
	31	(1,309,026)	(100.0)	(887,269)	(67.8)	(421,757)	(32.2)
令 和 元 年 度	32	(1,309,042)	(100.0)	(887,285)	(67.8)	(421,757)	(32.2)
	33						
	34						
	35						
	36						
	37						
	38						
	39						
	40						
	41						
	42						

区 分 年 度		国 税		直 接 税		間 接 税 等	
		金 額		金 額		金 額	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 年 度	10	1,202	100.0	421	35.0	781	65.0
	15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
	25	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0
	30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
	35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
	40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
	45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
	50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
	55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
	60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平 成 年 度	2	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
	7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
	12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
	17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
	18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
	19	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
	20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
	21	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
	22	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
	23	(437,074)	(100.0)	(246,225)	(56.3)	(190,849)	(43.7)
令 和 元 年 度	24	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
	25	(451,754)	(100.0)	(258,581)	(57.2)	(193,173)	(42.8)
	26	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
	27	(470,492)	(100.0)	(276,251)	(58.7)	(194,241)	(41.3)
	28	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
	29	(512,274)	(100.0)	(311,381)	(60.8)	(200,893)	(39.2)
	30	(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
	31	(578,492)	(100.0)	(328,821)	(56.8)	(249,670)	(43.2)
	32	(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)
	33	(599,694)	(100.0)	(335,753)	(56.0)	(263,941)	(44.0)
令 和 元 年 度	34	(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)
	35	(589,563)	(100.0)	(328,527)	(55.7)	(261,035)	(44.3)
	36	(571,747)	(100.0)	(310,712)	(54.3)	(261,035)	(45.7)
	37	(623,803)	(100.0)	(360,767)	(57.8)	(263,036)	(42.2)
	38	(605,225)	(100.0)	(342,189)	(56.5)	(263,036)	(43.5)
	39	(642,241)	(100.0)	(377,375)	(58.8)	(264,866)	(41.2)
	40	(621,362)	(100.0)	(356,496)	(57.4)	(264,866)	(42.6)
	41	(621,751)	(100.0)	(353,168)	(56.8)	(268,584)	(43.2)
	42	(601,315)	(100.0)	(332,732)	(55.3)	(268,584)	(44.7)
	43	(649,330)	(100.0)	(362,085)	(55.8)	(287,245)	(44.2)
令 和 元 年 度	44	(632,836)	(100.0)	(345,591)	(54.6)	(287,245)	(45.4)
	45	(718,811)	(100.0)	(419,902)	(58.4)	(298,909)	(41.6)
	46	(700,142)	(100.0)	(401,233)	(57.3)	(298,909)	(42.7)
	47	(763,377)	(100.0)	(449,656)	(58.9)	(313,721)	(41.1)
	48	(741,610)	(100.0)	(427,889)	(57.7)	(313,721)	(42.3)
	49	(773,872)	(100.0)	(461,317)	(59.6)	(312,555)	(40.4)
	50	(752,104)	(100.0)	(439,549)	(58.4)	(312,555)	(41.6)
	51	(791,899)	(100.0)	(466,407)	(58.9)	(325,492)	(41.1)
	52	(766,708)	(100.0)	(441,216)	(57.5)	(325,492)	(42.5)
	53	(841,840)	(100.0)	(510,726)	(60.7)	(331,114)	(39.3)
令 和 元 年 度	54	(818,386)	(100.0)	(487,272)	(59.5)	(331,114)	(40.5)
	55						
	56						
	57						
	58						
	59						
	60						
	61						
	62						
	63						

地 方 税		間 接 税 等		区 分
金 額	比 率	金 額	比 率	
金 額	比 率	金 額	比 率	
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	昭 和 10 年 度
784 億円	100.0	721 億円	92.0	15
1,883	100.0	1,601	85.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	30
7,442	100.0	5,778	77.6	35
15,494	100.0	12,013	77.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	45
81,548	100.0	67,375	82.6	50
158,938	100.0	133,763	84.2	55
233,165	100.0	199,520	85.6	60
334,504	100.0	300,607	89.9	平 成 2 年 度
336,750	100.0	296,227	88.0	7
355,464	100.0	294,928	83.0	12
348,044	100.0	289,768	83.3	17
365,062	100.0	305,990	83.8	18
402,668	100.0	344,962	85.7	19
395,585	100.0	341,542	86.3	20
351,830	100.0	300,829	85.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(14.2)
343,163	100.0	290,137	84.5	15.5
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(14.8)
341,714	100.0	288,841	84.5	15.5
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(14.8)
344,608	100.0	291,540	84.6	15.4
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(14.7)
353,743	100.0	299,683	84.7	15.3
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(14.5)
367,855	100.0	310,667	84.5	15.5
(391,733)	(100.0)	(334,546)	(85.4)	(14.6)
390,986	100.0	314,746	80.5	19.5
(412,012)	(100.0)	(335,773)	(81.5)	(18.5)
393,924	100.0	320,337	81.3	18.7
(411,700)	(100.0)	(338,113)	(82.1)	(17.9)
399,044	100.0	324,973	81.4	18.6
(417,496)	(100.0)	(343,425)	(82.3)	(17.7)
407,514	100.0	332,558	81.6	18.4
(428,379)	(100.0)	(353,423)	(82.5)	(17.5)
412,115	100.0	338,370	82.1	17.9
(432,541)	(100.0)	(358,796)	(83.0)	(17.0)
408,256	100.0	330,554	81.0	19.0
(424,862)	(100.0)	(347,160)	(81.7)	(18.3)
424,089	100.0	337,848	79.7	20.3
(442,624)	(100.0)	(356,382)	(80.5)	(19.5)
440,522	100.0	350,891	79.7	20.3
(462,181)	(100.0)	(372,550)	(80.6)	(19.4)
446,209	100.0	357,767	80.2	19.8
(467,953)	(100.0)	(379,510)	(81.1)	(18.9)
455,317	100.0	364,862	80.1	19.9
(480,362)	(100.0)	(389,907)	(81.2)	(18.8)
467,186	100.0	376,543	80.6	19.4
(490,656)	(100.0)	(400,013)	(81.5)	(18.5)

- (注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和5年度までは決算額、令和6年度実績見込は補正後予算額、令和7年度見込は当初予算額である。
- 2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
- 直 接 税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、森林環境税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、鉱区税、鉱業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非被災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
- 間接税等：直接税以外のもの
- 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、令和5年度までは決算額、令和6年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和7年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。
- 4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
- 直 接 税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、鉱区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、大税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
- 間接税等：直接税以外の諸税
- 5 平成21年度以降の（ ）内は、国税の直接税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2 年度			昭和5 年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。

2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。

3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娛樂施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娛樂施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税 与 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	国 庫 支 出 金
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	そ の 他
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	小 計
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	地 方 債
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	繰 越 金
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	都 道 府 県 計
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	市町村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 税 与 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	国 県 支 出 金
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	そ の 他
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	小 計
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	地 方 債
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	繰 越 金
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	市 町 村 計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	合 計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 税 与 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	国 庫 支 出 金 等
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	そ の 他
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	小 計
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	地 方 債
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	繰 越 金
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	合 計

9
地方歳入
中の割合
を推定

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その２）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2 年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その３）

区 分	平成7 年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8
地方特例交付金等	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—
市町村												
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0
地方特例交付金等	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—
純計												
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5
地方特例交付金等	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—

(単位 百万円)

平成27年度			令和2年度			令和4年度			令和5年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
20,142,594	38.7	44.7	20,524,577	33.2	38.3	23,130,385	36.3	40.4	23,370,798	40.0	44.8	都道府県
2,257,839	4.3	5.0	1,799,994	2.9	3.4	2,310,899	3.6	4.0	2,320,433	4.0	4.4	地 方 税
47,547	0.1	0.1	84,289	0.1	0.2	77,383	0.1	0.1	73,055	0.1	0.1	地 方 譲 与 税
8,845,703	17.0	19.6	8,878,057	14.3	16.5	9,529,810	15.0	16.7	9,699,708	16.6	18.6	地方特例交付金等
6,264,392	12.0	13.9	12,349,337	20.0	23.0	12,670,367	19.9	22.1	7,863,334	13.4	15.1	地 方 交 付 税
7,497,741	14.4	16.6	10,016,685	16.2	18.7	9,485,480	14.9	16.6	8,878,382	15.2	17.0	国 庫 支 出 金
45,055,816	86.6	100.0	53,652,939	86.7	100.0	57,204,324	89.8	100.0	52,205,710	89.3	100.0	そ の 他
5,528,081	10.6	—	6,706,327	10.8	—	4,586,748	7.2	—	4,341,355	7.4	—	小 計
1,465,987	2.8	—	1,534,835	2.5	—	1,944,650	3.1	—	1,941,957	3.3	—	地 方 債
52,049,884	100.0	—	61,894,101	100.0	—	63,735,722	100.0	—	58,489,022	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
18,955,969	32.3	36.7	20,301,044	26.0	28.7	20,921,772	30.3	33.6	21,250,138	30.7	33.9	地 方 税
421,408	0.7	0.8	432,341	0.6	0.6	451,212	0.7	0.7	454,722	0.7	0.7	地 方 譲 与 税
71,321	0.1	0.1	141,320	0.2	0.2	145,324	0.2	0.2	143,845	0.2	0.2	地方特例交付金等
8,544,937	14.5	16.5	8,110,895	10.4	11.5	9,101,160	13.2	14.6	9,307,247	13.4	14.9	地 方 交 付 税
12,902,014	22.0	25.0	29,622,837	38.0	41.9	18,693,964	27.1	30.0	18,014,119	26.0	28.7	国 県 支 出 金
10,795,362	18.4	20.9	12,080,123	15.5	17.1	12,906,609	18.7	20.7	13,498,092	19.5	21.5	そ の 他
51,691,011	88.0	100.0	70,688,560	90.6	100.0	62,220,041	90.2	100.0	62,668,163	90.4	100.0	小 計
5,187,137	8.8	—	5,577,324	7.1	—	4,216,602	6.1	—	4,321,961	6.2	—	地 方 債
1,850,534	3.2	—	1,768,230	2.3	—	2,581,418	3.7	—	2,294,943	3.3	—	繰 越 金
58,728,682	100.0	—	78,034,114	100.0	—	69,018,061	100.0	—	69,285,067	100.0	—	市 町 村 計
												純計
39,098,563	38.4	44.5	40,825,620	31.4	35.7	44,052,157	36.1	40.5	44,620,935	38.2	43.0	地 方 税
2,679,246	2.6	3.0	2,232,335	1.7	1.9	2,762,111	2.3	2.5	2,775,155	2.4	2.7	地 方 譲 与 税
118,868	0.1	0.1	225,609	0.2	0.2	222,707	0.2	0.2	216,900	0.2	0.2	地方特例交付金等
17,390,640	17.1	19.8	16,988,952	13.1	14.8	18,630,970	15.3	17.1	19,006,956	16.3	18.3	地 方 交 付 税
15,221,213	14.9	17.3	37,402,395	28.8	32.7	26,665,670	21.9	24.5	21,075,381	18.1	20.3	国 庫 支 出 金 等
13,404,435	13.2	15.2	16,808,545	12.9	14.7	16,304,259	13.4	15.0	16,119,244	13.8	15.5	そ の 他
87,912,965	86.3	100.0	114,483,456	88.0	100.0	108,637,874	89.1	100.0	103,814,571	89.0	100.0	小 計
10,688,010	10.5	—	12,260,718	9.4	—	8,781,233	7.2	—	8,642,098	7.4	—	地 方 債
3,316,521	3.3	—	3,303,065	2.5	—	4,526,068	3.7	—	4,236,900	3.6	—	繰 越 金
101,917,496	100.0	—	130,047,239	100.0	—	121,945,175	100.0	—	116,693,569	100.0	—	合 計

9
地方歳入中の割合の推移

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉱区税	274	11.8	335	2.3	329	1.3	383	0.9	414	3.8
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220		264		339		251		261	
道府県固定資産税	—	11.8	—	2.3	—	1.3	—	0.9	—	3.8
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉱産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	166.0	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	11.9	484	4.0	323	1.6	814	1.0	843	0.7
旧法による税	13,820		5,556		2,652		1,281		722	
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	0.2	303	0.2	349	0.2	339	0.2	305	0.1
共同施設税	8		17		22		21		18	
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- （注） 1 各年度とも決算額である。
- 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
- 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
- 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
- 5 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個 人 分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法 人 分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個 人 分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 たばこ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	(遊 興 飲 食 税)
474	2.4	542	2.3	605	1.9	694	2.2	810	1.8	自 動 車 税
—		—		—		—		—		鉦 区 税
331		341		351		373		387		漁 業 権 税
321		408		730		690		387		狩 猟 者 税
2,155		2,819		2,373		3,087		3,099		法 定 外 普 通 税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
—		—		—		—		—		水 利 地 益 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	軽 油 引 取 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地 税
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋 税
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産 税
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 たばこ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	2.5	441	2.8	547	2.9	入 湯 税 (目 的 税)
—	—	3,149	1.3	6,858		8,197		9,053		都 市 計 画 税
318	0.1	284		279		267		280		水 利 地 益 税
19		17		33		17		16		共 同 施 設 税
234,432		264,808		296,995		316,550		347,075		計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

12 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個 人 均 等 割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所 得 割										
法 人 均 等 割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法 人 税 割										
事 業 税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（ 個 人 分 ）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（ 法 人 分 ）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不 動 産 取 得 税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
（遊興飲食税）										
自 動 車 税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
釧 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩 猟 者 登 録 税	430		539		600		341		355	
（ 狩 猟 免 許 税 ）										
法 定 外 普 通 税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105		4,926		5,824		4,545		4,441	
旧 法 に よ る 税	33		77		40		18		20	
自 動 車 取 得 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽 油 引 取 税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個 人 均 等 割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所 得 割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法 人 均 等 割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法 人 税 割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固 定 資 産 税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土 地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家 屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償 却 資 産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交 付 金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納 付 金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽 自 動 車 税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電 気 ガ ス 税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
釧 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木 材 引 取 税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法 定 外 普 通 税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧 法 に よ る 税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都 市 計 画 税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水 利 地 益 税	283		312		308		312		309	
共 同 施 設 税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地 方 税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道 府 県 民 税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個 人 均 等 割 所 得 割 法 人 均 等 割 法 人 税 割
								197,116	11.4	
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	
								125,112	7.2	
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事 業 税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個 人 分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法 人 分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不 動 産 取 得 税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道府県たばこ消費税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娯楽施設利用税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	
825	{ 0.7	802	{ 0.7	846	{ 0.4	878	{ 0.3	861	{ 0.3	自 動 車 税
393		435		491		546		604		鉦 区 税
635		520		645		317		48		狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税)
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		法 定 外 普 通 税
15		2		1		1		15		道府県固定資産税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	旧 法 に よ る 税
64,890	{ 8.3	77,954	{ 8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	自 動 車 取 得 税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	軽 油 引 取 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	入 猟 税
										計
										市 町 村 税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個 人 均 等 割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所 得 割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法 人 均 等 割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法 人 税 割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固 定 資 産 税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純固定資産税小計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽 自 動 車 税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市町村たばこ消費税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電 気 ガ ス 税
2,420	{ 0.6	2,506	{ 0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木 材 引 取 税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法 定 外 普 通 税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧 法 に よ る 税
1,356	{ 2.7	1,469	{ 3.0	1,646	{ 3.3	1,869	{ 3.9	2,047	{ 4.0	入 湯 税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785		都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水 利 地 益 税
26		4		3		3		3		共 同 施 設 税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

10
及 地 方 税 の 税 目 別 の 収 入 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個 人 均 等 割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所 得 割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法 人 均 等 割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法 人 税 割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事 業 税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（ 個 人 分 ）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（ 法 人 分 ）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不 動 産 取 得 税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自 動 車 税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦 区 税	822		792		731		660		621	
狩 猟 者 登 録 税										
（ 狩 猟 免 許 税 ）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法 定 外 普 通 税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧 法 に よ る 税	6		4		101		110		33	
自 動 車 取 得 税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽 油 引 取 税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個 人 均 等 割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所 得 割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法 人 均 等 割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法 人 税 割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固 定 資 産 税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土 地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家 屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償 却 資 産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交 付 金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納 付 金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽 自 動 車 税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電 気 税	—	—	—	—	—	—	—	—	147,039	3.7
（ 電 気 ガ ス 税 ）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガ ス 税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉦 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木 材 引 取 税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法 定 外 普 通 税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧 法 に よ る 税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事 業 所 税	—		—		—		—		—	
都 市 計 画 税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水 利 地 益 税	321		302		334		260		260	
共 同 施 設 税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地 方 税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個 人 均 等 割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所 得 割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法 人 均 等 割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法 人 税 割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事 業 税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個 人 分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法 人 分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不 動 産 取 得 税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯 楽 施 設 利 用 税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自 動 車 税
592	0.1	530	0.1	993	0.2	961	0.2	1,029	0.2	鉦 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩 猟 者 登 録 税
183		355		821		3,401		4,589		(狩 猟 免 許 税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法 定 外 普 通 税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧 法 に よ る 税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自 動 車 取 得 税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽 油 引 取 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入 猟 税
										計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個 人 均 等 割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所 得 割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法 人 均 等 割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法 人 税 割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固 定 資 産 税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土 地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償 却 資 産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交 付 金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽 自 動 車 税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電 気 ガ ス 税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉦 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木 材 引 取 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特 別 土 地 保 有 税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法 定 外 普 通 税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧 法 に よ る 税
7,153	5.1	8,790	6.2	9,318	6.2	12,677	7.5	13,172	7.4	入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事 業 所 税
195,498		224,990		252,487		372,479		424,715		都 市 計 画 税
265		257		267		282		294		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地 方 税

10
及地方税の税目別の
割合の推入
移額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その４）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個 人 均 等 割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所 得 割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法 人 均 等 割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法 人 税 割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利 子 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事 業 税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（ 個 人 分 ）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（ 法 人 分 ）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不 動 産 取 得 税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自 動 車 税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦 区 税	1,009	0.2	967	0.2	910	0.3	958	0.3	935	0.3
狩 猟 者 登 録 税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法 定 外 普 通 税	5,140		5,111		8,661		11,575		14,700	
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧 法 に よ る 税	2		0		0		0		0	
自 動 車 取 得 税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽 油 引 取 税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入 猟 税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個 人 均 等 割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所 得 割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法 人 均 等 割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法 人 税 割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固 定 資 産 税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土 地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家 屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償 却 資 産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交 付 金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納 付 金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽 自 動 車 税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電 気 税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガ ス 税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦 産 税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木 材 引 取 税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法 定 外 普 通 税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧 法 に よ る 税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入 湯 税	13,024	7.3	13,021	7.1	13,232	7.2	13,001	7.3	13,533	7.2
事 業 所 税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都 市 計 画 税	469,084		495,211		554,396		616,356		655,370	
水 利 地 益 税	315		315		316		303		280	
共 同 施 設 税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地 方 税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道府県たばこ消費税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娯 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892	0.4	855	0.4	758	0.4	719	0.3	鉾 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348		16,628		23,055		20,880		法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道府県固定資産税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純固定資産税小計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市町村たばこ消費税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉾 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957	7.1	14,886	7.3	15,699	7.1	16,217	6.9	入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084		791,002		828,762		844,335		都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その５）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個 人 均 等 割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所 得 割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法 人 均 等 割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法 人 税 割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利 子 割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事 業 税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（ 個 人 分 ）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（ 法 人 分 ）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地 方 消 費 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲 渡 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨 物 割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 取 得 税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自 動 車 税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦 区 税	704		694		698		709		643	
狩 猟 者 登 録 税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法 定 外 普 通 税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧 法 に よ る 税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自 動 車 取 得 税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽 油 引 取 税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入 猟 税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個 人 均 等 割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所 得 割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法 人 均 等 割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法 人 税 割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固 定 資 産 税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土 地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家 屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償 却 資 産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交 付 金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽 自 動 車 税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦 産 税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法 定 外 普 通 税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧 法 に よ る 税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入 湯 税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事 業 所 税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都 市 計 画 税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水 利 地 益 税	254		196		196		190		181	
共 同 施 設 税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地 方 税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個 人 均 等 割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所 得 割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法 人 均 等 割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法 人 税 割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利 子 割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事 業 税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個 人 分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法 人 分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地 方 消 費 税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲 渡 割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨 物 割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不 動 産 取 得 税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道 府 県 た ば こ 税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴ ル フ 場 利 用 税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特 別 地 方 消 費 税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自 動 車 税
613	0.3	594	0.2	580	0.2	537	0.2	492	0.3	鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩 猟 者 登 録 税
23,903		21,256		21,980		20,467		20,211		法 定 外 普 通 税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道 府 県 固 定 資 産 税
679		515		398		207		110		旧 法 に よ る 税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自 動 車 取 得 税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽 油 引 取 税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個 人 均 等 割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所 得 割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法 人 均 等 割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法 人 税 割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固 定 資 産 税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土 地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償 却 資 産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純 固 定 資 産 税 小 計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交 付 金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽 自 動 車 税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市 町 村 た ば こ 税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特 別 土 地 保 有 税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
20,006	8.2	20,823	8.3	21,733	8.3	22,207	7.9	22,612	8.2	入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事 業 所 税
1,227,515		1,304,476		1,369,145		1,325,671		1,352,233		都 市 計 画 税
184		184		168		167		160		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

10
及 地 方 税 の 税 目 別 の 収 入 推 入 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個 人 均 等 割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所 得 割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法 人 均 等 割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法 人 税 割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利 子 割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配 当 割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事 業 税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（ 個 人 分 ）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（ 法 人 分 ）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地 方 消 費 税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲 渡 割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨 物 割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不 動 産 取 得 税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道 府 県 た ば こ 税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴ ル フ 場 利 用 税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特 別 地 方 消 費 税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自 動 車 税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦 区 税	478		474		467		441		418	
狩 猟 者 登 録 税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法 定 外 普 通 税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道 府 県 固 定 資 産 税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧 法 に よ る 税	88		49		76		48		46	
自 動 車 取 得 税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽 油 引 取 税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入 猟 税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩 猟 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法 定 外 目 的 税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個 人 均 等 割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所 得 割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法 人 均 等 割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法 人 税 割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固 定 資 産 税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土 地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家 屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償 却 資 産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交 付 金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納 付 金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽 自 動 車 税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市 町 村 た ば こ 税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦 産 税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特 別 土 地 保 有 税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法 定 外 普 通 税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧 法 に よ る 税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入 湯 税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事 業 所 税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都 市 計 画 税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水 利 地 益 税	158		156		136		95		95	
共 同 施 設 税	—		—		—		—		—	
法 定 外 目 的 税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地 方 税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個 人 均 等 割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所 得 割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法 人 均 等 割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法 人 税 割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利 子 割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配 当 割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個 人 分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法 人 分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409	0.4	407	0.4	407	0.3	401	0.2	396	0.3	鉾 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101		45,262		45,612		30,477		32,875		法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22	3.1	15	3.0	4	2.8	5	2.3	3	2.0	旧 法 に よ る 税
450,883		452,839		457,034		424,748		366,261		自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個 人 均 等 割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所 得 割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法 人 均 等 割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法 人 税 割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉾 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195	8.1	24,366	7.9	25,011	7.5	24,686	7.1	23,704	7.3	入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129		1,233,035		1,181,786		1,201,564		1,224,964		都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	—	0.0	共 同 施 設 税
1,354		1,435		1,316		1,896		1,749		法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

10
及 び 地 方 税 の 税 目 別 の 推 入 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個 人 均 等 割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所 得 割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法 人 均 等 割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法 人 税 割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利 子 割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配 当 割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事 業 税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（ 個 人 分 ）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（ 法 人 分 ）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地 方 消 費 税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲 渡 割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨 物 割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不 動 産 取 得 税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自 動 車 取 得 税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽 油 引 取 税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自 動 車 税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
鉦 区 税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩 猟 税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個 人 均 等 割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所 得 割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法 人 均 等 割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法 人 税 割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固 定 資 産 税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土 地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家 屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償 却 資 産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交 付 金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽 自 動 車 税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
鉦 産 税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入 湯 税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地 方 税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	6,138,128	33.4	5,697,595	31.1	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	118,065	0.6	119,995	0.7	個 人 均 等 割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	4,840,593	26.3	4,420,423	24.1	所 得 割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	152,975	0.8	154,466	0.8	法 人 均 等 割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	609,399	3.3	680,396	3.7	法 人 税 割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	59,315	0.3	55,808	0.3	利 子 割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	175,726	1.0	144,694	0.8	配 当 割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	182,056	1.0	121,813	0.7	株式等譲渡所得割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	4,193,929	22.8	4,450,479	24.3	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	202,482	1.1	207,353	1.1	(個 人 分)
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	3,991,446	21.7	4,243,126	23.2	(法 人 分)
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	4,735,276	25.7	4,815,475	26.3	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	3,597,961	19.6	3,583,856	19.6	譲 渡 割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	1,137,315	6.2	1,231,619	6.7	貨 物 割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	406,547	2.2	403,623	2.2	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	140,948	0.8	138,941	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	44,728	0.2	43,322	0.2	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	189,680	1.0	198,230	1.1	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	948,729	5.2	958,420	5.2	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	1,540,464	8.4	1,550,446	8.5	自 動 車 税
332		327		331		332		327		鉦 区 税
31,162	0.2	39,658	0.2	39,887	0.2	42,884	0.3	48,759	0.3	法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		2,793		4,430		10,890		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		1		1		0		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	848	0.0	813	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	9,731	0.1	10,670	0.1	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	18,396,655	100.0	18,327,990	100.0	計
										市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	9,694,910	45.1	10,532,436	47.0	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	220,007	1.0	222,468	1.0	個 人 均 等 割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	7,250,783	33.7	7,883,187	35.2	所 得 割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	439,852	2.0	442,282	2.0	法 人 均 等 割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	1,784,269	8.3	1,984,500	8.9	法 人 税 割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	9,025,405	42.0	9,083,165	40.5	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	3,387,198	15.7	3,447,783	15.4	土 地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	3,882,528	18.1	3,849,771	17.2	家 屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	1,667,580	7.8	1,698,208	7.6	償 却 資 産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	8,937,307	41.6	8,995,762	40.1	純固定資産税小計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	88,098	0.4	87,403	0.4	交 付 金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	248,597	1.2	258,116	1.2	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	862,315	4.0	850,246	3.8	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	1,737	0.0	1,648	0.0	鉦 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	585	0.0	169	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	1,889	0.0	2,254	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373		22,743		22,427		22,689		22,364		入 湯 税
355,597		361,325		365,941		371,200		378,270		事 業 所 税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	1,261,635	7.8	1,276,694	7.8	1,291,420	7.5	都 市 計 画 税
29		28		28		27		25		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	1,699	0.0	3,338	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	21,507,747	100.0	22,423,452	100.0	計
36,785,451	—	39,098,563	—	39,392,391	—	39,904,402	—	40,751,442	—	地 方 税

10
及 地 方 税 の 税 目 別 の 推 入 移 額

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その８）

（単位 百万円）

区 分	令和元年度		令和２年度		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道 府 県 税		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	5,661,125	30.9	5,502,528	30.0	5,565,788	28.0	5,564,037	26.8	5,780,305	27.6
個 人 均 等 割	121,112	0.7	122,464	0.7	122,488	0.6	122,427	0.6	122,872	0.6
所 得 割	4,423,121	24.1	4,471,049	24.3	4,415,461	22.2	4,529,381	21.8	4,608,295	22.0
法 人 均 等 割	155,237	0.8	152,817	0.8	159,579	0.8	160,834	0.8	160,312	0.8
法 人 税 割	665,961	3.6	395,201	2.2	352,075	1.8	364,560	1.8	357,577	1.7
利 子 割	30,295	0.2	32,540	0.2	25,966	0.1	21,389	0.1	22,248	0.1
配 当 割	167,028	0.9	152,195	0.8	223,882	1.1	207,461	1.0	240,721	1.2
株式等譲渡所得割	98,371	0.5	176,263	1.0	266,337	1.3	157,984	0.8	268,280	1.3
事 業 税	4,596,553	25.1	4,298,256	23.4	4,967,336	25.0	5,500,316	26.5	5,583,763	26.7
（ 個 人 分 ）	211,433	1.2	215,970	1.2	224,498	1.1	260,237	1.3	233,657	1.1
（ 法 人 分 ）	4,385,121	23.9	4,082,286	22.2	4,742,838	23.8	5,240,080	25.3	5,350,106	25.6
地 方 消 費 税	4,795,548	26.1	5,423,752	29.5	6,170,271	31.0	6,415,142	30.9	6,263,151	30.0
譲 渡 割	3,522,602	19.2	4,051,104	22.1	4,477,623	22.5	4,192,563	20.2	4,119,791	19.7
貨 物 割	1,272,946	6.9	1,372,648	7.5	1,692,648	8.5	2,222,579	10.7	2,143,360	10.3
不 動 産 取 得 税	404,198	2.2	374,327	2.0	392,076	2.0	418,482	2.0	440,641	2.1
道府県たばこ税	139,535	0.8	133,459	0.7	142,297	0.7	150,419	0.7	151,462	0.7
ゴルフ場利用税	43,075	0.2	39,361	0.2	44,402	0.2	44,706	0.2	43,951	0.2
自 動 車 取 得 税	103,867	0.6	—	—	—	—	—	—	—	—
軽 油 引 取 税	944,857	5.2	910,147	5.0	926,533	4.7	919,807	4.4	908,864	4.3
自 動 車 税	1,588,140	8.7	1,623,403	8.8	1,613,957	8.1	1,653,542	8.0	1,656,696	7.9
自動車税(～R1.9)	1,530,266	8.3	—	—	—	—	—	—	—	—
環 境 性 能 割	45,844	0.2	93,230	0.5	94,156	0.5	126,696	0.6	142,354	0.7
種 別 割	12,030	0.1	1,530,173	8.3	1,519,801	7.6	1,526,846	7.4	1,514,341	7.2
鉦 区 税	327	0.3	319	0.3	315	0.3	307	0.3	307	0.3
法 定 外 普 通 税	46,385		45,152		47,172		51,044		51,064	
道府県固定資産税	7,995		9,383		7,555		4,413		4,792	
旧 法 に よ る 税	0		5		3		970		5,133	
狩 猟 税	767	0.0	748	0.0	740	0.0	719	0.0	707	0.0
法 定 外 目 的 税	11,283	0.1	7,825	0.0	8,377	0.0	11,254	0.1	15,669	0.1
計	18,343,655	100.0	18,368,664	100.0	19,886,822	100.0	20,735,158	100.0	20,906,504	100.0
市 町 村 税										
市 町 村 民 税	10,720,345	46.9	10,239,274	45.6	10,287,931	45.7	10,616,187	45.5	10,720,387	45.2
個 人 均 等 割	225,147	1.0	227,556	1.0	227,601	1.0	227,873	1.0	228,924	1.0
所 得 割	8,099,988	35.4	8,199,125	36.5	8,103,938	36.0	8,316,470	35.7	8,463,074	35.7
法 人 均 等 割	445,686	1.9	436,147	1.9	450,424	2.0	460,108	2.0	453,376	1.9
法 人 税 割	1,949,524	8.5	1,376,446	6.1	1,505,968	6.7	1,611,735	6.9	1,575,013	6.6
固 定 資 産 税	9,286,049	40.6	9,380,072	41.8	9,322,079	41.4	9,665,969	41.5	9,896,031	41.7
土 地	3,485,345	15.2	3,479,313	15.5	3,512,037	15.6	3,559,965	15.3	3,647,415	15.4
家 屋	3,957,813	17.3	4,040,303	18.0	3,937,814	17.5	4,157,761	17.8	4,268,002	18.0
償 却 資 産	1,755,643	7.7	1,773,944	7.9	1,784,630	7.9	1,859,275	8.0	1,891,894	8.0
純固定資産税小計	9,198,802	40.2	9,293,560	41.4	9,234,482	41.0	9,577,001	41.1	9,807,311	41.4
交 付 金	87,247	0.4	86,512	0.4	87,598	0.4	88,968	0.4	88,720	0.4
軽 自 動 車 税	269,231	1.2	285,425	1.3	294,323	1.3	310,411	1.3	317,034	1.3
軽自動車税(～R1.9)	266,176	1.2	—	—	—	—	—	—	—	—
環 境 性 能 割	3,056	0.0	10,393	0.0	11,608	0.1	18,448	0.1	17,728	0.1
種 別 割	—	—	275,032	1.2	282,715	1.3	291,962	1.3	299,306	1.3
市町村たばこ税	853,879	3.7	817,068	3.6	871,125	3.9	921,002	3.9	927,469	3.9
鉦 産 税	1,770	0.0	1,802	0.0	1,627	0.0	1,605	0.0	2,093	0.0
特別土地保有税	192	0.0	82	0.0	90	0.0	74	0.0	18	0.0
法 定 外 普 通 税	2,334	0.0	2,570	0.0	2,870	0.0	2,723	0.0	3,114	0.0
旧 法 に よ る 税	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0.0	0	0.0
入 湯 税	22,498	7.6	12,357	7.7	14,109	7.7	19,438	7.7	21,914	7.7
事 業 所 税	386,702		384,463		397,283		397,579		404,318	
都 市 計 画 税	1,317,728		1,329,627		1,325,708		1,373,957		1,410,188	
水 利 地 益 税	25		25		25		25		25	
共 同 施 設 税	—		—		—		—		—	
法 定 外 目 的 税	7,041	0.0	4,193	0.0	4,946	0.0	8,029	0.0	11,842	0.0
計	22,867,795	100.0	22,456,957	100.0	22,522,117	100.0	23,316,999	100.0	23,714,431	100.0
地 方 税	41,211,450	—	40,825,620	—	42,408,938	—	44,052,157	—	44,620,935	—

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度			昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			平成7年度		
	指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比	
道 府 県 税		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%
道 府 県 民 税	220	128		742	116		1,727	125		4,175	97		8,321	113		12,457	108		21,479	117		18,826	100	
個 人 均 等 割	150	109		881	125		108	108		11	102		542	160		828	139		907	101		1,006	102	
所 得 割							126	126		373	107		709	112		1,052	106		1,232	106		1,335	108	
法 人 均 等 割	321	144		543	100		106	106		144	102		1,355	105		8,083	125		10,412	108		17,896	111	
法 人 税 割							125	125		199	76		438	116		637	111		749	87		548	107	
利 子 割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		186	186		113	81	
配 当 割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
株式等譲渡所得割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
事 業 税	234	140		409	101		1,203	124		1,864	76		3,622	117		4,886	109		8,118	100		5,567	101	
（ 個 人 分 ）	75	117		125	114		289	122		238	95		370	117		643	103		1,232	118		1,241	102	
（ 法 人 分 ）	287	143		504	100		1,509	125		2,407	76		4,708	117		6,304	109		10,420	99		7,013	101	
地 方 消 費 税	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
譲 渡 割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
貨 物 割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
不 動 産 取 得 税	262	127		793	126		1,820	138		3,477	104		5,409	116		8,332	109		11,430	94		15,100	119	
道 府 県 た ば こ 税	260	111		458	110		918	110		1,413	106		2,385	103		3,262	102		3,757	114		3,942	101	
ゴ ル フ 場 利 用 税	225	121		642	119		1,926	129		3,386	106		5,034	109		7,325	103		6,116	119		6,609	99	
特 別 地 方 消 費 税	187	125		370	111		816	115		1770	108		2631	108		3148	106		1287	130		880	97	
自 動 車 取 得 税	—	—		—	—		107	107		245	114		379	96		487	105		859	106		857	105	
軽 油 引 取 税	299	134		1,126	111		2,502	114		3,366	101		7,757	104		9,644	105		14,464	109		23,116	102	
自 動 車 税	187	121		699	153		2,183	121		4,698	112		9,942	106		13,220	102		16,253	107		20,215	104	
〔 自動車税(～R1.9) 種別割 〕	187	121		699	153		2,183	121		4,698	112		9,942	106		13,220	102		16,253	107		20,215	104	
環 境 性 能 割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
鉱 区 税	196	115		174	100		173	95		125	95		213	98		188	95		146	99		125	97	
狩 猟 者 登 録 税	—	—		115	111		196	111		584	101		996	95		804	96		669	98		593	96	
法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る	78	104		112	107		11	98		33	93		885	112		4,363	172		5,543	23		3,747	89	
道 府 県 固 定 資 産 税	190	132		183	89		164	126		96	80		354	159		570	146		699	127		462	74	
入 猟 税	—	—		109	107		172	109		509	101		848	95		658	95		545	98		475	96	
狩 猟 税	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
計	237	132		532	110		1,436	122		2,631	91		5,025	112		6,939	107		10,639	106		9,458	102	
市 町 村 税																								
市 町 村 民 税	173	122		412	112		956	126		2,678	100		5,662	117		8,986	111		13,079	104		11,907	104	
個 人 均 等 割	118	102		147	105		165	102		183	97		688	126		974	133		1,077	102		1,190	102	
所 得 割	140	114		419	117		866	125		2,700	107		5,692	117		8,884	109		12,824	109		12,923	104	
法 人 均 等 割	149	110		192	91		412	107		554	100		4,132	103		24,724	124		31,129	106		39,539	104	
法 人 税 割	309	143		534	102		1,668	129		3,970	88		8,120	115		12,357	111		18,784	94		12,327	103	
固 定 資 産 税	156	108		268	111		522	117		1,402	122		2,522	110		3,909	109		5,455	106		7,635	106	
土 地	119	102		151	102		349	126		1,510	131		2,751	108		4,133	111		5,475	102		8,057	107	
家 屋	146	110		261	115		486	112		1,091	118		2,140	113		3,450	108		5,058	108		6,934	106	
償 却 資 産	196	113		440	113		814	118		1,596	114		2,416	110		3,791	110		6,074	109		8,005	102	
交 付 金	149	107		257	109		614	116		1,302	112		2,396	112		3,513	106		4,575	108		6,381	107	
納 付 金	248	105		380	111		601	108		1,018	112		1,738	111		2,405	102		—	—		—	—	
軽 自 動 車 税	184	137		613	119		1,168	114		1,348	99		2,117	106		3,420	107		4,315	104		5,165	104	
〔 軽自動車税(～R1.9) 種別割 〕	184	137		613	119		1,168	114		1,348	99		2,117	106		3,420	107		4,315	104		5,165	104	
環 境 性 能 割	—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
市 町 村 た ば こ 税	178	111		381	111		805	111		1,239	106		2,091	103		2,869	103		3,307	113		3,480	101	
電 気 税	—	—		—	—		—	—		—	101		148	148		105	105		—	—		—	—	
（ 電 気 ガ ス 税 ）	190	121		251	108		455	114		750	99		1,796	148		2,449	105		—	—		—	—	
ガ ス 税	—	—		—	—		—	—		—	80		153	153		99	99		—	—		—	—	
鉱 産 税	133	107		140	102		140	95		161	115		261	114		266	98		155	91		127	97	
木 材 引 取 税	132	108		168	107		169	97		193	102		218	100		140	91		—	—		—	—	
特 別 土 地 保 有 税	—	—		—	—		—	—		96	96		60	99		51	94		110	123		112	97	
法 定 外 税 及 び 旧 法 に よ る	75	91		88	103		192	125		460	103		778	109		1,084	108		1,623	11		65	51	
入 湯 税	181	116		387	113		621	106		2,044	159		3,721	99		3,988	103		5,263	107		5,949	104	
事 業 所 税	—	—		—	—		—	—		—	—		173	123		246	105		359	109		383	98	
都 市 計 画 税	321	112		604	113		2,233	133		6,208	106		14,896	110		22,867	110		29,924	104		41,425	106	
水 利 地 益 税	89	101		95	98		101	107		83	102		99	107		90	102		62	77		58	100	
共 同 施 設 税	84	100		137	100		16	100		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—	
計	169	114		327	111		699	120		1,828	108		3,627	114		5,593	109		7,595	104		8,431	104	
地 方 税	195	122		406	111		983	121		2,138	99		4,166	113		6,112	108		8,768	105		8,827	103	

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税（環境性能割を除く）については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を、自動車税・軽自動車税環境性能割については令和2年度を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度			平成17年度			平成22年度			平成27年度			令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			区 分
指 数	前 年度	年 比	指 数	前 年度	年 比	指 数	前 年度	年 比	指 数	前 年度	年 比	指 数	前 年度	年 比	指 数	前 年度	年 比	指 数	前 年度	年 比	指 数	前 年度	年 比	
	%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%		%	道府県税
18,995	125		15,133	105		23,116	95		25,792	99		23,225	97		23,492	101		23,485	100		24,398	104		道府県民税
1,460	99		1,667	114		2,397	99		3,522	102		3,809	101		3,810	100		3,808	100		3,822	100		個人均等割
1,187	97		1,116	104		2,239	93		2,374	102		2,268	101		2,240	99		2,298	103		2,338	102		所得割
19,548	103		21,316	102		21,757	102		22,009	100		22,707	98		23,712	104		23,898	101		23,821	100		法人均等割
554	109		658	114		489	113		556	85		316	59		281	89		291	104		286	98		法人税割
147	334		20	65		17	89		11	85		4	133		3	75		2	67		3	150		利子割
—	—		180	133		125	434		78	348		91	512		147	474		93	550		550	116		配当割
—	—		238	238		44	92		412	133		385	179		582	151		345	59		586	170		株式等譲渡所得割
5,139	105		6,099	113		3,025	84		4,596	116		5,335	94		6,165	116		6,827	111		6,930	102		事業税
1,105	97		1,069	100		912	90		961	104		1,070	102		1,112	104		1,290	116		1,158	90		(個人分)
6,488	106		7,780	114		3,731	83		5,811	116		6,760	93		7,853	116		8,677	110		8,859	102		(法人分)
99	102		100	98		104	109		195	160		213	113		242	114		252	104		246	98		地方消費税
98	101		93	95		94	108		168	187		184	115		203	110		191	94		187	98		譲渡割
103	107		144	109		162	112		362	113		392	108		484	123		635	131		613	97		貨物割
10,865	98		9,139	104		7,264	94		7,223	101		7,177	93		7,517	105		8,023	107		8,448	105		不動産取得税
2,934	102		2,867	97		2,669	103		1,595	99		1,391	96		1,483	107		1,568	106		1,578	101		道府県たばこ税
5,510	93		4,197	97		3,697	94		3,216	99		2,663	91		3,004	113		3,025	101		2,974	98		ゴルフ場利用税
77	11		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		0	0		特別地方消費税
651	100		635	100		269	83		192	159		0	0		0	0		1	0		7	700		自動車取得税
20,954	96		18,843	99		15,928	101		16,043	99		15,793	96		16,077	102		15,961	99		15,771	99		軽油引取税
22,471	101		22,322	102		20,574	98		19,649	99		20,675	102		20,555	99		21,059	102		21,099	100		自動車税
22,471	101		22,322	102		20,574	98		19,649	99		19,488	99		19,356	99		19,445	100		19,286	99		{ 自動車税(～R1.9) 種別割
—	—		—	—		—	—		—	—		100	204		101	101		136	135		153	113		環境性能割
100	99		86	100		83	100		69	99		67	97		66	99		65	98		65	100		鉱区税
511	98		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		狩猟者登録税
4,024	113		8,832	104		8,331	111		8,365	122		9,118	92		9,561	105		10,723	112		11,486	107		法定外税及び旧法による税
518	82		762	100		241	28		105	133		435	117		351	81		205	58		222	108		道府県固定資産税
415	99		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		入猟税
—	—		385	98		292	94		146	63		117	98		116	99		112	97		110	98		狩猟税
10,598	107		10,354	105		9,538	96		12,255	115		12,491	100		13,523	108		14,100	104		14,216	101		計
																								市町村税
11,116	98		11,028	106		11,829	96		12,910	100		13,845	96		13,911	100		14,355	103		14,496	101		市町村民税
1,525	99		1,983	111		2,332	99		2,780	101		2,958	101		2,959	100		2,962	100		2,976	100		個人均等割
11,892	96		11,127	104		13,273	92		14,064	102		16,451	101		16,260	99		16,686	103		16,980	102		所得割
42,973	103		43,998	102		45,047	103		45,758	100		47,614	98		49,173	103		50,230	102		49,495	99		法人均等割
11,495	106		13,246	114		9,937	112		12,286	94		8,876	71		9,712	109		10,394	107		10,157	98		法人税割
8,189	97		8,027	101		8,117	101		7,930	100		8,496	101		8,444	99		8,755	104		8,964	102		固定資産税
8,652	99		7,865	98		8,027	100		7,840	100		8,034	100		8,110	101		8,221	101		8,423	102		土地
7,465	94		8,103	104		8,139	103		7,944	99		8,696	102		8,475	97		8,949	106		9,186	103		家屋
8,431	99		7,676	99		7,790	98		7,646	102		8,598	101		8,649	101		9,011	104		9,169	102		償却資産
8,191	108		9,194	109		9,199	101		8,704	98		8,263	99		8,367	101		8,497	102		9,169	102		交付金
—	—		115	115		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		納付金
6,119	105		7,417	104		8,696	102		9,807	103		13,978	106		14,413	103		15,201	105		15,526	102		軽自動車税
6,119	105		7,417	104		8,696	102		9,807	103		13,469	103		13,845	103		14,298	103		14,657	103		{ 軽自動車税(～R1.9) 種別割
—	—		—	—		—	—		—	—		100	345		112	112		178	159		171	96		環境性能割
4,500	100		4,397	97		4,097	103		4,869	99		4,250	96		4,531	107		4,791	106		4,824	101		市町村たばこ税
—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		電気
—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		(電気ガス税)
—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		ガス
90	97		90	110		101	89		120	105		104	102		94	90		93	99		121	130		鉱産税
—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		木材引取税
39	89		4	57		3	150		3	150		0	0		0	0		0	0		0	0		特別土地保有税
51	90		300	120		339	127		331	102		726	72		839	116		1,154	138		1,605	139		法定外税及び旧法による税
6,680	101		6,962	101		6,385	98		6,498	102		3,531	55		4,031	114		5,554	138		6,261	113		入湯税
404	101		371	102		411	100		451	102		480	100		496	103		496	100		504	102		事業所税
41,854	96		39,156	100		39,869	102		39,518	100		42,224	101		42,099	100		43,632	104		44,782	103		都市計画税
49	98		17	58		11	92		9	100		8	100		8	100		8	100		8	100		水利地益税
—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		—	—		共同施設税
8,515	98		8,351	103		8,655	99		8,990	100		9,579	98		9,607	100		9,946	104		10,116	102		計
9,318	101		9,123	104		8,995	98		10,249	106		10,702	99		11,117	104		11,547	104		11,696	101		地方税

- 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。
- 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。
- 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。
- 平成21年度において、自動車取得税及び軽油引取税が目的税から普通税に変更された。平成21年度以降の自動車取得税と軽油引取税の前年度比は、普通税分と目的税分の合計値との比較である。
- 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
区 分	均 等 割	26,101,086 人	30,098,726 人	34,047,436 人	36,014,253 人	36,086,421 人	38,092,169 人	41,047,866 人	45,441,915 人
	所 得 割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

(注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、令和6年度にお
2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の
年度以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
4 所得割の納税義務者数については、平成6年度から平成8年度及び平成10年度は、特別減税前に納税義務のある者、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
区 分	事 業 種								
	所 得 税 課 税 者	837,247 人	1,118,007 人	1,536,370 人	501,105 人	646,873 人	924,940 人	1,464,048 人	1,319,743 人
事 業 種	所 得 税 失 格 者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事 業 種	所 得 税 課 税 者	4,838 人	6,716 人	5,930 人	2,023 人	1,728 人	1,683 人	2,119 人	1,601 人
	所 得 税 失 格 者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
事 業 種	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事 業 種	所 得 税 課 税 者	83,549 人	109,529 人	166,452 人	72,232 人	116,766 人	163,550 人	227,493 人	218,623 人
	所 得 税 失 格 者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
事 業 種	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
総 計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

(注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、令和5年度においては速報値である。

(3) 法人事業税

年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
区 分	法 人 通								
	分 割 法 人	19,375 人	31,545 人	46,799 人	65,385 人	78,290 人	87,319 人	102,099 人	114,527 人
法 人 通	県 内 法 人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人	公 益 法 人 等	19,816 人	43,775 人	48,534 人	55,356 人	61,581 人	64,283 人	69,397 人	77,022 人
	人 格 な き 社 団 等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
清 算 法 人	特 定 信 託	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
	計	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
課 税 入 法 金 人 額	分 割 法 人	93 人	103 人	113 人	115 人	119 人	118 人	116 人	116 人
	県 内 法 人	91	140	154	209	243	264	282	269
課 税 入 法 金 人 額	計	184	243	267	324	362	382	398	385
総 計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

(注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、令和5年度においては速報値である。
2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年 度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
区 分	法 人 均 等 割	616,259 人	903,732 人	1,218,772 人	1,671,957 人	2,054,770 人	2,389,564 人	2,810,888 人	3,339,390 人
	法 人 税 割	585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固 定 資 産 税	計	18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

(注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、令和6年度においては速報値である。

12	17	22	27	30	令和元年度	2	3	4	5	6
46,570,162 人	55,400,971 人	59,359,667 人	60,589,276 人	63,045,227 人	63,752,432 人	64,195,908 人	64,249,644 人	64,498,120 人	64,866,586 人	65,644,333 人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	55,877,140	58,279,529	58,953,854	59,398,579	59,513,518	59,786,993	60,177,450	57,147,145

いては速報値である。
例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。
非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50
年度は、定率減税による税額控除後に納税義務のある者、令和6年度は、定額減税後に納税義務のある者の数である。

12	17	22	27	30	令和元年度	2	3	4	5
1,030,237 人	909,915 人	684,352 人	766,012 人	794,039 人	804,660 人	822,690 人	846,481 人	949,989 人	834,486 人
32,695	21,033	20,950	16,333	17,298	18,500	19,249	20,645	21,527	20,926
1,062,932	930,948	705,302	782,345	811,337	823,160	841,939	867,126	971,516	855,412
1,355 人	1,021 人	898 人	1,357 人	1,473 人	1,312 人	1,270 人	1,274 人	1,415 人	1,510 人
81	34	20	23	22	32	26	30	23	20
1,436	1,055	918	1,380	1,495	1,344	1,296	1,304	1,438	1,530
194,654 人	181,613 人	159,715 人	170,487 人	187,519 人	191,344 人	200,094 人	222,216 人	216,093 人	221,277 人
6,450	4,406	5,151	4,115	4,889	5,289	5,487	5,683	5,777	6,030
201,104	186,019	164,866	174,602	192,408	196,633	205,581	227,899	221,870	227,307
1,265,472	1,118,022	871,086	958,327	1,005,240	1,021,137	1,048,816	1,096,329	1,194,824	1,084,249

12	17	22	27	30	令和元年度	2	3	4	5
122,128 人	126,662 人	128,048 人	133,850 人	140,676 人	143,124 人	145,578 人	149,539 人	151,762 人	155,474 人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,399,020	2,467,862	2,491,895	2,512,387	2,565,525	2,620,034	2,660,800
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,532,870	2,608,538	2,635,019	2,657,965	2,715,064	2,771,796	2,816,274
87,289 人	89,462 人	92,726 人	95,611 人	98,442 人	99,080 人	99,610 人	100,415 人	98,956 人	99,456 人
31,792	43,080	52,503	59,490	66,656	67,449	67,578	68,846	69,505	70,477
7,158	12,151	12,820	16,036	20,858	21,544	22,148	23,131	25,272	26,821
30,692	34,111	37,272	33,923	36,385	38,465	36,234	36,410	35,858	40,524
	416							3	4
149 人	142 人	186 人	301 人	605 人	669 人	747 人	1,098 人	1,023 人	949 人
950	1,218	1,674	6,260	12,723	14,778	17,002	19,971	21,449	21,215
1,099	1,360	1,860	6,561	13,328	15,447	17,749	21,069	22,472	22,164
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,744,491	2,844,207	2,877,004	2,901,284	2,964,935	3,023,862	3,075,720

12	17	22	27	30	令和元年度	2	3	4	5	6
3,563,841 人	3,670,576 人	3,741,322 人	3,770,523 人	3,942,368 人	4,051,291 人	4,101,092 人	4,170,148 人	4,261,003 人	4,330,738 人	4,409,372 人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,653,441	3,799,720	3,852,467	3,897,439	3,957,471	4,037,167	4,103,105	4,180,718
43,096,333	45,551,292	47,530,329	48,610,079	49,365,589	49,309,756	49,696,701	49,485,188	50,107,017	50,205,990	50,194,379

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和6年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	1	1,739	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村税の税率等に関する調」（令和6年4月1日現在）による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和6年4月1日現在の所得割超過税率採用団体

豊岡市6.1%（平成21年度から）

(注) 4 令和6年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体

名古屋市7.7%（平成24年度から5.7%としていたが、平成30年度から県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乗せ）

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	1	1,738	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1、2に同じ。

(注) 2 令和6年4月1日現在の均等割超過税率採用団体

横浜市3,900円（平成21年度から） 神戸市3,400円（令和元年度から）

(注) 3 令和6年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体

名古屋市2,800円（平成24年度から）

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超 過 税 率						合 計
			6.1% ～6.8%	6.9% ～7.6%	7.7% ～8.3%	8.4%	小 計	不均一課税 団体	
人口50万以上の市	—	2	—	—	—	4	4	20	26
人口5万以上 50万未満の市	—	82	4	6	3	224	237	149	468
人口5万未満の市	—	68	5	4	1	193	203	27	298
町 村	—	552	6	11	16	314	347	27	926
合 計	—	704	15	21	20	735	791	223	1,718
構 成 比	0.0%	41.0%	0.9%	1.2%	1.2%	42.8%	46.0%	13.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率					不均一課税 団体	合 計
			50,100円～ 54,900円	55,000円～ 57,900円	58,000円～ 59,900円	60,000円	小 計		
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	4	5	—	26
人口5万以上 50万未満の市	—	349	—	—	—	119	119	—	468
人口5万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,338	1	1	—	378	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	22.0%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000 円)	超 過 税 率						合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	4	5	—	26
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	342	—	1	—	125	126	—	468
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,331	1	2	—	384	387	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.5%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000 円)	超 過 税 率						合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	—	26
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	342	—	—	—	126	126	—	468
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,330	1	1	—	386	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000 円)	超 過 税 率						合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	—	26
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	342	—	—	—	126	126	—	468
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,330	1	1	—	386	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.5%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000 円)	超 過 税 率						合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	—	26
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	340	—	—	—	128	128	—	468
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (400,000 円)	超 過 税 率						合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	—	26
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	340	—	—	—	128	128	—	468
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (410,000 円)	超 過 税 率						合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計	不均一課税 団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	—	26
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	340	—	—	—	128	128	—	468
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (1,750,000 円)	超 過 税 率						合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計	不均一 課税団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	—	26
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	340	—	—	—	128	128	—	468
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (3,000,000 円)	超 過 税 率						合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計	不均一 課税団体	
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	—	26
人 口 5 万 以 上 50 万 未 満 の 市	—	340	—	—	—	128	128	—	468
人口 5 万未満の市	—	214	—	1	—	83	84	—	298
町 村	—	754	—	—	—	172	172	—	926
合 計	—	1,328	1	1	—	388	390	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.3%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.7%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	税 率	市町村数	比 率	市町村数	比 率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	27	100.0	—	—	—	27	100.0	19
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	439	94.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	27	5.8	466	100.0	246
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							小計	27	5.8			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	244	81.3	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	53	17.7	300	100.0	229
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.0			
							小計	56	18.7			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	861	93.0	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	50	5.4	926	100.0	361
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6			
							小計	65	7.0			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,571	91.4	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	130	7.6	1,719	100.0	855
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.0			
							小計	148	8.6			

(注) 1 (1)の(注) 1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度 決算	昭和49年度 決算		昭和50年度 決算		昭和55年度 決算		昭和60年度 決算		平成2年度 決算		平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算	
	昭和48年度 決算	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額
道府県民税	該 当	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人均等割		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人均等割		1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	141,428	45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656
事業税	な し	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	232,968	7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105
自動車税		-	-	1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	374,396	-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761

税目	平成17年度 決算	平成18年度 決算		平成19年度 決算		平成20年度 決算		平成21年度 決算		平成22年度 決算		平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算		平成26年度 決算		
	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額		
道府県民税																				
個人均等割	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472	31	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230
所得割	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472	1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488
法人均等割	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,393	30	8,985	31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,022
法人税割	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400	46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	110,342
事業税																				
法人	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702	8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806
自動車税	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8	1	13	1	14	1	20	1	43
合 計	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040	-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税 目	昭和40年度 決 算	昭和45年度 決 算	昭和50年度 決 算	昭和55年度 決 算	昭和60年度 決 算	平成2年度 決 算	平成7年度 決 算	平成8年度 決 算	平成9年度 決 算	平成10年度 決 算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釐 産 税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入 湯 税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合 計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税 目	平成21年度 決 算	平成22年度 決 算	平成23年度 決 算	平成24年度 決 算	平成25年度 決 算	平成26年度 決 算	平成27年度 決 算	平成28年度 決 算	平成29年度 決 算	平成30年度 決 算
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	287,469	300,880	306,732	335,278
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,648	1,683	1,691	1,712
所得割	75	70	67	69	69	69	69	70	51	51
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	15,621	16,356	16,389	16,335
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	270,130	282,770	288,601	317,180
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,383	35,120	35,496	35,175
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	9,923	10,249	10,127	10,003
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,482	15,471	15,747	15,428
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,978	9,401	9,622	9,744
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	588	433	492	436
釐 産 税	8	9	10	10	9	10	11	9	9	8
入 湯 税	23	23	24	23	23	23	23	22	34	33
合 計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	321,475	336,465	342,762	370,930

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合 計

税 目	昭和40年度 決 算	昭和45年度 決 算	昭和50年度 決 算	昭和55年度 決 算	昭和60年度 決 算	平成2年度 決 算	平成7年度 決 算	平成8年度 決 算	平成9年度 決 算	平成10年度 決 算
合 計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税 目	平成21年度 決 算	平成22年度 決 算	平成23年度 決 算	平成24年度 決 算	平成25年度 決 算	平成26年度 決 算	平成27年度 決 算	平成28年度 決 算	平成29年度 決 算	平成30年度 決 算
合 計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	651,480	631,022	702,499

(単位 百万円)

14
超
過
課
税
の
状
況

平成7年度 決 算		平成8年度 決 算		平成9年度 決 算		平成10年度 決 算		平成11年度 決 算		平成12年度 決 算		平成13年度 決 算		平成14年度 決 算		平成15年度 決 算		平成16年度 決 算		税 目
団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	115	2	459	道府県民税		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	個人均等割	
45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	法人税割
7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	事業税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	1	-	1	53	法人 自動車税
-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	合 計

平成27年度 決 算		平成28年度 決 算		平成29年度 決 算		平成30年度 決 算		令和元年度 決 算		令和2年度 決 算		令和3年度 決 算		令和4年度 決 算		令和5年度 決 算		令和6年度 決 算見込		税 目
団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	団 体 数	超 過 課税額	
35	21,987	37	23,878	37	24,361	37	24,619	37	24,879	37	25,118	37	25,083	37	25,089	37	25,188	37	25,233	道府県民税
1	2,563	1	2,609	1	2,647	1	2,731	1	2,766	1	2,860	1	2,763	1	2,935	1	3,016	1	3,184	個人均等割
35	10,122	35	10,309	35	10,345	35	10,397	35	10,213	35	10,126	35	10,374	35	10,530	35	10,415	35	10,535	法人均等割
46	109,483	46	118,199	46	119,318	46	134,251	46	131,818	46	99,781	46	148,737	46	156,650	46	154,065	46	180,790	法人税割
8	142,486	8	160,021	8	131,589	8	159,570	8	165,728	8	145,043	8	168,892	8	192,360	8	198,009	8	221,354	事業税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	法人
-	286,640	-	315,016	-	288,260	-	331,569	-	335,403	-	282,927	-	355,850	-	387,564	-	390,692	-	441,096	自動車税 合 計

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	釐 産 税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入 湯 税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合 計

令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 決算見込
333,549	275,812	379,317	399,198	390,515	434,517
1,998	2,058	2,065	2,083	2,100	2,071
52	52	52	57	54	50
16,553	16,341	16,921	17,205	16,691	17,623
314,946	257,361	360,278	379,852	371,669	414,773
35,539	35,286	34,184	35,914	36,215	36,670
9,847	9,678	9,553	9,616	9,455	9,748
15,721	15,739	14,687	15,899	15,950	15,935
9,971	9,870	9,944	10,398	10,810	10,987
310	276	224	189	162	140
7	7	7	6	6	6
187	173	223	340	455	462
369,592	311,554	413,955	435,648	427,353	471,795

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合 計

令和元年度 決算	令和2年度 決算	令和3年度 決算	令和4年度 決算	令和5年度 決算	令和6年度 決算見込
704,995	594,481	769,805	823,212	818,045	912,891

15 法定外税の実施状況（令和6年度）

（1）道府県法定外普通税

令和7年1月現在								
No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 （直近の更新） 5年度決算額 （百万円）
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの（元売業者）	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (R6.4.1) 949
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (R3.11.10) 14,436
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②51,200円/千kW（3か月）（廃止措置中は2分の1）	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③375円/kg（3か月）	
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (R6.1.16) 1,675
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②59,000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可後は29,500円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③600円/kg	
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (R6.4.1) 2,165
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②59,000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可日の翌月以降29,500円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③750円/kg	
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1) 748
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②41,100円/千kW（3か月）（発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間（3か月））	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1) 1,240
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW（3か月）	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (R6.7.4) 2,257
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②60,060円/千kW（3か月）	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.21施行 (R5.6.21) 370
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②22,300円/千kW（3か月）（廃止措置中は11,150円/千kW（3か月））	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59. 11. 15施行 (R6.11.15) 4, 713
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②52, 330円/千kW (3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63. 9. 1施行 (R5.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37, 750円/千kW (3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4. 10. 8施行 (R4.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34, 900円/千kW (3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①34, 000円/千kW (3か月)	S53. 10. 18施行 (R6. 4. 1) 1, 238
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の保管 (原子炉施設)	③使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③原子炉設置者		③1, 500円/kg	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④60, 100円/kg	
			⑤使用済燃料の保管 (再処理施設)	⑤使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1, 500円/kg	
			⑥高放射性廃液の保管	⑥高放射性廃液の数量	⑥再処理事業者		⑥2, 263, 000円/m ³	
			⑦ガラス固化体の保管	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦再処理事業者		⑦1, 219, 000円/本 (420本超過分は1, 401, 000円/本)	
			⑧プルトニウムの保管	⑧プルトニウムの重量	⑧原子力事業者		⑧5, 100円/kg	
			⑨放射性廃棄物の発生	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨106, 000円/m ³	
			⑩放射性廃棄物の保管	⑩放射性廃棄物の容器の容量	⑩原子力事業者		⑩5, 100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36, 500円/kg	H3. 9. 28施行 (R6. 8. 31) 19, 601
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38, 250円/千kW (3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の貯蔵 (中間貯蔵施設)	④使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④使用済燃料貯蔵事業者		④620円/kg	
			⑤使用済燃料の受入れ	⑤受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤19, 400円/kg	
			⑥使用済燃料の貯蔵 (再処理施設)	⑥使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑥再処理事業者		⑥1, 300円/kg (当分の間8, 300円/kg)	
			⑦廃棄物の埋設	⑦廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑦廃棄物埋設事業者		⑦96, 500円/m ³	
			⑧廃棄物の管理	⑧ガラス固化体の容器の数量	⑧廃棄物管理事業者		⑧2, 971, 300円/本	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
14	宮城県	再生可能エネルギー地域共生促進税	再生可能エネルギー発電設備（太陽光、風力、バイオマスに限る。） ただし、地球温暖化対策の推進に関する法律第22条の3第3項第1号に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に基づき使用される（地域との共生が図られている）場合等は除く。	総発電出力（再生可能エネルギー発電設備の再生可能エネルギー源ごとの定格出力の合計値）	再生可能エネルギー発電設備の所有者	普通徴収	① 太陽光発電設備：620円／kW ② 風力発電設備：2,470円／kW ③ バイオマス発電設備：1,050円／kW ただし、①、②については、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第2条第5項に規定する認定発電設備であって、かつ、当該設備に係る同法第3条第2項に規定する調達価格から消費税及び地方消費税の額に相当する額を除いた額が一定の価格以上の場合は、当該額に応じて別に定める税率。	R6.4.1施行

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 宮城県再生可能エネルギー地域共生促進税は、令和6年4月1日に施行されたものであり、令和5年度の徴収実績はない。

(2) 市町村法定外普通税

令和7年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
1	静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51. 4. 1施行 (R3. 3. 31) 529
2	福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15. 5. 23施行 (R6. 5. 23) 74
3	鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	290,000円/体	H15. 11. 1施行 (R6. 1. 5) 534
4	愛媛県伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量	発電用原子炉の設置者	申告納付	550円/kg	H30. 4. 1施行 (R5. 4. 1) 406
5	新潟県柏崎市	使用済核燃料税	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管 ②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料(ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。)	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	①620円/kg ②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1kgにつき次の額を加算 1年目: 50円 2年目: 100円 3年目: 150円 4年目: 200円 5年目: 250円 (5年が上限)	R2. 10. 1施行 747
6	東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16. 6. 1施行 287
7	大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で通行して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で通行する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25. 3. 30施行 (R4. 8. 1) 370
8	広島県廿日市市	宮島訪問税	船舶により宮島町の区域に訪問(※)をする行為 (※)訪問とは、宮島町以外の区域(公有水面を除く。)から宮島町の区域(公有水面を除く。)に入域することをいう。	船舶により宮島町の区域への訪問をする回数	訪問者(※) (※)訪問者とは、旅客船舶により訪問をする旅客その他の者(旅客船舶の乗員を除く。)又は旅客船舶以外の船舶により訪問をする者であって、宮島町の区域の住民その他これに準ずる者として次に掲げるもの以外のものをいう。 (1)宮島町の区域内にある事務所又は事業所に通勤する者 (2)宮島町の区域内にある学校、保育所等に通う児童、幼児等	特別徴収、申告納付	1人1回につき100円 1年分を一時に納付する場合は、1人1年につき500円	R5. 9. 1施行 167
9	青森県むつ市	使用済燃料税	使用済燃料の貯蔵(中間貯蔵施設)	使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	使用済燃料貯蔵事業者	申告納付	620円/kg	R6. 9. 24施行 〔平年度見込額〕 7

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 青森県むつ市使用済燃料税は、令和5年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。
○ 京都府京都市非居住住宅利活用促進税は、施行日が未定とされているため記載していない。(参考: 総務大臣協議時の平年度税収見込額約954百万円)

(3) 道府県法定外目的税

令和7年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、循環的な利用、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 519
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 551
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (R5.4.1) 554
4	鳥取県	産業廃棄物処分税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (R5.4.1) 6
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 93
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処分に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 84
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 229
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 57

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 158
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 188
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 123
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 221
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 438
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 304
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 195
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 144
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 115

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 363
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 184
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 324
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 123
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 450
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 424
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 50
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 763
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 151

No	団体名	税目	課税客体	税收の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環 促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19.4.1施行 212
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が [※] 10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円	H14.10.1施行 4,399
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第3条第1項の許可を受けて行う同法第2条第2項及び第3項の営業)、国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が [※] 7千円以上15千円未満…100円 15千円以上20千円未満…200円 20千円以上…300円	H29.1.1施行 2,510
30	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易施設・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊))を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課す市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2.4.1施行 1,733
31	岐阜県	乗鞍環境 保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車て進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車…300円/回	H15.4.1施行 4

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和7年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 10
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋 立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分事業 者	申告納付	1,000円/トン	H15.10.1施行 1,085
3	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに限 る。ただし、発電用原子炉 を廃止したものはこの限り ではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	550円/kg	H29.4.1施行 (R4.4.1) 483
4	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等 により伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下 は課税免除)	H17.4.25施行 4
5	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、高校生以下 は課税免除)	H20.7.1施行 3
6	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下 は課税免除)	H23.4.1施行 13
7	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等 により座間味村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等 により座間味村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100円 (障害者、中学生以下 は課税免除)	H30.4.1施行 10
8	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 58

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
9	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が ¹ 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事等に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30.10.1施行 5,199
10	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が ¹ 5千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31.4.1施行 1,036
11	北海道 倶知安町	宿泊税	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	宿泊料金の2%	R1.11.1施行 444
12	福岡県 福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が ¹ 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円	R2.4.1施行 2,816
13	福岡県 北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業（旅館・ホテル営業、簡易宿所営業）を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業（特区民泊）を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき150円	R2.4.1施行 384

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 5年度決算額 (百万円)
14	長崎県 長崎市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が ¹ 10千円未満 …100円 10千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R5.4.1施行 297
15	北海道 二セコ町	宿泊税	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	二セコ町の優れた景観と環境を保全し、安全で心豊かに過ごすことができる癒しのリゾート地としての魅力を高めるとともに、町民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	二セコ町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が ¹ 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上100千円未満 …1,000円 100千円以上 …2,000円 ※当分の間、宿泊料金が ⁵ 0.01円未満 …100円	R6.11.1施行 〔平年度見込額〕 162
16	愛知県 常滑市	宿泊税	常滑市内に所在する次の事業に係る宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	受入環境の整備、観光資源の磨き上げ及び情報発信の充実により、さらなる来訪者の増加を図ることで新たなサービスを提供し、まちの魅力を向上させ続ける好循環を形成する費用	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	常滑市内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき 200円	R7.1.6施行 (予定) 〔平年度見込額〕 200
17	静岡県 熱海市	宿泊税	熱海市内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金を受けて行われる宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の地域社会の発展に寄与する持続的な観光振興を図る施策に要する費用	熱海市内の宿泊施設における宿泊数	熱海市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき 200円	R7.4.1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 600
18	北海道 赤井川村	宿泊税	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	赤井川村の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に充てる	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊数 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	赤井川村内に所在する宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	1人1泊につき、宿泊料金が ¹ 8千円以上20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	R7.11.1施行 (予定) 〔平年度見込額〕 42

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）・変更の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 北海道二セコ町宿泊税、愛知県常滑市宿泊税、静岡県熱海市宿泊税、北海道赤井川村宿泊税は、令和5年度徴収実績がないため、総務大臣協議時の平年度税収見込額を記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和５年度）

(単位 百万円、%)

区 分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	1,209,469	353,773	29.3	135,983	11.2	382,905	31.7	90,061	7.4	246,746	20.4
仙台	592,650	229,301	38.7	31,724	5.4	159,106	26.8	53,740	9.1	118,780	20.0
さいたま	682,341	290,530	42.6	13,457	2.0	180,841	26.5	69,851	10.2	127,662	18.7
千葉	511,176	207,965	40.7	25,446	5.0	141,874	27.8	42,770	8.4	93,121	18.2
横浜	1,985,387	886,304	44.6	42,334	2.1	525,215	26.5	132,265	6.7	399,270	20.1
川崎	812,458	387,896	47.7	501	0.1	213,990	26.3	74,707	9.2	135,364	16.7
相模原	345,889	137,544	39.8	26,540	7.7	99,331	28.7	19,774	5.7	62,700	18.1
新潟	440,273	135,601	30.8	76,945	17.5	111,519	25.3	40,352	9.2	75,856	17.2
静岡	364,751	141,996	38.9	29,727	8.2	93,815	25.7	34,010	9.3	65,203	17.9
浜松	424,171	152,373	35.9	36,165	8.5	112,697	26.6	29,399	6.9	93,536	22.1
名古屋	1,412,510	617,466	43.7	9,268	0.7	365,155	25.9	112,804	8.0	307,816	21.8
京都	966,939	320,060	33.1	65,768	6.8	243,373	25.2	54,640	5.7	283,097	29.3
大阪	1,975,047	804,353	40.7	45,701	2.3	658,190	33.3	112,033	5.7	354,770	18.0
堺	451,638	157,008	34.8	47,511	10.5	151,356	33.5	25,547	5.7	70,217	15.5
神戸	952,594	321,122	33.7	89,169	9.4	276,228	29.0	84,327	8.9	181,748	19.1
岡山	392,169	135,626	34.6	45,932	11.7	108,535	27.7	31,338	8.0	70,738	18.0
広島	711,659	246,716	34.7	65,128	9.2	209,933	29.5	62,512	8.8	127,370	17.9
北九州	617,807	181,082	29.3	75,030	12.1	177,898	28.8	54,976	8.9	128,820	20.9
福岡	1,123,213	369,937	32.9	47,618	4.2	281,108	25.0	60,074	5.3	364,477	32.4
熊本	416,919	128,069	30.7	56,776	13.6	135,720	32.6	30,345	7.3	66,010	15.8
計	16,389,061	6,204,724	37.9	966,721	5.9	4,628,790	28.2	1,215,524	7.4	3,373,302	20.6

(注) 1 普通会計における決算額である。

2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。

3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税 率		(創設) 均等割 年額 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、鉱区税、軽自動車税環境性能割、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10 万円		11 万円	12 万円	13 万円	14 万円
(新設) 8 万円		9 万円	10 万円	11 万円	13 万円
扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 7 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 6 万円	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 7 万円	扶養親族 1 人 5 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 6 万円 控除対象配偶者が ない場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 8 万円 配偶者がない場合 1 人目 9 万円	扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がない場合 1 人目 11 万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設（昭和 42 年 1 月 1 日以後に支払を 受けるべき退職手 当等）				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47 年度 1.3% (ロ) 48、49 年度 1.6% (ハ) 50、51 年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の 110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円	
配偶者控除	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円	
扶養控除	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者がいない場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者がいない場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者がいない場合 1 人目 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者がいない場合 1 人目 19 万円	
税 率			所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域 農地等の譲渡所得については、 (イ) 49 年度 1.3% (ロ) 50、51 年度 1.6% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の 5.2% (ただし 49 年度は 5.6%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事 業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税事業 所得等の金額に対 する税額の 110% 相当額	均等割 標準税率 年額 300 円

- (注) 1 昭和 50 年度欄における所得割の税率は昭和 49 年度改正によるものである。
2 昭和 52 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和 50 年度改正、(2)については昭和 51 年度改正によるものである。

52	54	55	56
20 万円	21 万円	22 万円	
20 万円	21 万円	22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 19 万円 老人扶養親族 1 人 20 万円 配偶者がいない場合 1 人目 20 万円	扶養親族 1 人 20 万円 老人扶養親族 1 人 21 万円 配偶者がいない場合 1 人目 21 万円	扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 40 万円と課税長期譲渡所得金額 の 4 分の 3 を総合課税した場合の 当該 2,000 万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額 から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 の 2 分の 1 を総合課税した場合の当 該 4,000 万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額 から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 以外の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000 万円を超え 8,000 万 円以下の額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円を超える金額の 4 分の 3 の額と の合計額を総合課税した場合の当 該 4,000 万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

3 昭和 55 年度欄における所得割の税率は、昭和 54 年度改正によるものである。

4 昭和 56 年度欄における所得割の税率は、昭和 55 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を 総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相 当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除し た金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の 1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
- 2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について
上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26 万円		28 万円
控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円	同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
均等割 標準税率 年額 700 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額 の 2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下 である場合 ③ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ④ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金 額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を 超える場合 80 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万 円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良 住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130 万円以下の金額 2% 130 万円を超える金額 3% 260 万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和 63～平成 3 年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

- 3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和 59 年度改正によるものである。
- 4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。
- 5 昭和 63 年度欄については、昭和 62 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30 万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30 万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35 万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51 万円(B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56 万円(B) 配偶者特別控除 30 万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1 人 30 万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1 人 35 万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 51 万円(B) (新設) 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 56 万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1 人 42 万円(A、B) (新設) 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 63 万円(B) (新設) 特定扶養親族 1 人 35 万円(A) (新設) 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 56 万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 500 万円以下の金額 2% 500 万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である 場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円 を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得(平成元年～3 年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の 譲渡所得(平成元年～3 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円 を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用 家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る 買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 52 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を 控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成 5 年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 4 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成 4 年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正、(2)(ロ)、(ニ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 3 月)改正によるものである。
- 2 平成 2 年度欄において、(A)とあるのは昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和 63 年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33 万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 万円 配偶者特別控除 33 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1 人 39 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 60 万円	扶養親族 1 人 33 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 38 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 54 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 59 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 45 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 66 万円 特定扶養親族 1 人 41 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 62 万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 78 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 20%相当額（20%相当額が 20 万円を超える場合は 20 万円を限度とする。）を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
均等割 標準税率 年額 1,000 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額

- 5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。
- 6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。
- 7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除 した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 （平成11年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% （平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%） 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税 率	所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6% (ロ) 長期 (1 年超) 保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1% ※ (イ)について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 21 年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ④ 国等に対する譲渡以外である場合 3% ⑤ 国等に対する譲渡である場合 1.6% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額 (7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除する (平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する (平成 18 年度改正による。)

19	20
所得割 (1) 一律 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 2% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 21 年度） ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6% ② 国等に対する譲渡である場合 2% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成 20 年度） 1.2% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 4.8% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用） 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）	配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% （平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%） ※ 3%軽減税率は、平成 22 年 12 月 31 日まで延長。 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% （平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%）

4 平成 19 年度欄において、所得割については平成 18 年度改正、それ以外については平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 20 年度欄において、配当割（※を除く。）については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2% 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)	配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した 源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 24 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

24	25	26
同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 1,500 円 〔 本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額 〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)

- 4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。
- 5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。
- 6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで 配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)	所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)

- (注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	令和元年度
	配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失 〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕
所得割(指定都市の存する区域の場合) (1) 一律 2% (ただし、分離課税に係る退職所得については 4%) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 1% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和 2 年度) ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 0.8% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 0.8% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8% ② 国等に対する譲渡である場合 1% (3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1% (4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1% (5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1% (6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1% (7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 2.4% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)	

3 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

4 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	2	3
基礎控除		43 万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて 3 段階で減、2,500 万円超の場合には消失 〔基礎控除の額 43、29、15 万円〕
配偶者控除		同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。
税率	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 5 年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%（指定都市の存する区域の場合、0.8%） (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 5 年 3 月 31 日までの譲渡）	

- (注) 1 令和 2 年度欄については、令和 2 年度改正によるものである。
- 2 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

5	8（改正案による）
	同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。
	扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。 （新設） 特定親族特別控除（仮称） 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等（その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。）で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、親族等の前年の合計所得金額に応じて納税義務者の前年の総所得金額等から控除額を控除する。 特定親族特別控除（仮称）の額について、親族等の前年の合計所得金額に応じて 7 段階で通減、123 万円超の場合には消失する。 〔 控除額 45、41、31、21、11、6、3 万円 〕
所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 8 年度） (i) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%（指定都市の存する区域の場合、0.8%） (ii) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 8 年 3 月 31 日までの譲渡）	

3 令和 5 年度欄については、令和 5 年度改正によるものである。

4 令和 6 年度改正により、令和 6 年度分に限り、合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者について、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人 10,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族（国外居住者を除く。）1 人につき 10,000 円の合計額。ただし、令和 6 年度分の所得割額を限度とする。）を控除する。

5 令和 8 年度欄については、令和 7 年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均 等 割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1% 制限税率 2% ※令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業 年度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。

令和4年度
均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除） 法人税割 課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除） ※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務の うち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及 び第 3 種事業 6% 第 3 種事業の うち助産婦業 等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者 控 除 等				特別所得税が事 業税の第 3 種事 業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者 控 除 等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は 出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び清算所得 12% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び清算所得 8% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%	普通法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 700 万円以下 9% 年 700 万円超及び清算所得 12% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12% 特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8% ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。 普通法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 600 万円以下 9% 年 600 万円超及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超及び清算所得 8%	制限税率が設けられた。 標準税率の 1.1 倍	特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超及び清算所得 8% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 9%	普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超及び清算所得 11% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11% 特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超及び清算所得 7.5% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%	普通法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6% 一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 1.3% ※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20
税 率	右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額1億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 3.8% 年 400 万円超 800 万円以下 5.5% 年 800 万円超及び清算所得 7.2% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2% 所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本又は出資の金額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所 得 割 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超及び清算所得 9.6% 3以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6% 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超及び清算所得 6.6% 〔 一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9% 〕 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6% 〔 一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9% 〕 収入金額課税法人 収 入 割 1.3% ※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則 40⑩に定められているものであり、本則（法 72 の 24 の 7）の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の 1.2 倍〕	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人) 付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 1.5% (3.8%) 年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%) 年 800 万円超及び清算所得 2.9% (7.2%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%) 所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%) 年 800 万円超及び清算所得 5.3% (9.6%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%) 特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超及び清算所得 3.6% (6.6%) 〔 一定の協同組合等については 年 10 億円超 4.3% (7.9%) 〕 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%) 〔 一定の協同組合等については 年 10 億円超 4.3% (7.9%) 〕 収入金額課税法人 収 入 割 0.7% (1.3%) ※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率
そ の 他		

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人（特別法人を除く。） のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)	所得課税法人（特別法人を除く。）の うち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 1.5% (3.8%) 年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%) 年 800 万円超 2.9% (7.2%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)		付加価値割 0.48% 資 本 割 0.2% 所 得 割 年 400 万円以下 2.2% (3.8%) 年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%) 年 800 万円超 4.3% (7.2%) 3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)
	特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 2.7% (5%) 年 400 万円超 3.6% (6.6%) [一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 3.4% (5%) 年 400 万円超 4.6% (6.6%) [一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%) [一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)]		3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%) [一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)]
	収入金額課税法人 収 入 割 0.7% (1.3%)		収入金額課税法人 収 入 割 0.9% (1.3%)
※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散（合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。）又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率		※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	令和元年度	
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	所 得 割
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円以下 3.5%
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	年 800 万円超 7%
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7%
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7% (3.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 1%	特別法人
				所 得 割
				年 400 万円以下 3.5%
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	年 400 万円超 4.9%
				一定の協同組合等については年10億円超 5.7%
				3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9%
				一定の協同組合等については年10億円超 5.7%
				収入金額課税法人
				収 入 割 1%

2	4	
電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等） （１）資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人 収 入 割 0.75% 付加価値割 0.37% 資 本 割 0.15% （２）資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 収 入 割 0.75% 所 得 割 1.85%	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人（付加価値割、資本割及び所得割により課税される法人） 付加価値割 1.2% 資 本 割 0.5% 所 得 割 1% (所得割の軽減税率の廃止)	ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人 収 入 割 0.48% 付加価値割 0.77% 資 本 割 0.32% ガス供給業（一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業以外の事業（特定ガス供給業を除く。）） （１）資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の法人 付加価値割 1.2% 資 本 割 0.5% 所 得 割 1% （２）資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等 所 得 割 年 400 万円以下 3.5% 年 400 万円超 800 万円以下 5.3% 年 800 万円超 7% 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で 資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7% （３）特別法人 所 得 割 年 400 万円以下 3.5% 年 400 万円超 4.9% 〔 一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7% 〕 3 以上の道府県に事務所等を有する法人で 資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9% 〔 一定の協同組合等については年 10 億円超 5.7% 〕 ※一般ガス導管事業及び特定ガス導管事業を行う法人は、引き続き収入割 1 %が課される。
※令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用	※令和 4 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	7・8	
税 率	○地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号イ 第 1 号ロに掲げる法人以外の法人	○地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 2 号 電気供給業（第 3 号に掲げる事業を除く。）、一般ガス導 管事業及び特定ガス導管事業、保険業並びに貿易保険業 を行う法人
	付加価値割 1.2%	
	資 本 割 0.5%	
	所 得 割 1%	収 入 割 1%
	○地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 1 号ロ 資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人（※1・2）、公 益法人等及び投資法人等（特別法人を除く。）	○地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 3 号 電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸 供給事業）を行う法人
	※1 当分の間、当該事業年度の前事業年度に第 1 号-I に該当していた 法人であって、当該事業年度に資本金と資本剰余金の合計額が 10 億円を超えるものを除く。	（イ）（ロ）に掲げる法人以外の法人
	※2 資本金と資本剰余金の合計額が 50 億円を超える法人又は相互会 社・外国相互会社の 100%子法人等であって、資本金と資本剰余 金の合計額が2 億円を超えるものを除く。	収 入 割 0.75%
		付加価値割 0.37%
		資 本 割 0.15%
	所 得 割	（ロ）第 1 号ロに掲げる法人
年 400 万円以下 3.5%	収 入 割 0.75%	
年 400 万円超 800 万円以下 5.3%	所 得 割 1.85%	
年 800 万円超 7%		
3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額 又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得	○地方税法第 72 条の 2 第 1 項第 4 号 ガス供給業（特定ガス供給業）を行う法人	
7%	収 入 割 0.48%	
	付加価値割 0.77%	
特別法人	資 本 割 0.32%	
所 得 割		
年 400 万円以下 3.5%		
年 400 万円超 4.9%		
〔 一定の協同組合等については年10 億円超 5.7% 〕		
3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額 又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得		
4.9%		
〔 一定の協同組合等については年10 億円超 5.7% 〕		
そ の 他	※1 令和 7 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 ※2 令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。	

(注) 3 令和7年度及び令和8年度欄については、令和6年度改正によるものである（改正内容は下線部）。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45	47
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		各月の延従業者の数 を期末現在の従業者 の数とした。	資本金が 1 億円以上 の法人の本社管理部門 の従業者数について は 1/2	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等						
製造業			資本金 1 億円以上の 法人の本社管理部門 の従業者数について は 1/2			
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数				
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額				
電気供給業						1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額

年度 区分	57	平成元年度	17	29	令和 4 年度
銀行業 保険業 (証券業)		証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等			本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の工場の従業者 数については 1.5 倍	本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	3/4 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/4 を固定資産 の価額 ※激変緩和のため経 過措置を講じた。			(小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 (一般送配電事業・送電事業・ 特定送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 昭和 57 年度改正で設けられた経 過措置を廃止	(配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (特定卸供給事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税 率 等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス業基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年11月改正によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	令和元年度	6
(清算基準) 基幹統計（商業統計・ 経済センサス活動調査） ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の 78 分の 22 (令和元年 10 月～) ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)	(清算基準) 基幹統計（経済センサ ス活動調査）ウェイト 50%、残り 50%を人口 で按分

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税 率 等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非 課 税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非 課 税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回500円以下 5% 1人1回500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェ ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税 率 等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税 に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の 料金(1泊につき2食 までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等にお ける特定の奉仕料(料 金の10%以下等)を課 税標準から控除するこ ととされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変 更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用 行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂におけ る免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市 町村に対して5分の1 の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等 所在市町村に対 して2分の1の 範囲内で交付	4月1日廃止

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1 万円 家屋(建築) 10 万円 家屋(その他) 5 万円	(免税点) 土地 5 万円 家屋(建築) 15 万円 家屋(その他) 8 万円	(免税点) 土地 10 万円 家屋(建築) 23 万円 家屋(その他) 12 万円	税率 4% ただし、昭和 56 年 7 月 1 日 から昭和 61 年 6 月 30 日まで に行われた住宅の取得につい ては 3% とされた。 昭和 56 年 7 月 1 日から昭和 61 年 6 月 30 日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から 4 分の 1 に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年 6 月 30 日まで 3 年間延 長された。

年度 項目	平成 12 年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成 12 年 1 月 1 日か ら平成 14 年 12 月 31 日までに行われ た場合においては 課税標準を価格の 2 分の 1 とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成 16 年 6 月 30 日まで 3 年間延長 された。	税率 4% ただし、平成 15 年 4 月 1 日から平 成 18 年 3 月 31 日までに行われた不動 産の取得については課税標準を 3% と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成 15 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日まで に行われた場合においては課税標準を価格 の 2 分の 1 とする特例措置が講じられた。	税率 4% ただし、住宅及び土地に係る税率の特 例措置については平成 21 年 3 月 31 日まで 3 年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成 18 年 4 月 1 日から 平成 20 年 3 月 31 日までの 2 年間に限 り、標準税率を 3.5% とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成 21 年 3 月 31 日まで延長する。

年度 項目	令和 6 年度
税 率 等	税率 4% ただし、住宅及び 土地に係る税率の特 例措置については令 和 9 年 3 月 31 日まで 3 年間延長する。 宅地及び宅地比準土地の取 得に係る課税標準の特例措置 について令和 9 年 3 月 31 日ま で延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合には課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合には、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30	令和3年度
税率4% 「ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。」 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。	税率4% 「ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。」 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。	税率4% 「ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。」 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。	税率4% 「ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和3年3月31日まで3年間延長する。」 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和3年3月31日まで延長する。	税率4% 「ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和6年3月31日まで3年間延長する。」 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和6年3月31日まで延長する。

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115 分の 5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円 〔ただし、昭和 61 年 5 月から 昭和 62 年 3 月までの間に行わ れた売渡し等分については、 特例措置として、1,000 本に つき 160 円を加算。〕

年度 項目	平成 15 年度	18	22	25
税 率 等	平成 15 年 7 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 969 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,074 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円	平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,504 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 716 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 860 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 411 円

年度 項目	令和 2 年度	3
税 率 等	令和 2 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 1,000 本につき 1,000 円	令和 3 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 1,000 本につき 1,070 円

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。
- 2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。
- 3 平成 30 年度欄（下欄）については、平成 30 年度改正によるものである。
- 4 令和元年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。
- 5 令和 2 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。
- 6 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	令和元年度
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円 平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	令和元年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正及び令和7年度改正案）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとされた。

また、令和7年度改正案において、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ1本に換算する仕組みに、令和8年4月及び同年10月の2段階で移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算されていたところであるが、令和2年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとされた。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場 に対し定額課 税が採用さ れた。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して 3 分の 1 を交付

8. 自動車取得税（令和元年 10 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対 しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15	令和2年度
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	令和元年度
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	令和元年10月1日に自動車取得税を廃止。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和 25 年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1 キロリットル 8,000 円	税率 1 キロリットル 10,400 円	税率 1 キロリットル 12,500 円	税率 1 キロリットル 15,000 円	税率 1 キロリットル 19,500 円 (2 年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2 年度間延 長された。

年度 項目	平成 22 年度	23
税 率 等	平成 30 年 3 月 31 日までの 10 年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成 21 年度の税率水準（1 キロリットル 32,100 円）を維持することとされた。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1 キロリットル 15,000 円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされた。	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日まで の間適用する暫定税率 が1キロリットル当たり 32,100円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. 自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度		
税 率 等	自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。 （平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、 消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。）		
	令和元年10月1日以後取得分 〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車、 クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税 非課税
	ガソリン車、LPG車 （ハイブリッド車を含む）	2020年度燃費基準+20%達成	100分の1
		2020年度燃費基準+10%達成	
		2020年度燃費基準達成	100分の2
		2015年度燃費基準+10%達成	100分の1
	上記以外の車		100分の3 100分の2
	（注）ガソリン車及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★） 又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。		
	※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。		

年度 項目	令和5年度		
税 率 等	令和6年1月1日以後取得分 〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税 非課税
	ガソリン車、LPG車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準85%達成	100分の1
		2030年度燃費基準80%達成	
		2030年度燃費基準70%達成	100分の2
		2030年度燃費基準60%達成	100分の1
	上記以外の車又は2020年度燃費基準未達成車		100分の3 100分の2
	（注）ガソリン車及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★） 又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。 ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30規制適合又はH21規制適合のものに限る。		
	※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。		

令和3年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車、LPG 車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 85%達成		
	2030 年度燃費基準 75%達成	100 分の 1	
	2030 年度燃費基準 65%達成	100 分の 2	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 60%達成		100 分の 1
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車		100 分の 3	100 分の 2

(注) ガソリン車及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★★）

又は H17 規制から NOx75%低減（★★★★★）のものに限る。

ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30 規制適合又は H21 規制適合のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

令和7年4月1日以後取得分

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、 天然ガス自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）、 プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車、LPG 車、ディーゼル車 （ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 95%達成	100 分の 1	
	2030 年度燃費基準 90%達成		
	2030 年度燃費基準 85%達成		
	2030 年度燃費基準 80%達成	100 分の 2	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 75%達成		
	2030 年度燃費基準 70%達成	100 分の 3	100 分の 1
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車	100 分の 2		

(注) ガソリン車及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50%低減（★★★★★）

又は H17 規制から NOx75%低減（★★★★★）のものに限る。

ディーゼル車に適用する排ガス要件は、H30 規制適合又は H21 規制適合のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

- (注) 1 令和元年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成 28 年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。
- 2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。
- 3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正によるものである。

②種別割（令和元年 10 月 1 日～）（令和元年 9 月 30 日まで自動車税）

年度 項目	昭和 25 年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000 円 営業用 10,000 円 トラック及びバス 10,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 4,500 円 その他 3,000 円 三輪車 2,000 円 二輪車 1,000 円 軽自動車 500 円	普通自動車 自家用 30,000 円 営業用 14,000 円 トラック 14,000 円 バス 観光用 25,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200 円 営業用 4,200 円 三輪車 2,800 円 二輪車 1,400 円 軽自動車 700 円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000 円 120 インチ超 60,000 円 営業用 120インチ以下 15,000 円 120 インチ超 30,000 円 トラック 自家用 揮発油 15,000 円 その他 23,000 円 営業用 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 バス 観光用 揮発油 30,000 円 その他 45,000 円 その他 揮発油 14,000 円 その他 21,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 自家用 4,300 円 営業用 3,300 円 二輪車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	トラック及び バスについて 「揮発油を燃 料とする自動 車」以外の税 率が「揮発油 を燃料とする 自動車」の標 準税率まで引 き下げられ た。	二輪小型自動 車及び軽自動 車が市町村税 の軽自動車税 の課税客体と された。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000 円 3.048 メートル超 60,000 円 営業用 3.048メートル以下 15,000 円 3.048 メートル超 30,000 円 トラック 15,000 円 バス 観光用 30,000 円 その他 14,000 円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000 円 営業用 8,000 円 三輪車 3,800 円	小型四輪車 乗用車 自家用 1 リットル以下 12,000 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 14,000 円 1.5 リットル超 16,000 円 営業用 1 リットル以下 6,000 円 1 リットル超 1.5リットル以下 7,000 円 1.5 リットル超 8,000 円

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18
税 率 等	トラック（三輪の小型自動車を除く。） 営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 1 トン以下 6,500 円 5 トン超 6 トン以下 22,000 円 1 トン超 2 トン以下 9,000 円 6 トン超 7 トン以下 25,500 円 2 トン超 3 トン以下 12,000 円 7 トン超 8 トン以下 29,500 円 3 トン超 4 トン以下 15,000 円 8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで 4 トン超 5 トン以下 18,500 円 ごとに 4,700 円を加算した額 自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。） 1 トン以下 8,000 円 5 トン超 6 トン以下 30,000 円 1 トン超 2 トン以下 11,500 円 6 トン超 7 トン以下 35,000 円 2 トン超 3 トン以下 16,000 円 7 トン超 8 トン以下 40,500 円 3 トン超 4 トン以下 20,500 円 8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで 4 トン超 5 トン以下 25,500 円 ごとに 6,300 円を加算した額 けん引自動車 営業用 小型自動車 7,500 円 普通自動車 15,100 円 自家用 小型自動車 10,200 円 普通自動車 20,600 円 被けん引自動車 営業用 小型自動車 3,900 円 普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円 普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 3,800 円を加算した額 自家用 小型自動車 5,300 円 普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円 普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに 5,100 円を加算した額 ※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額 を加算した額 営業用 自家用 1 リットル以下 3,700 円 1 リットル以下 5,200 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円 1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円 1.5 リットル超 6,300 円 1.5 リットル超 8,000 円 バス（三輪の小型自動車を除く。） 営業用 一般乗合用 一般乗合用以外 30 人以下 12,000 円 30 人以下 26,500 円 30 人超 40 人以下 14,500 円 30 人超 40 人以下 32,000 円 40 人超 50 人以下 17,500 円 40 人超 50 人以下 38,000 円 50 人超 60 人以下 20,000 円 50 人超 60 人以下 44,000 円 60 人超 70 人以下 22,500 円 60 人超 70 人以下 50,500 円 70 人超 80 人以下 25,500 円 70 人超 80 人以下 57,000 円 80 人超 29,000 円 80 人超 64,000 円 自家用 30 人以下 33,000 円 30 人超 40 人以下 41,000 円 40 人超 50 人以下 49,000 円 50 人超 60 人以下 57,000 円 60 人超 70 人以下 65,500 円 70 人超 80 人以下 74,000 円 80 人超 83,000 円	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の 1.5 倍）

令和元年度
自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年 10 月 1 日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。 令和元年 10 月 1 日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。 乗用車 自家用 1リットル以下 25,000 円 1リットル超1.5リットル以下 30,500 円 1.5リットル超2リットル以下 36,000 円 2リットル超2.5リットル以下 43,500 円 2.5リットル超3リットル以下 50,000 円 3リットル超3.5リットル以下 57,000 円 3.5リットル超4リットル以下 65,500 円 4リットル超4.5リットル以下 75,500 円 4.5リットル超6リットル以下 87,000 円 6リットル超 110,000 円

(注) 令和元年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成 28 年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、令和元年度改正によるものである。

税率の特例

年度 項目	平成 14 年度	16
税 率 等	軽 減 (平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度))	軽 減 (平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成
	☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 13%軽減	標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23
税 率 等	軽 減 (平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))	軽 減 (平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))
	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成
	★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +15%以上達成	標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
軽 減〔平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準達成 ★★★ かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 10%重課	軽 減〔平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +20%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +10%以上達成 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 7 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
8 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
9 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
10 ★★★★★ は 〃 50%以上 〃

25	27
軽 減〔平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +10%以上達成 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 〃 25%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 10%重課	軽 減〔平成 26 年度・27 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 (2020 年度燃費基準達成車) 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+20%達成 (2020 年度燃費基準未達成車) ★★★★かつ 2015 年度燃費基準+10%達成 〃 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG 車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)

- (注) 4 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。
5 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
6 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)	軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%達成 標準税率より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%達成 " 50%軽減 ※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置 重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 平成 29 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。

令和4年度	8
軽 減 〔 令和3年度・4年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕 電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車 標準税率より概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車) 〃 概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度燃費基準 70%達成(営業用乗用車) 〃 概ね50%軽減 ※ 令和5年度・6年度新車新規登録分は令和4年度新車新規登録分と同様の措置 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)	軽 減 〔 令和7年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 〕 電気自動車 天然ガス自動車 (平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの) プラグインハイブリッド自動車 標準税率より概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度燃費基準 90%達成(営業用乗用車) 〃 概ね75%軽減 重 課 新車新規登録から 11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車 標準税率より概ね15%重課 (トラック及びバスは概ね10%重課)

- (注) 4 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの(なお、当該措置の対象からクリーンディーゼル車を除くことについては、令和3年度改正によるもの)、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 5 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 6 令和8年度欄については、令和5年度改正によるものである。

11. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	33
税 率 等	附加価値税が創設され、実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。 漁業権税 賃貸料の 10%	附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。 漁業権税は廃止された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。 狩猟者税の税率が改正された。	附加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。

年度 項目	昭和 58 年度	平成 14 年度	16
税 率 等	鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の 1.1 倍程度に改正された。 (鉱区税) 1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 採掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 400 円 2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長 1,000 メートルごとに 年額 600 円 河床でないもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円 など (狩猟者登録税及び入猟税) 1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000 円又は 4,500 円 (入) 6,500 円 2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300 円 (入) 2,200 円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、 甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成 15 年 4 月 16 日施行)	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など

年度 項目	令和元年度	6
税 率 等	対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が 5 年度間延長された。	対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が 5 年度間延長された。

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ 3 分の 2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の 2 倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 3 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。	平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。 1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除 3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1

Ⅱ 市町村税
1. 市町村民税
① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税 率	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3) その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 1,000 円 (2) 年額 750 円 (3) 年額 500 円	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3) その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 900 円 (2) 年額 650 円 (3) 年額 400 円	所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20%	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3) その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 800 円 (2) 年額 550 円 (3) 年額 300 円	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 以下左に同じ	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%
	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 制限税率 10% (3) 第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1) 方式のみしかとれない。	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 10% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 20%		所得割 (1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2) 第二課税方式 本文 (3) 第二課税方式 但書 制限税率 7.5% (4) 第三課税方式 本文 (5) 第三課税方式 但書 制限税率 15%		

33	34	35	37	38	39
			9 万円		
			1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者が ある場合 1 人目 5 万円		
所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 % (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2.0% 3 万円を超える金額 2.2% 5 万円 " 3.0% 8 万円 " 3.1% 15 万円 " 3.5% 20 万円 " 4.1% 30 万円 " 4.4% 50 万円 " 5.4% 80 万円 " 5.5% 100 万円 " 6.3% 120 万円 " 6.5% 150 万円 " 7.2% 200 万円 " 7.4% 250 万円 " 8.1% 300 万円 " 8.3% 400 万円 " 9.1% 500 万円 " 9.2% (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2.3% 3 万円を超える金額 2.5% 4 万円 " 3.5% 7 万円 " 3.8% 13 万円 " 4.3% 17 万円 " 5.2% 25 万円 " 5.8% 40 万円 " 7.5% 60 万円 " 7.9% 75 万円 " 9.5% 90 万円 " 10.0% 110 万円 " 11.8% 140 万円 " 12.3% 170 万円 " 14.5% 200 万円 " 15.1% 250 万円 " 17.8% 300 万円 " 18.5% 350 万円 " 21.7%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 5 万円以下の金額 2% 5 万円 を超える金額 3% 20 万円 " 4% 50 万円 " 5% 100 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 3 万円以下の金額 2% 3 万円 を超える金額 3% 8 万円 " 4% 20 万円 " 5% 40 万円 " 6% 60 万円 " 7% 80 万円 " 8% 110 万円 " 9% 140 万円 " 11% 180 万円 " 13% 270 万円 " 16% 380 万円 " 20% 580 万円 " 24%	所得割 (1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24% (2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準抛税率 10 万円 以下の金額 2% 10 万円 を超える金額 3% 10 万円 以下の金額 2% 10 万円 を超える金額 3% 以下左に同じ (4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準抛税率 5 万円以下の金額 2% 5 万円 を超える金額 3% 10 万円 を超える金額 4% 以下左に同じ	所得割 (1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準抛税率 10 万円以下の金額 2% 10 万円 を超える金額 3% 20 万円 " 4% 50 万円 " 5% 100 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準抛税率 15 万円以下の金額 2% 15 万円 を超える金額 3% 40 万円 " 4% 70 万円 " 5% 以下左に同じ	所得割の不均衡是正 1 40 年度適用 (1) 本文方式へ統一（但書方式の廃止） (2) 標準税率の法定（段階、税率は左に同じ） (3) 制限税率の法定（標準税率の1.5 倍の率） 2 39 年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所得控除とした。 (2) 専従者の税額控除の最低限の法定 3 上記1、2による減収については市町村民税臨時減税補てん債により元利とも補てんすることとされた。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10 万円		11 万円	12 万円	13 万円
配偶者控除	(新設) 8 万円		9 万円	10 万円	11 万円
扶養控除	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者がいない 場合 1 人目 7 万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1 人目 6 万円	扶養親族 1 人 4 万円 控除対象配偶者がいない 場合 1 人目 7 万円	扶養親族 1 人 5 万円 控除対象配偶者がいない 場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 6 万円 控除対象配偶者がいない 場合 1 人目 8 万円	扶養親族 1 人 8 万円 配偶者がいない場合 1 人目 9 万円
税 率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設（昭和 42 年 1 月 1 日以後に受け るべき退職手当等）				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47 年度 2.7% (ロ) 48、49 年度 3.4% (ハ) 50、51 年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110% 相当額

46	47	48	49	50
14 万円	15 万円	16 万円	18 万円	19 万円
13 万円	14 万円	15 万円	18 万円	19 万円
扶養親族 1 人 10 万円 配偶者がいない場合 1 人目 11 万円	扶養親族 1 人 11 万円 配偶者がいない場合 1 人目 12 万円	扶養親族 1 人 12 万円 配偶者がいない場合 1 人目 14 万円 (新設) 老人扶養親族 14 万円	扶養親族 1 人 14 万円 老人扶養親族 1 人 16 万円 配偶者がいない場合 1 人目 16 万円	扶養親族 1 人 17 万円 老人扶養親族 1 人 19 万円 配偶者がいない場合 1 人目 19 万円
		所得割 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 50 万円 " 4% 80 万円 " 5% 110 万円 " 6% 150 万円 " 7% 250 万円 " 8% 400 万円 " 9% 600 万円 " 10% 1,000 万円 " 11% 2,000 万円 " 12% 3,000 万円 " 13% 5,000 万円 " 14%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち 特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額

(注) 昭和 50 年度欄における所得割の税率は、昭和 49 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20 万円	21 万円
配偶者控除		20 万円	21 万円
扶養控除		扶養親族 1 人 19 万円 老人扶養親族 1 人 20 万円 配偶者がいない場合 1 人目 20 万円	扶養親族 1 人 20 万円 老人扶養親族 1 人 21 万円 配偶者がいない場合 1 人目 21 万円
税 率	均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 1,700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,200 円 (3)その他の市町村 年額 700 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200 円 (2) 年額 1,600 円 (3) 年額 1,000 円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得 (52～56 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額の 4 分の 3 を総合課税した場合の当該 2,000 万円を超える部分に係る上積み 税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域 農地等の譲渡所得 (52～54 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円 を超える場合 68 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 2,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和 52 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和 50 年度改正、(2)については昭和 51 年度改正によるものである。
- 2 昭和 55 年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和 54 年度改正によるものである。
- 3 昭和 56 年度欄における所得割の税率は、昭和 55 年度改正によるものである。

55	56
22 万円	
22 万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23 万円
扶養親族 1 人 22 万円 老人扶養親族 1 人 23 万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1 人 26 万円	
均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 2,000 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 1,500 円 (3) その他の市町村 年額 1,000 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,600 円 (2) 年額 2,000 円 (3) 年額 1,400 円 所得割 (1) 30 万円以下の金額 2% 30 万円を超える金額 3% 45 万円 " 4% 70 万円 " 5% 100 万円 " 6% 130 万円 " 7% 230 万円 " 8% 370 万円 " 9% 570 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% 2,900 万円 " 13% 4,900 万円 " 14% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 を総合課税した場合 の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計 (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (55～57 年度) ㊦ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% ㊧ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額 の 4%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和 56 年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を 超え 8,000 万円以下の金額の 2 分の 1 の額と 8,000 万円 を超える金額の 4 分の 3 の額との合計額を総合課税した 場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額と の合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56 年度までの適用期限を廃止)

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25 万 3 千円	26 万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25 万円	控除対象配偶者 25 万 3 千円 老人控除対象配偶者 26 万 3 千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29 万 3 千円	控除対象配偶者 26 万円 老人控除対象配偶者 27 万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30 万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 25 万円	扶養親族 1 人 25 万 3 千円 老人扶養親族 1 人 26 万 3 千円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 29 万 3 千円 同居老親等扶養親族 1 人 30 万 3 千円	扶養親族 1 人 26 万円 老人扶養親族 1 人 27 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 30 万円 同居老親等扶養親族 1 人 31 万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60 年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 2,500 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,000 円 (3)その他の市町村 年額 1,500 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200 円 (2) 年額 2,600 円 (3) 年額 2,000 円 所得割 20 万円以下の金額 2.5% 20 万円を超える金額 3% 45 万円 " 4% 70 万円 " 5% 95 万円 " 6% 120 万円 " 7% 220 万円 " 8% 370 万円 " 9% 570 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% 2,900 万円 " 13% 4,900 万円 " 14%

- (注) 1 昭和 58 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 57 年度改正によるものである。
2 昭和 59 年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ 7 千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設) 配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61～63 年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 ①a 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ①b 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61～63 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60 万円以下の金額 3% 60 万円を超える金額 5% 130 万円 " 7% 260 万円 " 8% 460 万円 " 10% 950 万円 " 11% 1,900 万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和 63～平成 3 年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和 63～平成 3 年度) (4) 賦課制限の廃止

- 3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和 59 年度改正によるものである。
- 4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。
- 5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30 万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30 万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35 万円 (A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51 万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56 万円 (B) 配偶者特別控除 30 万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1 人 30 万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1 人 35 万円 (A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 51 万円 (B) (新設) 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 56 万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1 人 42 万円 (A、B) (新設) 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 63 万円 (B) (新設) 特定扶養親族 1 人 35 万円 (A) (新設) 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 56 万円 (A、B)
税 率	所得割 (1) 120 万円以下の金額 3% 120 万円を超える金額 8% 500 万円 " 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元年～3 年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え (交換) の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 108 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成 5 年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 4 年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (～平成 4 年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和 63 年度(昭和 63 年 3 月)改正によるものである。
- 2 平成 2 年度欄において、(A)とあるのは昭和 63 年度(昭和 63 年 12 月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和 63 年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもの、又は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33 万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59 万円 配偶者特別控除 33 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1 人 39 万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1 人 60 万円	扶養親族 1 人 33 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 38 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 54 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 59 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 45 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 66 万円 特定扶養親族 1 人 41 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 62 万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1) 人口 50 万以上の市 年額 3,000 円 (2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,500 円 (3) その他の市町村 年額 2,000 円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800 円 (2) 年額 3,200 円 (3) 年額 2,600 円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 220 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 6%に 相当する金額との合計額

- (注) 1 平成 6 年度欄における所得割の税率は、平成 4 年度改正によるものである。
- 2 平成 6 年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 20%相当額（20%相当額が 20 万円を超える場合は 20 万円を限度とする。）を控除した。
- 3 平成 7 年度欄については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。
- 4 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額（15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除した。

9	10
所得割 (1) 200 万円以下の金額 3% 200 万円を超える金額 8% 700 万円を超える金額 12% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 12% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 380 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 14 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止

5 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。

6 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

7 平成 10 年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成 8 年度改正によるものである。

8 平成 10 年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人 17,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 1 人につき 8,500 円の合計額。ただし、平成 10 年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額	均等割 標準税率 年額 3,000 円 所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～） (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2% ※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%

- 3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。
- 4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
- 5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
- 6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税率	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （イ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% （ロ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度） ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額 （ハ）短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 6% ② 国等に対する譲渡である場合 3.4% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%	所得割 (1) 一律 6% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （イ）長期譲渡所得 3% （ロ）長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度） ① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% ② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 （ハ）長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4% ② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 （ニ）短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4% ② 国等に対する譲渡である場合 3% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3% 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8% (4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3% (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 7.2% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）

- (注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税 率	所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 3,500 円 〔 本則税率 年額 3,000 円に 〕 年額 500 円を加算した額 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)

- (注) 1 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるものである。
- 2 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正(平成 23 年 6 月)によるものである。
- 3 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正(平成 23 年 12 月)によるもの、その他の記載については、平成 26 年度改正によるものである。

27	29
所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 27 年度～） 3% ※軽減税率は平成 26 年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成 27 年度～） 3% ※軽減税率は平成 26 年度まで	所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 29 年度～） 3% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成 29 年度～） 3% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率（平成 29 年度～） 3% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 2 年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡）

4 平成 27 年度欄については、平成 23 年度改正によるものである。

5 平成 29 年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成 25 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 29 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失) 配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失 〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕
扶養控除		
税 率	所得割(指定都市の場合) (1) 一律 8% (ただし、分離課税に係る退職所得については6%) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得 4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円以下である場合 3.2% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から2,000 万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円以下である場合 3.2% ② 課税長期譲渡所得金額が6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から6,000 万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (ニ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2% ② 国等に対する譲渡である場合 4% (3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4% (5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4% (6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4% (7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 9.6% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、令和2年3月31日までの譲渡については特例不適用)	

- (注) 1 平成30年度欄については、平成29年度改正によるものである。
2 令和元年度欄については、平成29年度改正によるものである。

2	3
	43 万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて 3 段階で通減、2,500 万円超の場合には消失 〔基礎控除の額 43、29、15 万円〕
	同一生計配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げる。
	扶養親族の前年の合計所得金額要件を 48 万円以下に引き上げる。
所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和 5 年度） (i) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%（指定都市の存する区域の場合、3.2%） (ii) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額） (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和 5 年 3 月 31 日までの譲渡）	

- (注) 3 令和 2 年度欄については、令和 2 年度改正によるものである。
- 4 令和 3 年度欄については、平成 30 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	5	8 (改正案による)
基礎控除		
配偶者控除		同一生計配偶者の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を 58 万円以下に引き上げる。 (新設) 特定親族特別控除 (仮称) 所得割の納税義務者が生計を一にする年齢 19 歳以上 23 歳未満の親族等 (その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除くものとし、前年の合計所得金額が 123 万円以下であるものに限る。) で控除対象扶養親族に該当しないものを有する場合、親族等の前年の合計所得金額に応じて納税義務者の前年の総所得金額等から控除額を控除する。 特定親族特別控除 (仮称) の額について、親族等の合計所得金額に応じて 7 段階で通減、123 万円超の場合には消失する。 〔 控除額 45、41、31、21、11、6、3 万円 〕
税 率	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和 8 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (指定都市の存する区域の場合、3.2%) (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (指定都市の存する区域の場合、64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額) (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～令和 8 年 3 月 31 日までの譲渡)	

- (注) 1 令和 5 年度欄については、令和 5 年度改正によるものである。
- 2 令和 6 年度改正により、令和 6 年度分に限り、合計所得金額が 1,805 万円以下の納税義務者について、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額 (本人 10,000 円、控除対象配偶者又は扶養親族 (国外居住者を除く。)) 1 人につき 10,000 円の合計額。ただし、令和 6 年度分の所得割額を限度とする。) を控除する。
- 3 令和 8 年度欄については、令和 7 年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率（制限税率） 人口 50 万以上の市 2,400 円（4,000 円） 人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円（3,000 円） 上記以外の市並びに町村 1,200 円（2,000 円）	法人税割 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税割 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9.0% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円（1,000,000 円） (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円（560,000 円） (3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円（134,000 円） (4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円（40,000 円） (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円（13,000 円）	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円（1,000,000 円） (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円（560,000 円） (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円（134,000 円） (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円（40,000 円） (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円（13,000 円） 法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額との合計額	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円（1,500,000 円） (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円（1,000,000 円） (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円（270,000 円） (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円（100,000 円） (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であつて、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 48,000 円（80,000 円） (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円（27,000 円）

42	45	49	51	52
均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000 円(7,000 円) (2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400 円(4,000 円)	法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000 円(20,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200 円(12,000 円)	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000 円(134,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000 円(13,000 円)

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000 円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000 円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000 円	均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍) (1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000 円 (4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000 円 (5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000 円 (7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000 円 (8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000 円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000 円	均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍） (1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円 (2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円 (3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円 (5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円 (6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円 (7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円 (8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円 (9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円	法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額	法人税割 標準税率 6% 制限税率 8.4% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用

令和4年度
均等割
資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額（連結個別資本金等の額を削除）
法人税割
課税標準を法人税額とする（個別帰属法人税額を削除）
※上記は国税における連結納税制度の見直しに伴う改正

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8 万円 家屋 5 万円 償却資産 30 万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100 分の 1.7 を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和 47 年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の 2 分の 1 の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15 万円 家屋 8 万円 償却資産 100 万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 57 年度から昭和 59 年度まで昭和 54 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.3 倍超 1.5 倍以下、1.7 倍超 1.9 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 57 年度から昭和 59 年度まで昭和 54 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.3 倍超 1.5 倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 60 年度から昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 60 年度から昭和 62 年度まで昭和 57 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 63 年度から平成 2 年度まで昭和 60 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 63 年度から平成 2 年度まで昭和 60 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.075 倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)	(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。 (3) 農地（特定市街化区域農地を除く。） 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。 (2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
1 土地 (1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成 6 年度から平成 8 年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成 6 年度から平成 8 年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注 3) (2) 一般農地 評価替えに伴い、平成 6 年度から平成 8 年度まで平成 3 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 1 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。(注 3) 2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る 3%減価の措置が講ぜられた。(注 4)	地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。

12	13	14	15
平成 9 年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の 80%から平成 12 年度、平成 13 年度に 75%、平成 14 年度に 70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を 12%以上（現行：25%以上）とすることとされた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。	(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成 14 年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去 3 年間 15%以上とする措置が講ぜられた。 (2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の 3 分の 1 とする等の措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。 (2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	(1) 宅地等 - 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 - 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 - 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 - 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 - 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。	(1) 宅地等 - 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 - 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 - 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 - 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 - 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
(1) 宅地等 ①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。 ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあっては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあっては評価額の60%、住宅用地にあっては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 ②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。 (3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。	(1) 宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 (2) 農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30	令和2年度
(1) 宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。	(1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化 ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとされた。 (2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大 ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされた。（令和3年度分以後の固定資産税について適用）

(固定資産税つづき)

年度 項目	令和3年度	4
税 率		
そ の 他	(1)宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 (2)農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・令和3年度限りの措置として、農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。	令和4年度限りの措置として、商業地等（負担水準が60%未満の土地に限る。）の令和4年度の課税標準額を、令和3年度の課税標準額に令和4年度の評価額の2.5%（現行：5%）を加算した額（ただし、当該額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。）とすることとされた。

6
(1) 宅地等 ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 (2) 農地 ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

3. 軽自動車税

①環境性能割（令和元年 10 月 1 日～）

年度 項目	令和元年度		
税 率 等	軽自動車税環境性能割の導入 令和元年 10 月 1 日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 〔平成 28 年度税制改正により、消費税率 10% 引上げ時である平成 29 年 4 月 1 日に導入することとしていたが、 消費税率 10% への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年 10 月 1 日に変更された。〕		
	令和元年 10 月 1 日以後取得分 〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10% 低減）		非課税 非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2020 年度燃費基準+10% 達成	
		2020 年度燃費基準 達成	100 分の 1 100 分の 0.5
		2015 年度燃費基準+10% 達成	
	上記以外の車		100 分の 2 100 分の 2
	（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50% 低減（★★★★） 又は H17 規制から NOx75% 低減（★★★★）のものに限る。		
	※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。		

年度 項目	令和 5 年度		
税 率 等	令和 6 年 1 月 1 日以後取得分 〔乗用車〕		
	区分		税率
			自家用 営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10% 低減）		非課税 非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 80% 達成	
		2030 年度燃費基準 70% 達成	100 分の 1 100 分の 0.5
		2030 年度燃費基準 60% 達成	
	上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車		100 分の 2 100 分の 2
	（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30 規制から NOx50% 低減（★★★★） 又は H17 規制から NOx75% 低減（★★★★）のものに限る。		
	※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。		

令和3年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 75%達成 （2020 年度燃費基準達成車に限る）		
	2030 年度燃費基準 60%達成 （2020 年度燃費基準達成車に限る）	100 分の 1	100 分の 0. 5
	2030 年度燃費基準 55%達成	100 分の 2	100 分の 1
上記以外の車	100 分の 2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

令和7年4月1日以後取得分
〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、 天然ガス軽自動車（H30 規制適合又は H21 規制から NOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）	2030 年度燃費基準 80%達成		
	2030 年度燃費基準 75%達成	100 分の 1	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 70%達成	100 分の 2	100 分の 1
上記以外の車又は 2020 年度燃費基準未達成車	100 分の 2		

（注）ガソリン車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）
又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の軽自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

（注） 1 令和元年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。

2 令和3年度欄については、令和3年度改正によるものである。

3 令和5年度欄・令和7年度欄については、令和5年度改正によるものである。

② 種別割（令和元年 10 月 1 日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（令和元年 9 月 30 日まで））

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36	40
税 率 等	自転車 200 円 荷積牛馬車 800 円 荷積大車 400 円 荷積小車 200 円 リヤカー 200 円	原動機付自転車 500 円 その他の自転車 200 円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc 以下 500 円 50cc～90cc 800 円 90cc 超 1,000 円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500 円 軽自動車 1,500 円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500 円 三輪のもの 2,000 円 四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円	四輪以上のもの 乗用 4,500 円

年度 項目	平成 18 年度	27	28	令和元年度
税 率 等	制限税率が引き上げられた。 （標準税率の 1.5 倍）	標準税率 平成 27 年 4 月 1 日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900 円 自家用 年額 10,800 円 貨物用 営業用 年額 3,800 円 自家用 年額 5,000 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 2,000 円 50cc～90cc 年額 2,000 円 90cc 超 年額 2,400 円 ミニカー 年額 3,700 円 (2) 二輪の軽自動車（側車付のものを含む。） 年額 3,600 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000 円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年 10 月 1 日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
 2 平成 28 年度欄については、平成 27 年度改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。

51	54	59	60
標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 650 円 50cc～90cc 年額 1,000 円 90cc 超 年額 1,300 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000 円 三輪のもの 年額 2,600 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200 円 自家用 年額 5,900 円 貨物用 営業用 年額 2,900 円 自家用 年額 3,300 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,300 円 制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.2 倍)	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 700 円 50cc～90cc 年額 1,100 円 90cc 超 年額 1,450 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200 円 三輪のもの 年額 2,850 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200 円 自家用 年額 6,500 円 貨物用 営業用 年額 2,900 円 自家用 年額 3,650 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 3,650 円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 1,000 円 50cc～90cc 年額 1,200 円 90cc 超 年額 1,600 円 (2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400 円 三輪のもの 年額 3,100 円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500 円 自家用 年額 7,200 円 貨物用 営業用 年額 3,000 円 自家用 年額 4,000 円 (3) 二輪の小型自動車 年額 4,000 円	標準税率 原動機付自転車 (イ) 50cc 以下 (二)に掲げるものを除く。) 年額 1,000 円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200 円 (ハ) 二輪のもので、90cc 超 年額 1,600 円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 (ミニカー) 年額 2,500 円

7 (改正案による)
標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc 以下 年額 2,000 円 50cc～90cc 年額 2,000 円 125cc 以下かつ最高出力が 4.0kW 以下のもの 年額 2,000 円 90cc 超 年額 2,400 円 ミニカー 年額 3,700 円

税率の特例

年度 項目	平成 28 年度	29	30
税 率 等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税） 電気軽自動車 } 標準税率 天然ガス軽自動車 } より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成） } 標準税率 より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率 より概ね 25%軽減 軽四輪等に対する経年車重課の導入 最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等 } 標準税率 より概ね 20%重課	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減） 電気軽自動車 } 標準税率 天然ガス軽自動車 } より概ね 75%軽減 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成） } 標準税率 より概ね 50%軽減 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成） } 標準税率 より概ね 25%軽減 ※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置

- (注)
- 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
 - 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。
 - 3 平成 28 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。
 - 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

令和4年度	8
令和3年度・4年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。 電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車) ★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準70%達成 } 概ね25%軽減 (営業用乗用車) ※ 令和5年度・6年度の新規取得分は令和4年度の新規取得分と同様の措置	令和7年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税種別割を軽減。 電気軽自動車 } 標準税率より 天然ガス軽自動車 } 概ね75%軽減 ★★★★かつ2030年度 } 標準税率より 燃費基準90%達成 } 概ね50%軽減 (営業用乗用車)

- (注) 5 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの、それ以外は、令和3年度改正によるものである。
- 6 令和4年度・令和8年度欄については、★★★★は平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%以上低減達成車。
- 7 令和8年度欄については、令和5年度改正によるものである。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率 等		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率 等	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	令和元年度	2	3
税 率 等	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円 ----- 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	令和元年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正によるものである。
4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000 本につき 350 円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000 本につき 290 円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 62 年 12 月 31 日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和 63 年 3 月 31 日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年 3 月 31 日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年 4 月 1 日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,997 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 948 円

22	25	28	29
平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 4,618 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,190 円	平成 25 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,495 円	平成 28 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 2,925 円	平成 29 年 4 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 5,262 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 3,355 円

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成 30 年度及び令和 7 年度改正案）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算されていたところであるが、平成 30 年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成 30 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日までに段階的に移行することとされた。

また、令和 7 年度改正案において、価格要素を廃止し、重量のみに応じて紙巻たばこに換算する方式とするほか、一定の重量以下のものは紙巻たばこ 1 本に換算する仕組みに、令和 8 年 4 月及び同年 10 月の 2 段階で移行することとされた。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和 2 年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1 本当たりの重量が 1 グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量 1 グラムをもって紙巻たばこ 1 本に換算されていたところであるが、令和 2 年度改正において、当該軽量な葉巻たばこ 1 本をもって紙巻たばこ 1 本に換算する方法に、令和 2 年 10 月 1 日から令和 3 年 10 月 1 日までに段階的に移行することとされた。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税 率 等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300 円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400 円 ガス 月 500 円	免税点 ガス 月 700 円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税 率 等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200 円 2,000 円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400 円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700 円 4,000 円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800 円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税 率 等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすること ができることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税 率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄（(3)の（ ）内を除く）については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30	令和 3 年度	4	6
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37	38
標準課税 総 額 等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5 万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の 90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得世帯の国 民健康保険税を 減額することと された。

年度 項目	昭和 57 年度	58	59	60
標準課税 総 額 等	課税限度額が 27 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 28 万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35 万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額の 見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の 75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成 7 年度	9	12	15	18	19	20
標準課税 総 額 等	課税限度額が 52 万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ 53 万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が 8 万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が 9 万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が 56 万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が 47 万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が 12 万 円とされた。

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 77 号による改正に係るものである。
2 平成 12 年度欄の前段の改正については、平成 9 年法律第 124 号による改正に係るものである。
3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 30 年度
標準課税総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 58 万円に引き上げられた。 標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額 - 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 - 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 - 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の前還に要する費用の額 - 保険事業に要する費用の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 標準介護納付金課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。 ① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 ② 当該年度における次に掲げる額の合算額 - 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 - その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

年度 項目	令和元年度	2	4	5	6	7 (改正案による)
標準課税総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 63 万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 65 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 20 万円に引き上げられた。 未就学児に係る国民健康保険税を減額することとされた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 22 万円に引き上げられた。 産前産後期間に係る国民健康保険税を減額することとされた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 24 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 66 万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 26 万円に引き上げられた。

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年法律第 2 号による改正に係るものである。
- 2 令和 5 年度欄の後段の改正については、令和 5 年法律第 31 号による改正に係るものである。
- 3 令和 7 年度欄については、令和 7 年度改正案によるものである。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44	48
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50 円 接 客 人 税 1 人 月 額 100 円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和 60 年度	61	63	平成 2 年度
税 率 等	特別土地保有税 (1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間 10 年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるととも に、昭和 63 年 4 月 1 日以後に 取得される土地について免税 点が 330 m² (特別区及び指定 都市の区の区域にあっては 200 m²) に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	9
税 率 等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 5 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成 6 年 3 月 31 日まで 1 年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成 5 年 12 月 31 日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。

50	55	57
事業所税が創設された。 税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 5,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 300 円 従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25	事業所税税率 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000 円 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 500 円	特別土地保有税 (1) 保有期間 10 年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間に取得された 500 ㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては 300 ㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降 2 年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について 10 年間特別土地保有税を課することとされた。

3
特別土地保有税 (1) 三大都市圏の特定市において、昭和 61 年 1 月 1 日以後に取得した土地の保有並びに平成 3 年 4 月 1 日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10 年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては 2,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに、その他の市の区域にあつては 5,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。 また、市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間 10 年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。 (2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。 ① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の 1,000 平方メートル以上の一団の土地とする。 ② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。 ③ 税率 1.4% とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。

10	11
特別土地保有税 (1) 市街化区域内の土地で保有期間が 10 年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。 (2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を 1,000 ㎡に引き下げる特例措置を廃止することとされた。 (3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。 (4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国の変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。 (5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。	特別土地保有税 (1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。 (2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。 (3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を 2 年間に限り講ずることとされた。 (4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行 5 年以内）について、やむを得ない場合には、1 回に限り、5 年以内で延長を認めることができることとされた。

(その他の税目につき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	特別土地保有税 (1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。 (2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2 年間の時限措置)。	特別土地保有税 (1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。 (2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。

15	17
特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。 事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。	特別土地保有税 (1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。 (2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。 (3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和５年度）

都 道 府 県	歳 入 総 額		税 収 入		地方譲与税		地方交付税	
	金 額 A (百万円)		金 額 B (百万円)	B/A (%)	金 額 C (百万円)	C/A (%)	金 額 D (百万円)	D/A (%)
北海道	2,856,219		752,047	26.3	111,260	3.9	657,027	23.0
青森県	709,755		182,724	25.7	26,118	3.7	227,117	32.0
岩手県	809,516		168,354	20.8	26,500	3.3	232,717	28.7
宮城県	1,024,724		348,373	34.0	46,004	4.5	164,100	16.0
秋田県	617,449		128,521	20.8	20,894	3.4	207,016	33.5
山形県	676,812		148,479	21.9	23,051	3.4	192,125	28.4
福島県	1,257,263		301,968	24.0	38,918	3.1	242,600	19.3
茨城県	1,259,006		480,320	38.2	58,088	4.6	209,550	16.6
栃木県	931,728		318,940	34.2	39,664	4.3	149,118	16.0
群馬県	904,926		321,553	35.5	39,484	4.4	155,777	17.2
埼玉県	2,102,355		1,033,434	49.2	142,872	6.8	269,766	12.8
千葉県	2,045,563		928,947	45.4	122,604	6.0	233,509	11.4
東京都	8,898,727		6,345,076	71.3	64,088	0.7	－	－
神奈川県	2,251,238		1,349,971	60.0	176,942	7.9	153,817	6.8
新潟県	1,148,075		316,204	27.5	45,749	4.0	267,304	23.3
富山県	617,351		171,242	27.7	21,648	3.5	151,165	24.5
石川県	693,733		185,696	26.8	23,498	3.4	153,144	22.1
福井県	539,080		146,531	27.2	16,186	3.0	143,285	26.6
山梨県	573,587		133,340	23.2	16,781	2.9	146,611	25.6
長野県	1,098,348		321,564	29.3	42,601	3.9	219,283	20.0
岐阜県	876,508		306,379	35.0	40,853	4.7	200,046	22.8
静岡県	1,269,197		585,905	46.2	71,480	5.6	192,938	15.2
愛知県	2,620,933		1,389,689	53.0	147,876	5.6	125,071	4.8
三重県	807,572		303,126	37.5	36,359	4.5	166,884	20.7
滋賀県	620,386		226,463	36.5	28,624	4.6	138,974	22.4
京都府	1,042,686		377,132	36.2	50,505	4.8	195,508	18.8
大阪府	3,358,436		1,478,136	44.0	170,644	5.1	339,972	10.1
兵庫県	2,444,905		818,640	33.5	107,726	4.4	363,574	14.9
奈良県	546,696		168,224	30.8	26,703	4.9	182,548	33.4
和歌山県	636,274		122,077	19.2	19,515	3.1	191,264	30.1
鳥取県	389,627		74,008	19.0	12,172	3.1	150,426	38.6
島根県	561,454		95,699	17.0	15,111	2.7	191,770	34.2
岡山県	730,821		268,509	36.7	38,490	5.3	178,510	24.4
広島県	1,124,841		410,528	36.5	56,215	5.0	200,058	17.8
山口県	712,962		198,017	27.8	28,161	3.9	186,433	26.1
徳島県	531,811		105,040	19.8	15,363	2.9	160,415	30.2
香川県	477,855		147,991	31.0	19,426	4.1	132,838	27.8
愛媛県	765,415		196,689	25.7	27,961	3.7	185,305	24.2
高知県	483,885		88,593	18.3	15,305	3.2	186,478	38.5
福岡県	2,054,311		730,869	35.6	101,263	4.9	312,122	15.2
佐賀県	555,571		119,740	21.6	16,801	3.0	159,684	28.7
長崎県	747,602		162,149	21.7	26,686	3.6	238,405	31.9
熊本県	954,297		225,861	23.7	35,602	3.7	233,207	24.4
大分県	710,292		154,043	21.7	23,859	3.4	188,678	26.6
宮崎県	685,629		142,700	20.8	22,681	3.3	196,881	28.7
鹿児島県	901,448		204,841	22.7	33,434	3.7	292,104	32.4
沖縄県	862,155		186,468	21.6	28,665	3.3	234,583	27.2
合 計	58,489,022		23,370,798	40.0	2,320,433	4.0	9,699,708	16.6

- (注) 1 人口は、令和６年１月１日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地 方 債		そ の 他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金 額 E (百万円)	E/A (%)	金 額 F (百万円)	F/A (%)	金 額 G (百万円)	G/A (%)	歳 入 総 額	人 口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
496,006	17.4	293,819	10.3	546,060	19.1	49	41	1,212,209	50	北 海 道
148,535	20.9	49,465	7.0	75,796	10.7	12	10	347,081	14	青 森 県
125,797	15.5	50,534	6.2	205,614	25.4	14	9	357,710	15	岩 手 県
144,757	14.1	77,740	7.6	243,750	23.8	18	18	408,688	17	宮 城 県
107,264	17.4	71,483	11.6	82,271	13.3	11	7	300,051	12	秋 田 県
102,480	15.1	66,810	9.9	143,867	21.3	12	8	301,759	13	山 形 県
249,755	19.9	114,053	9.1	309,969	24.7	21	14	436,734	18	福 島 県
169,958	13.5	96,263	7.6	244,827	19.4	22	23	566,362	23	茨 城 県
121,599	13.1	75,108	8.1	227,299	24.4	16	15	388,516	16	栃 木 県
116,807	12.9	58,115	6.4	213,190	23.6	15	15	391,830	16	群 馬 県
241,780	11.5	204,692	9.7	209,811	10.0	36	59	1,053,628	44	埼 玉 県
260,821	12.8	136,042	6.7	363,640	17.8	35	51	934,823	39	千 葉 県
661,557	7.4	229,256	2.6	1,598,750	18.0	152	111	2,104,104	87	東 京 都
201,666	9.0	132,158	5.9	236,684	10.5	38	74	1,101,695	46	神 奈 川 県
182,835	15.9	101,884	8.9	234,099	20.4	20	17	489,808	20	新 潟 県
78,217	12.7	47,762	7.7	147,317	23.9	11	8	275,669	11	富 山 県
150,108	21.6	66,204	9.5	115,083	16.6	12	9	277,657	12	石 川 県
86,012	16.0	70,571	13.1	76,495	14.2	9	6	238,140	10	福 井 県
90,610	15.8	50,029	8.7	136,216	23.7	10	6	245,001	10	山 梨 県
176,992	16.1	100,027	9.1	237,881	21.7	19	16	458,348	19	長 野 県
131,037	14.9	99,542	11.4	98,651	11.3	15	16	427,621	18	岐 阜 県
182,950	14.4	134,920	10.6	101,004	8.0	22	29	606,911	25	静 岡 県
281,056	10.7	258,221	9.9	419,020	16.0	45	60	1,127,646	47	愛 知 県
115,908	14.4	92,519	11.5	92,776	11.5	14	14	387,712	16	三 重 県
97,607	15.7	57,264	9.2	71,454	11.5	11	11	306,786	13	滋 賀 県
128,760	12.3	70,874	6.8	219,907	21.1	18	20	459,920	19	京 都 府
341,507	10.2	141,384	4.2	886,793	26.4	57	70	1,367,324	57	大 阪 府
241,737	9.9	160,280	6.6	752,948	30.8	42	43	949,566	39	兵 庫 県
81,663	14.9	40,375	7.4	47,183	8.6	9	11	308,695	13	奈 良 県
111,077	17.5	72,079	11.3	120,262	18.9	11	7	282,826	12	和 歌 山 県
70,328	18.1	34,832	8.9	47,861	12.3	7	4	203,911	8	鳥 取 県
100,744	17.9	52,337	9.3	105,793	18.8	10	5	258,881	11	島 根 県
90,581	12.4	56,557	7.7	98,174	13.4	12	15	375,597	16	岡 山 県
170,153	15.1	104,474	9.3	183,413	16.3	19	22	498,139	21	広 島 県
100,715	14.1	44,174	6.2	155,462	21.8	12	10	337,126	14	山 口 県
80,455	15.1	46,203	8.7	124,335	23.4	9	6	236,680	10	徳 島 県
64,802	13.6	29,190	6.1	83,608	17.5	8	8	241,052	10	香 川 県
109,676	14.3	53,015	6.9	192,769	25.2	13	11	326,664	14	愛 媛 県
96,979	20.0	55,620	11.5	40,910	8.5	8	5	252,745	10	高 知 県
267,139	13.0	180,169	8.8	462,749	22.5	35	41	842,981	35	福 岡 県
84,628	15.2	52,665	9.5	122,053	22.0	9	6	245,069	10	佐 賀 県
149,052	19.9	76,245	10.2	95,065	12.7	13	10	359,342	15	長 崎 県
182,183	19.1	100,656	10.5	176,788	18.5	16	14	396,086	16	熊 本 県
129,570	18.2	67,580	9.5	146,562	20.6	12	9	304,294	13	大 分 県
120,350	17.6	65,626	9.6	137,391	20.0	12	8	305,410	13	宮 崎 県
183,749	20.4	71,309	7.9	116,011	12.9	15	13	444,268	18	鹿 児 島 県
235,324	27.3	31,234	3.6	145,881	16.9	15	12	371,133	15	沖 縄 県
7,863,291	13.4	4,341,355	7.4	10,893,437	18.6	1,000	1,000	24,114,199	1,000	合 計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和5年度）

都道府県			道府県税	市町村税	地方税
			(百万円)	(百万円)	(百万円)
北海道	北海	道	752,047	796,039	1,548,086
青森県	青森	県	182,724	154,288	337,012
岩手県	岩手	県	168,354	163,659	332,012
宮城県	宮城	県	348,373	391,581	739,954
秋田県	秋田	県	128,521	115,775	244,296
山形県	山形	県	148,479	140,929	289,408
福島県	福島	県	301,968	284,474	586,442
茨城県	茨城	県	480,320	461,911	942,231
栃木県	栃木	県	318,940	325,152	644,092
群馬県	群馬	県	321,553	320,657	642,210
埼玉県	埼玉	県	1,033,434	1,232,294	2,265,727
千葉県	千葉	県	928,947	1,095,211	2,024,158
東京都	東京	都	3,880,782	4,487,434	8,368,216
神奈川県	神奈川	県	1,349,971	1,974,574	3,324,545
新潟県	新潟	県	316,204	342,304	658,509
富山県	富山	県	171,242	174,869	346,111
石川県	石川	県	185,696	184,930	370,626
福井県	福井	県	146,531	135,245	281,776
山梨県	山梨	県	133,340	128,445	261,784
長野県	長野	県	321,564	313,960	635,524
岐阜県	岐阜	県	306,379	309,371	615,750
静岡県	静岡	県	585,905	675,617	1,261,522
愛知県	愛知	県	1,389,689	1,615,328	3,005,017
三重県	三重	県	303,126	298,543	601,670
滋賀県	滋賀	県	226,463	232,855	459,318
京都府	京都	府	377,132	482,039	859,171
大阪府	大阪	府	1,478,136	1,778,816	3,256,952
兵庫県	兵庫	県	818,640	978,882	1,797,522
奈良県	奈良	県	168,224	174,860	343,084
和歌山県	和歌山	県	122,077	128,724	250,802
鳥取県	鳥取	県	74,008	68,944	142,952
島根県	島根	県	95,699	91,318	187,017
岡山県	岡山	県	268,509	315,724	584,233
広島県	広島	県	410,528	500,627	911,155
山口県	山口	県	198,017	202,250	400,267
徳島県	徳島	県	105,040	103,533	208,573
香川県	香川	県	147,991	138,086	286,078
愛媛県	愛媛	県	196,689	189,583	386,271
高知県	高知	県	88,593	85,871	174,463
福岡県	福岡	県	730,869	876,574	1,607,443
佐賀県	佐賀	県	119,740	110,893	230,633
長崎県	長崎	県	162,149	164,740	326,889
熊本県	熊本	県	225,861	251,375	477,236
大分県	大分	県	154,043	163,464	317,507
宮崎県	宮崎	県	142,700	141,270	283,970
鹿児島県	鹿児島	県	204,841	211,002	415,843
沖縄県	沖縄	県	186,468	200,410	386,878
合 計			20,906,504	23,714,431	44,620,935

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。

3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ

人 口 1 人 当 た り の 税 額						都 道 府 県		
道 府 県 税		市 町 村 税		地 方 税				
税額(円)	指 数	税額(円)	指 数	税額(円)	指 数			
147,634	88.2	156,270	82.3	303,905	85.1	北 海 道		
151,565	90.5	127,979	67.4	279,544	78.2	青 森 県		
143,604	85.8	139,599	73.5	283,203	79.3	岩 手 県		
155,358	92.8	174,627	92.0	329,984	92.4	宮 城 県		
138,999	83.0	125,213	65.9	264,212	73.9	秋 田 県		
144,503	86.3	137,156	72.2	281,660	78.8	山 形 県		
168,207	100.5	158,462	83.4	326,669	91.4	福 島 県		
167,611	100.1	161,187	84.9	328,797	92.0	茨 城 県		
166,393	99.4	169,634	89.3	336,027	94.0	栃 木 県		
167,542	100.1	167,076	88.0	334,618	93.7	群 馬 県		
140,057	83.7	167,008	87.9	307,066	85.9	埼 玉 県		
147,215	87.9	173,563	91.4	320,778	89.8	千 葉 県		
278,954	166.6	322,561	169.9	601,515	168.4	東 京 都		
146,598	87.6	214,425	112.9	361,023	101.0	神 奈 川 県		
147,920	88.4	160,129	84.3	308,049	86.2	新 潟 県		
168,049	100.4	171,608	90.4	339,656	95.1	富 山 県		
167,411	100.0	166,720	87.8	334,131	93.5	石 川 県		
194,754	116.3	179,754	94.7	374,508	104.8	福 井 県		
165,358	98.8	159,288	83.9	324,646	90.9	山 梨 県		
158,552	94.7	154,802	81.5	313,354	87.7	長 野 県		
155,691	93.0	157,212	82.8	312,903	87.6	岐 阜 県		
162,459	97.0	187,335	98.7	349,794	97.9	静 岡 県		
185,270	110.7	215,352	113.4	400,622	112.1	愛 知 県		
172,473	103.0	169,866	89.5	342,339	95.8	三 重 県		
160,551	95.9	165,083	86.9	325,634	91.1	滋 賀 県		
151,576	90.5	193,740	102.0	345,316	96.6	京 都 府		
168,435	100.6	202,698	106.7	371,133	103.9	大 阪 府		
150,850	90.1	180,377	95.0	331,227	92.7	兵 庫 県		
127,907	76.4	132,952	70.0	260,859	73.0	奈 良 県		
133,667	79.8	140,945	74.2	274,611	76.9	和 歌 山 県		
136,999	81.8	127,626	67.2	264,625	74.1	鳥 取 県		
147,088	87.9	140,355	73.9	287,443	80.4	島 根 県		
145,052	86.6	170,558	89.8	315,610	88.3	岡 山 県		
149,254	89.2	182,011	95.9	331,264	92.7	広 島 県		
151,145	90.3	154,376	81.3	305,522	85.5	山 口 県		
147,941	88.4	145,819	76.8	293,759	82.2	徳 島 県		
156,013	93.2	145,571	76.7	301,584	84.4	香 川 県		
149,881	89.5	144,466	76.1	294,347	82.4	愛 媛 県		
131,127	78.3	127,099	66.9	258,226	72.3	高 知 県		
143,438	85.7	172,033	90.6	315,471	88.3	福 岡 県		
149,479	89.3	138,434	72.9	287,913	80.6	佐 賀 県		
125,698	75.1	127,706	67.3	253,404	70.9	長 崎 県		
130,699	78.1	145,464	76.6	276,163	77.3	熊 本 県		
138,425	82.7	146,891	77.4	285,316	79.9	大 分 県		
134,787	80.5	133,436	70.3	268,223	75.1	宮 崎 県		
129,945	77.6	133,854	70.5	263,800	73.8	鹿 児 島 県		
125,511	75.0	134,896	71.0	260,407	72.9	沖 縄 県		
167,406	100.0	189,890	100.0	357,296	100.0	合 計		

ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その１）（令和５年度）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	149,204	29,290	69.5	12,451	2,444	58.9	161,655	31,735	68.6
青森県	35,642	29,565	70.2	2,413	2,001	48.3	38,055	31,566	68.2
岩手県	37,770	32,217	76.5	3,103	2,647	63.8	40,873	34,864	75.3
宮城県	65,578	29,245	69.4	8,304	3,703	89.3	73,882	32,948	71.2
秋田県	27,399	29,633	70.3	2,168	2,345	56.5	29,567	31,977	69.1
山形県	34,283	33,365	79.2	2,656	2,585	62.3	36,938	35,949	77.7
福島県	64,243	35,786	84.9	5,494	3,060	73.8	69,737	38,846	83.9
茨城県	119,442	41,680	98.9	8,676	3,027	73.0	128,117	44,707	96.6
栃木県	79,686	41,573	98.7	6,027	3,144	75.8	85,713	44,717	96.6
群馬県	76,621	39,923	94.7	7,296	3,801	91.7	83,917	43,724	94.5
埼玉県	316,144	42,846	101.7	16,372	2,219	53.5	332,517	45,065	97.4
千葉県	290,553	46,045	109.3	14,318	2,269	54.7	304,870	48,314	104.4
東京都	1,103,734	79,337	188.3	167,225	12,020	289.8	1,270,959	91,358	197.4
神奈川県	374,446	40,662	96.5	26,484	2,876	69.4	400,930	43,538	94.1
新潟県	61,603	28,818	68.4	5,652	2,644	63.8	67,254	31,462	68.0
富山県	42,671	41,875	99.4	3,432	3,368	81.2	46,103	45,243	97.7
石川県	45,226	40,772	96.8	4,176	3,765	90.8	49,402	44,537	96.2
福井県	30,936	41,117	97.6	2,490	3,310	79.8	33,426	44,427	96.0
山梨県	32,985	40,906	97.1	2,854	3,539	85.3	35,839	44,445	96.0
長野県	79,452	39,175	93.0	6,278	3,095	74.6	85,729	42,270	91.3
岐阜県	80,314	40,813	96.9	5,547	2,819	68.0	85,862	43,632	94.3
静岡県	131,475	36,455	86.5	8,842	2,452	59.1	140,317	38,907	84.1
愛知県	333,490	44,460	105.5	36,943	4,925	118.8	370,434	49,385	106.7
三重県	75,567	42,996	102.0	5,685	3,235	78.0	81,252	46,231	99.9
滋賀県	59,898	42,465	100.8	4,825	3,420	82.5	64,722	45,885	99.1
京都府	82,393	33,115	78.6	10,136	4,074	98.2	92,530	37,189	80.3
大阪府	328,904	37,479	88.9	49,086	5,593	134.9	377,989	43,072	93.1
兵庫県	224,982	41,457	98.4	14,730	2,714	65.4	239,712	44,171	95.4
奈良県	57,074	43,395	103.0	2,303	1,751	42.2	59,376	45,146	97.5
和歌山県	32,598	35,692	84.7	2,040	2,234	53.9	34,638	37,926	81.9
鳥取県	17,835	33,015	78.3	1,340	2,481	59.8	19,175	35,496	76.7
島根県	22,133	34,018	80.7	1,796	2,760	66.6	23,929	36,778	79.5
岡山県	57,732	31,187	74.0	5,483	2,962	71.4	63,214	34,149	73.8
広島県	91,050	33,103	78.6	8,762	3,186	76.8	99,812	36,288	78.4
山口県	49,112	37,487	89.0	3,586	2,737	66.0	52,698	40,224	86.9
徳島県	26,270	37,000	87.8	2,529	3,561	85.9	28,799	40,561	87.6
香川県	36,433	38,408	91.1	3,410	3,595	86.7	39,843	42,003	90.7
愛媛県	45,449	34,633	82.2	4,054	3,089	74.5	49,504	37,723	81.5
高知県	22,450	33,229	78.9	1,439	2,130	51.4	23,889	35,359	76.4
福岡県	148,680	29,179	69.2	15,912	3,123	75.3	164,593	32,302	69.8
佐賀県	26,378	32,929	78.1	2,140	2,671	64.4	28,517	35,600	76.9
長崎県	40,600	31,473	74.7	2,723	2,111	50.9	43,323	33,584	72.6
熊本県	43,446	25,141	59.7	4,553	2,635	63.5	47,999	27,776	60.0
大分県	36,469	32,771	77.8	2,963	2,663	64.2	39,432	35,434	76.6
宮崎県	32,127	30,346	72.0	2,334	2,205	53.2	34,461	32,550	70.3
鹿児島県	47,130	29,898	71.0	3,443	2,184	52.7	50,573	32,082	69.3
沖縄県	44,809	30,161	71.6	3,418	2,301	55.5	48,227	32,462	70.1
合 計	5,262,416	42,138	100.0	517,889	4,147	100.0	5,780,305	46,285	100.0

(注) 1 人口１人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡

事業税									都道府県
個人			法人			計			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
5,912	1,161	62.1	142,408	27,956	65.3	148,320	29,117	65.1	北海道
1,067	885	47.3	27,273	22,622	52.8	28,340	23,507	52.6	青森県
1,212	1,034	55.3	28,046	23,923	55.8	29,258	24,957	55.8	岩手県
3,347	1,492	79.7	84,988	37,900	88.5	88,334	39,393	88.1	宮城県
920	995	53.2	22,241	24,054	56.1	23,160	25,049	56.0	秋田県
1,193	1,161	62.1	26,386	25,680	59.9	27,579	26,841	60.0	山形県
1,972	1,098	58.7	68,272	38,030	88.8	70,244	39,128	87.5	福島県
3,691	1,288	68.8	107,398	37,477	87.5	111,090	38,765	86.7	茨城県
2,443	1,274	68.1	63,360	33,055	77.2	65,803	34,330	76.8	栃木県
2,508	1,307	69.9	71,828	37,425	87.4	74,336	38,732	86.6	群馬県
15,590	2,113	112.9	171,158	23,196	54.1	186,748	25,309	56.6	埼玉県
9,563	1,515	81.0	165,007	26,149	61.0	174,570	27,665	61.9	千葉県
58,663	4,217	225.4	1,531,749	110,103	257.0	1,590,412	114,320	255.7	東京都
20,615	2,239	119.7	322,947	35,070	81.9	343,562	37,308	83.4	神奈川県
2,472	1,156	61.8	70,091	32,789	76.5	72,563	33,945	75.9	新潟県
1,389	1,363	72.8	37,413	36,715	85.7	38,802	38,078	85.2	富山県
1,841	1,660	88.7	41,758	37,646	87.9	43,599	39,305	87.9	石川県
1,218	1,619	86.5	36,017	47,870	111.7	37,235	49,489	110.7	福井県
1,279	1,587	84.8	29,243	36,266	84.7	30,523	37,852	84.7	山梨県
2,471	1,219	65.2	65,860	32,473	75.8	68,331	33,692	75.4	長野県
3,121	1,586	84.8	57,607	29,274	68.3	60,727	30,859	69.0	岐阜県
6,317	1,752	93.6	140,199	38,874	90.7	146,516	40,626	90.9	静岡県
15,503	2,067	110.5	394,457	52,588	122.8	409,960	54,655	122.2	愛知県
2,742	1,560	83.4	67,828	38,593	90.1	70,570	40,153	89.8	三重県
1,850	1,312	70.1	53,462	37,902	88.5	55,312	39,213	87.7	滋賀県
4,353	1,749	93.5	101,081	40,626	94.8	105,434	42,376	94.8	京都府
17,439	1,987	106.2	459,738	52,388	122.3	477,177	54,375	121.6	大阪府
8,179	1,507	80.5	178,539	32,899	76.8	186,718	34,406	77.0	兵庫県
1,552	1,180	63.1	21,825	16,594	38.7	23,377	17,774	39.8	奈良県
1,232	1,349	72.1	19,988	21,885	51.1	21,220	23,234	52.0	和歌山県
572	1,058	56.5	13,276	24,575	57.4	13,848	25,634	57.3	鳥取県
802	1,232	65.8	21,646	33,269	77.7	22,447	34,501	77.2	島根県
2,143	1,158	61.9	57,554	31,092	72.6	59,697	32,249	72.1	岡山県
4,205	1,529	81.7	98,593	35,845	83.7	102,798	37,374	83.6	広島県
1,697	1,295	69.2	41,871	31,960	74.6	43,568	33,256	74.4	山口県
621	875	46.8	23,510	33,112	77.3	24,132	33,987	76.0	徳島県
1,013	1,068	57.1	31,621	33,335	77.8	32,634	34,403	76.9	香川県
1,419	1,081	57.8	46,302	35,283	82.4	47,721	36,364	81.3	愛媛県
860	1,273	68.0	14,080	20,841	48.6	14,940	22,113	49.5	高知県
8,140	1,598	85.4	174,340	34,215	79.9	182,480	35,813	80.1	福岡県
1,077	1,344	71.8	24,152	30,150	70.4	25,229	31,494	70.4	佐賀県
1,482	1,149	61.4	27,544	21,352	49.8	29,026	22,501	50.3	長崎県
1,921	1,111	59.4	44,541	25,775	60.2	46,462	26,886	60.1	熊本県
1,178	1,059	56.6	29,422	26,439	61.7	30,600	27,497	61.5	大分県
1,240	1,171	62.6	24,560	23,198	54.2	25,800	24,369	54.5	宮崎県
1,504	954	51.0	34,151	21,665	50.6	35,655	22,618	50.6	鹿児島県
2,131	1,434	76.6	34,776	23,408	54.6	36,907	24,842	55.6	沖縄県
233,657	1,871	100.0	5,350,106	42,840	100.0	5,583,763	44,711	100.0	合計

所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 軽油引取税については、旧法による税（目的税分）を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その２）（令和５年度）

都道府県	地方消費税			不動産取得税			道府県たばこ税		
	税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	278,611	54,694	109.1	16,107	3,162	89.6	7,780	1,527	125.9
青森県	62,561	51,893	103.5	1,830	1,518	43.0	1,779	1,476	121.7
岩手県	61,681	52,613	104.9	3,101	2,645	75.0	1,514	1,292	106.5
宮城県	115,571	51,539	102.8	7,723	3,444	97.6	3,019	1,346	111.0
秋田県	49,902	53,971	107.6	1,559	1,686	47.8	1,176	1,272	104.9
山形県	55,175	53,698	107.1	1,917	1,866	52.9	1,187	1,156	95.3
福島県	98,474	54,853	109.4	3,619	2,016	57.1	2,573	1,433	118.1
茨城県	140,868	49,157	98.0	7,558	2,638	74.8	3,817	1,332	109.8
栃木県	99,967	52,154	104.0	5,314	2,772	78.6	2,457	1,282	105.7
群馬県	100,604	52,419	104.5	5,830	3,038	86.1	2,372	1,236	101.9
埼玉県	338,561	45,884	91.5	21,803	2,955	83.8	8,280	1,122	92.5
千葉県	296,584	47,001	93.7	21,652	3,431	97.3	7,280	1,154	95.1
東京都	744,262	53,498	106.7	99,663	7,164	203.1	17,507	1,258	103.7
神奈川県	423,833	46,025	91.8	31,710	3,444	97.6	9,824	1,067	88.0
新潟県	109,810	51,369	102.4	4,852	2,270	64.3	2,489	1,164	96.0
富山県	54,170	53,160	106.0	2,652	2,603	73.8	1,158	1,136	93.7
石川県	58,904	53,104	105.9	2,667	2,405	68.2	1,301	1,173	96.7
福井県	38,398	51,035	101.8	1,903	2,529	71.7	879	1,169	96.4
山梨県	42,637	52,875	105.4	1,837	2,278	64.6	1,046	1,297	106.9
長野県	109,008	53,748	107.2	5,109	2,519	71.4	2,238	1,103	90.9
岐阜県	100,604	51,123	101.9	4,940	2,510	71.1	2,119	1,077	88.8
静岡県	186,203	51,630	102.9	10,719	2,972	84.2	4,148	1,150	94.8
愛知県	383,889	51,179	102.0	28,398	3,786	107.3	8,453	1,127	92.9
三重県	90,605	51,553	102.8	6,297	3,583	101.6	2,057	1,170	96.5
滋賀県	66,682	47,274	94.3	4,026	2,854	80.9	1,540	1,092	90.0
京都府	123,276	49,547	98.8	10,272	4,128	117.0	2,668	1,072	88.4
大阪府	435,205	49,592	98.9	37,248	4,244	120.3	11,926	1,359	112.0
兵庫県	259,098	47,744	95.2	18,208	3,355	95.1	5,709	1,052	86.7
奈良県	57,918	44,037	87.8	2,284	1,737	49.2	1,269	965	79.6
和歌山県	45,226	49,519	98.7	1,876	2,054	58.2	1,140	1,248	102.9
鳥取県	27,314	50,562	100.8	919	1,702	48.2	619	1,146	94.5
島根県	32,811	50,430	100.6	1,192	1,832	51.9	680	1,045	86.2
岡山県	90,674	48,983	97.7	4,657	2,516	71.3	2,160	1,167	96.2
広島県	137,412	49,958	99.6	7,524	2,735	77.5	3,083	1,121	92.4
山口県	65,377	49,902	99.5	2,646	2,019	57.2	1,505	1,149	94.7
徳島県	33,311	46,916	93.5	1,625	2,288	64.9	841	1,185	97.7
香川県	48,855	51,504	102.7	2,251	2,373	67.3	1,115	1,176	96.9
愛媛県	65,374	49,816	99.3	3,733	2,845	80.6	1,529	1,165	96.0
高知県	35,097	51,947	103.6	1,104	1,634	46.3	867	1,284	105.9
福岡県	250,474	49,157	98.0	19,172	3,763	106.7	6,704	1,316	108.5
佐賀県	39,821	49,711	99.1	2,451	3,060	86.7	1,082	1,350	111.3
長崎県	64,764	50,205	100.1	2,663	2,064	58.5	1,621	1,256	103.5
熊本県	86,471	50,038	99.8	4,096	2,370	67.2	2,186	1,265	104.3
大分県	55,218	49,620	98.9	2,679	2,408	68.3	1,393	1,252	103.2
宮崎県	54,763	51,727	103.1	2,439	2,304	65.3	1,388	1,311	108.1
鹿児島県	78,751	49,958	99.6	3,935	2,496	70.7	1,932	1,226	101.1
沖縄県	68,374	46,023	91.8	4,879	3,284	93.1	2,054	1,382	113.9
合 計	6,263,151	50,151	100.0	440,641	3,528	100.0	151,462	1,213	100.0

ゴルフ場利用税			軽油引取税			鉱 区 税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
1,565	307	87.2	54,392	10,678	146.7	29	6	300.0	北 海 道	
142	117	33.2	12,567	10,424	143.2	2	2	100.0	青 森 県	
274	233	66.2	13,106	11,179	153.6	17	15	750.0	岩 手 県	
700	312	88.6	23,262	10,374	142.5	2	1	50.0	宮 城 県	
139	151	42.9	8,805	9,523	130.8	9	9	450.0	秋 田 県	
109	106	30.1	8,621	8,390	115.3	2	2	100.0	山 形 県	
531	296	84.1	21,675	12,074	165.9	10	6	300.0	福 島 県	
2,641	922	261.9	32,320	11,278	155.0	4	1	50.0	茨 城 県	
2,215	1,156	328.4	20,741	10,821	148.7	8	4	200.0	栃 木 県	
1,084	565	160.5	17,001	8,858	121.7	2	1	50.0	群 馬 県	
2,213	300	85.2	51,726	7,010	96.3	5	1	50.0	埼 玉 県	
4,363	691	196.3	39,532	6,265	86.1	40	6	300.0	千 葉 県	
655	47	13.4	36,966	2,657	36.5	2	0	0.0	東 京 都	
1,612	175	49.7	39,748	4,316	59.3	-	-	-	神 奈 川 県	
472	221	62.8	21,277	9,953	136.8	32	15	750.0	新 潟 県	
277	271	77.0	10,369	10,175	139.8	1	1	50.0	富 山 県	
501	451	128.1	9,745	8,786	120.7	0	0	0.0	石 川 県	
223	296	84.1	7,075	9,404	129.2	2	2	100.0	福 井 県	
797	988	280.7	6,900	8,557	117.6	0	0	0.0	山 梨 県	
810	400	113.6	17,221	8,491	116.7	3	1	50.0	長 野 県	
1,617	822	233.5	16,565	8,418	115.7	15	7	350.0	岐 阜 県	
2,467	684	194.3	37,291	10,340	142.1	4	1	50.0	静 岡 県	
1,409	188	53.4	59,071	7,875	108.2	2	0	0.0	愛 知 県	
1,663	946	268.8	20,694	11,774	161.8	4	2	100.0	三 重 県	
1,049	743	211.1	13,079	9,273	127.4	6	4	200.0	滋 賀 県	
770	309	87.8	14,464	5,813	79.9	1	0	0.0	京 都 府	
1,423	162	46.0	47,207	5,379	73.9	0	0	0.0	大 阪 府	
3,523	649	184.4	38,252	7,049	96.9	9	2	100.0	兵 庫 県	
855	650	184.7	6,561	4,989	68.5	1	1	50.0	奈 良 県	
306	335	95.2	5,750	6,296	86.5	0	0	0.0	和 歌 山 県	
98	181	51.4	4,523	8,372	115.0	1	1	50.0	鳥 取 県	
92	141	40.1	4,909	7,546	103.7	1	2	100.0	島 根 県	
644	348	98.9	19,390	10,475	143.9	10	6	300.0	岡 山 県	
762	277	78.7	22,409	8,147	111.9	4	2	100.0	広 島 県	
461	352	100.0	12,611	9,626	132.3	10	7	350.0	山 口 県	
240	338	96.0	5,456	7,685	105.6	1	2	100.0	徳 島 県	
344	362	102.8	9,115	9,609	132.0	0	0	0.0	香 川 県	
350	267	75.9	9,782	7,454	102.4	3	2	100.0	愛 媛 県	
227	336	95.5	4,264	6,311	86.7	7	10	500.0	高 知 県	
1,069	210	59.7	37,857	7,430	102.1	5	1	50.0	福 岡 県	
304	379	107.7	8,919	11,134	153.0	0	0	0.0	佐 賀 県	
306	238	67.6	6,728	5,216	71.7	4	3	150.0	長 崎 県	
628	363	103.1	14,043	8,126	111.7	11	6	300.0	熊 本 県	
341	306	86.9	8,847	7,950	109.2	13	12	600.0	大 分 県	
397	375	106.5	8,780	8,293	113.9	8	7	350.0	宮 崎 県	
408	259	73.6	11,944	7,577	104.1	12	7	350.0	鹿 児 島 県	
882	593	168.5	7,300	4,914	67.5	7	5	250.0	沖 縄 県	
43,951	352	100.0	908,864	7,278	100.0	307	2	100.0	合 計	

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その３）（令和５年度）

都道府県		自動車税								
		環境性能割			種別割			計		
		税額	人口１人当たり		税額	人口１人当たり		税額	人口１人当たり	
		(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数	(百万円)	税額(円)	指数
北海道		7,088	1,391	122.0	74,437	14,613	120.5	81,524	16,004	120.6
青森県		1,223	1,015	89.0	16,042	13,307	109.7	17,265	14,321	108.0
岩手県		1,196	1,020	89.5	17,174	14,649	120.8	18,370	15,669	118.1
宮城県		2,477	1,105	96.9	32,474	14,482	119.4	34,952	15,587	117.5
秋田県		969	1,048	91.9	12,960	14,016	115.6	13,929	15,065	113.6
山形県		1,120	1,090	95.6	15,617	15,199	125.3	16,737	16,289	122.8
福島県		1,931	1,076	94.4	29,695	16,541	136.4	31,626	17,617	132.8
茨城県		3,236	1,129	99.0	49,282	17,197	141.8	52,519	18,327	138.2
栃木県		2,276	1,188	104.2	34,334	17,912	147.7	36,611	19,100	144.0
群馬県		2,898	1,510	132.5	33,394	17,400	143.5	36,292	18,910	142.5
埼玉県		7,746	1,050	92.1	83,548	11,323	93.4	91,294	12,373	93.3
千葉県		6,277	995	87.3	73,472	11,644	96.0	79,749	12,638	95.3
東京都		15,272	1,098	96.3	100,321	7,211	59.5	115,594	8,309	62.6
神奈川県		9,900	1,075	94.3	88,636	9,625	79.4	98,536	10,700	80.7
新潟県		2,215	1,036	90.9	30,278	14,164	116.8	32,493	15,200	114.6
富山県		1,192	1,170	102.6	16,444	16,137	133.1	17,636	17,307	130.5
石川県		1,423	1,283	112.5	17,327	15,621	128.8	18,750	16,904	127.4
福井県		985	1,309	114.8	11,909	15,829	130.5	12,894	17,137	129.2
山梨県		914	1,133	99.4	12,804	15,879	131.0	13,718	17,012	128.2
長野県		2,297	1,132	99.3	30,688	15,131	124.8	32,984	16,263	122.6
岐阜県		2,882	1,465	128.5	30,900	15,702	129.5	33,782	17,167	129.4
静岡県		4,453	1,235	108.3	52,274	14,494	119.5	56,727	15,729	118.6
愛知県		11,829	1,577	138.3	114,251	15,232	125.6	126,079	16,809	126.7
三重県		2,515	1,431	125.5	26,839	15,271	125.9	29,354	16,702	125.9
滋賀県		1,783	1,264	110.9	18,101	12,832	105.8	19,883	14,096	106.3
京都府		2,886	1,160	101.8	24,496	9,845	81.2	27,382	11,005	83.0
大阪府		9,716	1,107	97.1	77,446	8,825	72.8	87,162	9,932	74.9
兵庫県		6,613	1,219	106.9	60,545	11,157	92.0	67,158	12,375	93.3
奈良県		1,546	1,175	103.1	14,740	11,207	92.4	16,285	12,382	93.3
和歌山県		998	1,093	95.9	10,853	11,883	98.0	11,850	12,975	97.8
鳥取県		571	1,058	92.8	6,893	12,760	105.2	7,464	13,817	104.2
島根県		612	941	82.5	7,927	12,184	100.5	8,540	13,125	98.9
岡山県		2,035	1,099	96.4	25,361	13,700	113.0	27,396	14,800	111.6
広島県		3,192	1,161	101.8	32,826	11,934	98.4	36,019	13,095	98.7
山口県		1,461	1,115	97.8	17,425	13,300	109.7	18,886	14,415	108.7
徳島県		713	1,004	88.1	9,869	13,900	114.6	10,582	14,904	112.3
香川県		944	996	87.4	12,827	13,522	111.5	13,771	14,518	109.4
愛媛県		1,295	987	86.6	15,399	11,734	96.8	16,695	12,722	95.9
高知県		581	860	75.4	7,554	11,181	92.2	8,135	12,041	90.8
福岡県		5,901	1,158	101.6	60,459	11,865	97.8	66,360	13,024	98.2
佐賀県		689	860	75.4	10,381	12,959	106.9	11,070	13,819	104.2
長崎県		861	667	58.5	12,710	9,853	81.3	13,570	10,520	79.3
熊本県		1,663	963	84.5	22,114	12,797	105.5	23,778	13,759	103.7
大分県		1,026	922	80.9	14,074	12,647	104.3	15,100	13,569	102.3
宮崎県		856	808	70.9	13,433	12,688	104.6	14,289	13,496	101.7
鹿児島県		1,203	763	66.9	17,915	11,365	93.7	19,118	12,128	91.4
沖縄県		894	602	52.8	15,893	10,698	88.2	16,787	11,300	85.2
合計		142,354	1,140	100.0	1,514,341	12,126	100.0	1,656,696	13,266	100.0

道 府 県 固 定 資 産 税			狩 猟 税			その他の道府県税			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
-	-	-	47	9	150.0	2,016	396	68.9	北 海 道	
440	365	960.5	4	3	50.0	19,740	16,374	2,847.7	青 森 県	
-	-	-	14	12	200.0	145	124	21.6	岩 手 県	
-	-	-	10	4	66.7	917	409	71.1	宮 城 県	
-	-	-	1	1	16.7	273	295	51.3	秋 田 県	
-	-	-	3	3	50.0	208	203	35.3	山 形 県	
2,851	1,588	4,178.9	12	7	116.7	616	343	59.7	福 島 県	
-	-	-	33	11	183.3	1,355	473	82.3	茨 城 県	
-	-	-	22	11	183.3	90	47	8.2	栃 木 県	
-	-	-	16	9	150.0	97	51	8.9	群 馬 県	
-	-	-	19	3	50.0	267	36	6.3	埼 玉 県	
-	-	-	28	4	66.7	279	0	7.7	千 葉 県	
-	-	-	4	0	0.0	4,759	342	59.5	東 京 都	
-	-	-	15	2	33.3	200	22	3.8	神 奈 川 県	
-	-	-	10	5	83.3	4,951	2,316	402.8	新 潟 県	
-	-	-	5	5	83.3	70	69	12.0	富 山 県	
-	-	-	10	9	150.0	817	737	128.2	石 川 県	
-	-	-	9	12	200.0	14,487	19,254	3,348.5	福 井 県	
-	-	-	11	13	216.7	33	41	7.1	山 梨 県	
-	-	-	13	7	116.7	117	58	10.1	長 野 県	
-	-	-	15	7	116.7	135	69	12.0	岐 阜 県	
-	-	-	33	9	150.0	1,478	410	71.3	静 岡 県	
1,501	200	526.3	10	1	16.7	483	64	11.1	愛 知 県	
-	-	-	18	10	166.7	613	349	60.7	三 重 県	
-	-	-	12	9	150.0	151	107	18.6	滋 賀 県	
-	-	-	18	7	116.7	317	127	22.1	京 都 府	
-	-	-	8	1	16.7	2,792	318	55.3	大 阪 府	
-	-	-	35	6	100.0	219	40	7.0	兵 庫 県	
-	-	-	11	8	133.3	287	219	38.1	奈 良 県	
-	-	-	13	14	233.3	58	64	11.1	和 歌 山 県	
-	-	-	6	11	183.3	41	76	13.2	鳥 取 県	
-	-	-	12	18	300.0	1,086	1,669	290.3	島 根 県	
-	-	-	16	9	150.0	650	351	61.0	岡 山 県	
-	-	-	25	9	150.0	679	247	43.0	広 島 県	
-	-	-	11	8	133.3	244	187	32.5	山 口 県	
-	-	-	12	16	266.7	41	58	10	徳 島 県	
-	-	-	4	4	66.7	58	62	10.8	香 川 県	
-	-	-	24	18	300.0	1,976	1,506	261.9	愛 媛 県	
-	-	-	18	26	433.3	45	66	11.5	高 知 県	
-	-	-	18	4	66.7	2,136	419	72.9	福 岡 県	
-	-	-	9	11	183.3	2,340	2,921	508.0	佐 賀 県	
-	-	-	7	6	100.0	138	107	18.6	長 崎 県	
-	-	-	18	10	166.7	169	98	17.0	熊 本 県	
-	-	-	21	19	316.7	399	358	62.3	大 分 県	
-	-	-	20	19	316.7	355	335	58.3	宮 崎 県	
-	-	-	23	15	250.0	2,490	1,580	274.8	鹿 児 島 県	
-	-	-	3	2	33.3	1,047	705	122.6	沖 縄 県	
4,792	38	100.0	707	6	100.0	71,866	575	100.0	合 計	

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その４）（令和５年度）

都 道 府 県			道 府 県 税			地 方 交 付 税		
			A			B		
			税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北 海 道			752,047	147,634	88.2	657,027	128,981	166.1
青 森 県			182,724	151,565	90.5	227,117	188,389	242.6
岩 手 県			168,354	143,604	85.8	232,717	198,505	255.6
宮 城 県			348,373	155,358	92.8	164,100	73,181	94.2
秋 田 県			128,521	138,999	83.0	207,016	223,893	288.3
山 形 県			148,479	144,503	86.3	192,125	186,981	240.7
福 島 県			301,968	168,207	100.5	242,600	135,136	174.0
茨 城 県			480,320	167,611	100.1	209,550	73,124	94.1
栃 木 県			318,940	166,393	99.4	149,118	77,796	100.2
群 馬 県			321,553	167,542	100.1	155,777	81,166	104.5
埼 玉 県			1,033,434	140,057	83.7	269,766	36,560	47
千 葉 県			928,947	147,215	87.9	233,509	37,005	47.6
東 京 都			3,880,782	278,954	166.6	－	－	－
神 奈 川 県			1,349,971	146,598	87.6	153,817	16,703	21.5
新 潟 県			316,204	147,920	88.4	267,304	125,044	161.0
富 山 県			171,242	168,049	100.4	151,165	148,346	191.0
石 川 県			185,696	167,411	100.0	153,144	138,064	177.8
福 井 県			146,531	194,754	116.3	143,285	190,440	245.2
山 梨 県			133,340	165,358	98.8	146,611	181,817	234.1
長 野 県			321,564	158,552	94.7	219,283	108,121	139.2
岐 阜 県			306,379	155,691	93.0	200,046	101,657	130.9
静 岡 県			585,905	162,459	97.0	192,938	53,498	68.9
愛 知 県			1,389,689	185,270	110.7	125,071	16,674	21.5
三 重 県			303,126	172,473	103.0	166,884	94,954	122.3
滋 賀 県			226,463	160,551	95.9	138,974	98,526	126.9
京 都 府			377,132	151,576	90.5	195,508	78,578	101.2
大 阪 府			1,478,136	168,435	100.6	339,972	38,740	49.9
兵 庫 県			818,640	150,850	90.1	363,574	66,995	86
奈 良 県			168,224	127,907	76.4	182,548	138,798	178.7
和 歌 山 県			122,077	133,667	79.8	191,264	209,422	269.6
鳥 取 県			74,008	136,999	81.8	150,426	278,460	358.5
島 根 県			95,699	147,088	87.9	191,770	294,748	379.5
岡 山 県			268,509	145,052	86.6	178,510	96,433	124.2
広 島 県			410,528	149,254	89.2	200,058	72,734	93.6
山 口 県			198,017	151,145	90.3	186,433	142,303	183.2
徳 島 県			105,040	147,941	88.4	160,415	225,933	290.9
香 川 県			147,991	156,013	93.2	132,838	140,039	180.3
愛 媛 県			196,689	149,881	89.5	185,305	141,207	181.8
高 知 県			88,593	131,127	78.3	186,478	276,009	355.4
福 岡 県			730,869	143,438	85.7	312,122	61,256	78.9
佐 賀 県			119,740	149,479	89.3	159,684	199,343	256.7
長 崎 県			162,149	125,698	75.1	238,405	184,811	237.9
熊 本 県			225,861	130,699	78.1	233,207	134,950	173.8
大 分 県			154,043	138,425	82.7	188,678	169,548	218.3
宮 崎 県			142,700	134,787	80.5	196,881	185,963	239.4
鹿 児 島 県			204,841	129,945	77.6	292,104	185,303	238.6
沖 縄 県			186,468	125,511	75.0	234,583	157,897	203.3
合 計			20,906,504	167,406	100.0	9,699,708	77,669	100.0

地 方 譲 与 税 C			合 計 A + B + C			都 道 府 県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
111,260	21,842	117.6	1,520,333	298,457	113.2	北 海 道	
26,118	21,664	116.6	435,959	361,618	137.2	青 森 県	
26,500	22,604	121.7	427,570	364,712	138.3	岩 手 県	
46,004	20,515	110.4	558,476	249,054	94.5	宮 城 県	
20,894	22,598	121.6	356,431	385,490	146.2	秋 田 県	
23,051	22,434	120.7	363,654	353,919	134.2	山 形 県	
38,918	21,679	116.7	583,485	325,022	123.3	福 島 県	
58,088	20,270	109.1	747,958	261,005	99.0	茨 城 県	
39,664	20,693	111.4	507,723	264,882	100.5	栃 木 県	
39,484	20,573	110.7	516,813	269,281	102.1	群 馬 県	
142,872	19,363	104.2	1,446,072	195,981	74.3	埼 玉 県	
122,604	19,430	104.6	1,285,060	203,649	77.2	千 葉 県	
64,088	4,607	24.8	3,944,870	283,561	107.6	東 京 都	
176,942	19,215	103.4	1,680,730	182,516	69.2	神 奈 川 県	
45,749	21,401	115.2	629,257	294,366	111.6	新 潟 県	
21,648	21,245	114.3	344,055	337,639	128.1	富 山 県	
23,498	21,184	114.0	362,338	326,659	123.9	石 川 県	
16,186	21,513	115.8	306,002	406,707	154.3	福 井 県	
16,781	20,811	112.0	296,732	367,986	139.6	山 梨 県	
42,601	21,005	113.0	583,449	287,677	109.1	長 野 県	
40,853	20,760	111.7	547,278	278,108	105.5	岐 阜 県	
71,480	19,820	106.7	850,323	235,777	89.4	静 岡 県	
147,876	19,715	106.1	1,662,636	221,659	84.1	愛 知 県	
36,359	20,687	111.3	506,368	288,114	109.3	三 重 県	
28,624	20,293	109.2	394,061	279,370	106.0	滋 賀 県	
50,505	20,299	109.2	623,145	250,453	95.0	京 都 府	
170,644	19,445	104.6	1,988,752	226,620	86.0	大 阪 府	
107,726	19,851	106.8	1,289,941	237,695	90.2	兵 庫 県	
26,703	20,303	109.3	377,475	287,008	108.9	奈 良 県	
19,515	21,368	115.0	332,857	364,456	138.2	和 歌 山 県	
12,172	22,532	121.3	236,606	437,991	166.1	鳥 取 県	
15,111	23,225	125.0	302,579	465,060	176.4	島 根 県	
38,490	20,793	111.9	485,509	262,278	99.5	岡 山 県	
56,215	20,438	110.0	666,801	242,425	91.9	広 島 県	
28,161	21,495	115.7	412,611	314,944	119.5	山 口 県	
15,363	21,638	116.5	280,818	395,512	150.0	徳 島 県	
19,426	20,479	110.2	300,256	316,531	120.1	香 川 県	
27,961	21,307	114.7	409,955	312,394	118.5	愛 媛 県	
15,305	22,653	121.9	290,376	429,790	163.0	高 知 県	
101,263	19,874	107.0	1,144,255	224,567	85.2	福 岡 県	
16,801	20,974	112.9	296,225	369,796	140.3	佐 賀 県	
26,686	20,687	111.3	427,240	331,196	125.6	長 崎 県	
35,602	20,602	110.9	494,670	286,251	108.6	熊 本 県	
23,859	21,440	115.4	366,580	329,413	124.9	大 分 県	
22,681	21,423	115.3	362,262	342,173	129.8	宮 崎 県	
33,434	21,209	114.1	530,379	336,458	127.6	鹿 児 島 県	
28,665	19,294	103.8	449,715	302,702	114.8	沖 縄 県	
2,320,433	18,581	100.0	32,926,645	263,655	100.0	合 計	

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その１）（令和５年度）

都 道 府 県		市 町 村 民 税					
		個 人			法 人		
		税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり	
			税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北 海 道		305,203	59,914	86.1	52,977	10,400	64.0
青 森 県		52,163	43,268	62.2	8,768	7,273	44.8
岩 手 県		54,377	46,383	66.6	10,419	8,887	54.7
宮 城 県		148,315	66,142	95.0	28,183	12,568	77.4
秋 田 県		39,342	42,549	61.1	7,506	8,118	50.0
山 形 県		48,870	47,562	68.3	9,663	9,404	57.9
福 島 県		90,973	50,675	72.8	17,720	9,870	60.8
茨 城 県		165,979	57,919	83.2	34,570	12,064	74.3
栃 木 県		111,170	57,998	83.3	24,263	12,658	77.9
群 馬 県		105,963	55,211	79.3	30,240	15,756	97.0
埼 玉 県		525,955	71,281	102.4	68,288	9,255	57.0
千 葉 県		456,765	72,386	104.0	57,872	9,171	56.5
東 京 都		1,484,027	106,673	153.3	679,373	48,834	300.7
神 奈 川 県		904,227	98,193	141.1	110,612	12,012	74.0
新 潟 県		119,529	55,916	80.3	22,465	10,509	64.7
富 山 県		58,625	57,532	82.7	13,185	12,939	79.7
石 川 県		63,339	57,102	82.0	14,561	13,127	80.8
福 井 県		42,886	57,000	81.9	9,981	13,266	81.7
山 梨 県		46,111	57,183	82.2	9,985	12,383	76.2
長 野 県		111,673	55,062	79.1	22,941	11,311	69.6
岐 阜 県		109,763	55,778	80.1	19,006	9,658	59.5
静 岡 県		249,749	69,250	99.5	41,247	11,437	70.4
愛 知 県		581,766	77,560	111.4	139,292	18,570	114.3
三 重 県		102,221	58,162	83.6	18,891	10,749	66.2
滋 賀 県		82,185	58,265	83.7	18,934	13,424	82.6
京 都 府		178,670	71,811	103.2	41,737	16,775	103.3
大 阪 府		612,991	69,851	100.4	172,869	19,699	121.3
兵 庫 県		370,852	68,336	98.2	62,684	11,551	71.1
奈 良 県		73,420	55,824	80.2	8,387	6,377	39.3
和 歌 山 県		43,744	47,896	68.8	6,824	7,472	46.0
鳥 取 県		24,766	45,845	65.9	4,593	8,503	52.4
島 根 県		31,272	48,065	69.1	6,875	10,566	65.1
岡 山 県		111,550	60,261	86.6	20,633	11,146	68.6
広 島 県		186,661	67,864	97.5	34,917	12,695	78.2
山 口 県		68,057	51,948	74.6	14,233	10,864	66.9
徳 島 県		34,718	48,898	70.3	9,614	13,541	83.4
香 川 県		49,690	52,383	75.3	12,280	12,945	79.7
愛 媛 県		62,638	47,731	68.6	15,668	11,939	73.5
高 知 県		31,408	46,488	66.8	5,173	7,656	47.1
福 岡 県		329,406	64,648	92.9	64,976	12,752	78.5
佐 賀 県		37,688	47,048	67.6	7,879	9,836	60.6
長 崎 県		57,884	44,872	64.5	9,963	7,723	47.5
熊 本 県		93,875	54,323	78.1	16,770	9,704	59.7
大 分 県		51,948	46,681	67.1	10,781	9,688	59.6
宮 崎 県		46,069	43,515	62.5	8,309	7,848	48.3
鹿 児 島 県		67,780	42,998	61.8	11,992	7,607	46.8
沖 縄 県		65,732	44,244	63.6	10,294	6,929	42.7
合 計		8,691,998	69,600	100.0	2,028,389	16,242	100.0

(注) 1 人口１人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和６年１月１日現在の住民基本台帳人口による。

2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。

3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
計			土 地					
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
358,181	70,314	81.9	72,188	14,171	48.5	北 海 道		
60,931	50,541	58.9	17,820	14,781	50.6	青 森 県		
64,796	55,270	64.4	20,681	17,640	60.4	岩 手 県		
176,498	78,710	91.7	51,332	22,892	78.4	宮 城 県		
46,848	50,667	59.0	13,091	14,158	48.5	秋 田 県		
58,533	56,966	66.4	17,979	17,497	59.9	山 形 県		
108,693	60,546	70.5	36,756	20,474	70.1	福 島 県		
200,550	69,983	81.5	58,427	20,388	69.8	茨 城 県		
135,433	70,656	82.3	44,557	23,245	79.6	栃 木 県		
136,202	70,967	82.7	43,654	22,745	77.9	群 馬 県		
594,244	80,536	93.8	201,737	27,341	93.6	埼 玉 県		
514,637	81,557	95.0	150,674	23,878	81.8	千 葉 県		
2,163,400	155,507	181.2	911,591	65,526	224.4	東 京 都		
1,014,839	110,205	128.4	290,099	31,503	107.9	神 奈 川 県		
141,994	66,425	77.4	43,193	20,206	69.2	新 潟 県		
71,810	70,471	82.1	22,813	22,387	76.7	富 山 県		
77,899	70,229	81.8	24,544	22,128	75.8	石 川 県		
52,867	70,266	81.9	16,113	21,415	73.3	福 井 県		
56,096	69,566	81.0	16,908	20,968	71.8	山 梨 県		
134,614	66,373	77.3	41,277	20,352	69.7	長 野 県		
128,769	65,436	76.2	45,083	22,910	78.4	岐 阜 県		
290,997	80,687	94.0	100,597	27,894	95.5	静 岡 県		
721,058	96,130	112.0	268,524	35,799	122.6	愛 知 県		
121,112	68,910	80.3	36,637	20,846	71.4	三 重 県		
101,120	71,689	83.5	30,754	21,803	74.7	滋 賀 県		
220,407	88,585	103.2	80,130	32,205	110.3	京 都 府		
785,859	89,549	104.3	284,050	32,368	110.8	大 阪 府		
433,536	79,887	93.1	138,910	25,597	87.6	兵 庫 県		
81,807	62,201	72.5	28,090	21,358	73.1	奈 良 県		
50,568	55,368	64.5	18,170	19,895	68.1	和 歌 山 県		
29,359	54,348	63.3	9,443	17,481	59.9	鳥 取 県		
38,147	58,631	68.3	11,713	18,002	61.6	島 根 県		
132,183	71,407	83.2	42,800	23,121	79.2	岡 山 県		
221,578	80,558	93.8	69,646	25,321	86.7	広 島 県		
82,291	62,812	73.2	24,955	19,048	65.2	山 口 県		
44,332	62,439	72.7	14,721	20,734	71.0	徳 島 県		
61,969	65,328	76.1	18,488	19,490	66.7	香 川 県		
78,305	59,670	69.5	29,844	22,742	77.9	愛 媛 県		
36,581	54,144	63.1	13,190	19,523	66.8	高 知 県		
394,382	77,400	90.2	121,202	23,787	81.4	福 岡 県		
45,566	56,883	66.3	14,013	17,493	59.9	佐 賀 県		
67,848	52,595	61.3	17,820	13,814	47.3	長 崎 県		
110,645	64,027	74.6	31,140	18,020	61.7	熊 本 県		
62,729	56,369	65.7	19,919	17,899	61.3	大 分 県		
54,378	51,362	59.8	18,112	17,107	58.6	宮 崎 県		
79,772	50,605	59.0	26,429	16,766	57.4	鹿 児 島 県		
76,026	51,173	59.6	37,606	25,312	86.7	沖 縄 県		
10,720,387	85,842	100.0	3,647,415	29,206	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その２）（令和５年度）

都 道 府 県			固 定 資 産 税					
			家 屋			償 却 資 産		
			税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道			174,050	34,168	100.0	66,209	12,997	85.8
青森県			36,353	30,154	88.2	21,278	17,650	116.5
岩手県			34,097	29,085	85.1	26,092	22,256	146.9
宮城県			73,466	32,762	95.9	34,582	15,422	101.8
秋田県			26,214	28,351	83.0	15,150	16,386	108.2
山形県			29,628	28,834	84.4	14,320	13,936	92.0
福島県			54,199	30,191	88.3	45,437	25,310	167.1
茨城県			93,947	32,783	95.9	57,282	19,989	131.9
栃木県			65,517	34,181	100.0	37,756	19,697	130.0
群馬県			62,565	32,599	95.4	36,800	19,175	126.6
埼玉県			215,087	29,150	85.3	67,930	9,206	60.8
千葉県			199,089	31,550	92.3	95,800	15,182	100.2
東京都			627,596	45,112	132.0	186,818	13,429	88.6
神奈川県			310,884	33,760	98.8	107,973	11,725	77.4
新潟県			69,869	32,685	95.6	42,050	19,671	129.9
富山県			37,580	36,879	107.9	23,129	22,698	149.8
石川県			38,044	34,298	100.4	16,578	14,946	98.7
福井県			26,756	35,562	104.1	24,939	33,147	218.8
山梨県			26,200	32,492	95.1	15,395	19,092	126.0
長野県			64,421	31,764	92.9	33,401	16,469	108.7
岐阜県			61,988	31,500	92.2	34,423	17,493	115.5
静岡県			126,740	35,142	102.8	64,985	18,019	118.9
愛知県			281,385	37,514	109.8	126,707	16,892	111.5
三重県			56,767	32,299	94.5	49,351	28,080	185.4
滋賀県			48,323	34,259	100.2	25,653	18,187	120.1
京都府			82,010	32,961	96.4	29,444	11,834	78.1
大阪府			329,632	37,562	109.9	99,978	11,393	75.2
兵庫県			185,625	34,205	100.1	79,421	14,635	96.6
奈良県			31,527	23,971	70.1	11,448	8,705	57.5
和歌山県			25,421	27,834	81.4	14,366	15,730	103.8
鳥取県			16,001	29,619	86.7	7,019	12,992	85.8
島根県			19,138	29,415	86.1	13,205	20,295	134.0
岡山県			56,294	30,411	89.0	36,732	19,843	131.0
広島県			88,698	32,247	94.4	49,372	17,950	118.5
山口県			39,027	29,789	87.2	30,514	23,291	153.7
徳島県			22,267	31,362	91.8	10,950	15,423	101.8
香川県			31,797	33,520	98.1	11,967	12,615	83.3
愛媛県			40,714	31,025	90.8	20,987	15,992	105.6
高知県			18,671	27,636	80.9	7,385	10,930	72.1
福岡県			170,120	33,387	97.7	62,484	12,263	80.9
佐賀県			23,308	29,097	85.1	14,996	18,720	123.6
長崎県			36,025	27,927	81.7	15,903	12,328	81.4
熊本県			51,041	29,536	86.4	25,318	14,651	96.7
大分県			33,872	30,438	89.1	21,734	19,530	128.9
宮崎県			30,253	28,576	83.6	19,148	18,086	119.4
鹿児島県			45,862	29,093	85.1	26,851	17,033	112.4
沖縄県			49,931	33,608	98.3	12,633	8,503	56.1
合 計			4,268,002	34,175	100.0	1,891,894	15,149	100.0

固 定 資 産 税			都 道 府 県					
交 付 金		計						
税 額	人口1人当たり					税 額	人口1人当たり	
(百万円)	税額(円)	指 数				(百万円)	税額(円)	指 数
2,967	582	82.0	315,414	61,919	78.1	北 海 道		
900	747	105.2	76,351	63,332	79.9	青 森 県		
1,472	1,256	176.9	82,343	70,237	88.6	岩 手 県		
1,161	518	73.0	160,541	71,594	90.3	宮 城 県		
1,557	1,683	237.0	56,012	60,578	76.4	秋 田 県		
1,035	1,007	141.8	62,961	61,275	77.3	山 形 県		
1,347	750	105.6	137,740	76,726	96.8	福 島 県		
1,072	374	52.7	210,728	73,535	92.8	茨 城 県		
1,319	688	96.9	149,148	77,812	98.2	栃 木 県		
1,808	942	132.7	144,828	75,461	95.2	群 馬 県		
2,868	389	54.8	487,622	66,086	83.4	埼 玉 県		
1,812	287	40.4	447,375	70,898	89.5	千 葉 県		
20,605	1,481	208.6	1,746,610	125,548	158.4	東 京 都		
4,678	508	71.5	713,634	77,496	97.8	神 奈 川 県		
1,065	498	70.1	156,178	73,060	92.2	新 潟 県		
551	541	76.2	84,073	82,505	104.1	富 山 県		
559	504	71.0	79,726	71,876	90.7	石 川 県		
433	576	81.1	68,241	90,699	114.5	福 井 県		
662	821	115.6	59,165	73,372	92.6	山 梨 県		
1,429	704	99.2	140,527	69,289	87.4	長 野 県		
323	164	23.1	141,818	72,067	90.9	岐 阜 県		
1,354	375	52.8	293,677	81,431	102.8	静 岡 県		
3,986	531	74.8	680,601	90,736	114.5	愛 知 県		
289	164	23.1	143,043	81,389	102.7	三 重 県		
281	199	28.0	105,011	74,448	94.0	滋 賀 県		
680	273	38.5	192,264	77,274	97.5	京 都 府		
6,418	731	103.0	720,079	82,054	103.5	大 阪 府		
3,353	618	87.0	407,309	75,054	94.7	兵 庫 県		
552	420	59.2	71,617	54,453	68.7	奈 良 県		
316	346	48.7	58,273	63,805	80.5	和 歌 山 県		
371	686	96.6	32,833	60,778	76.7	鳥 取 県		
583	896	126.2	44,638	68,609	86.6	島 根 県		
2,058	1,112	156.6	137,883	74,486	94.0	岡 山 県		
1,304	474	66.8	209,020	75,992	95.9	広 島 県		
929	709	99.9	95,424	72,837	91.9	山 口 県		
440	620	87.3	48,379	68,139	86.0	徳 島 県		
378	398	56.1	62,629	66,023	83.3	香 川 県		
1,331	1,014	142.8	92,876	70,773	89.3	愛 媛 県		
563	833	117.3	39,809	58,922	74.4	高 知 県		
3,538	694	97.7	357,344	70,131	88.5	福 岡 県		
354	442	62.3	52,670	65,752	83.0	佐 賀 県		
1,256	973	137.0	71,004	55,042	69.5	長 崎 県		
756	438	61.7	108,256	62,644	79.1	熊 本 県		
565	508	71.5	76,090	68,375	86.3	大 分 県		
1,054	996	140.3	68,568	64,765	81.7	宮 崎 県		
1,900	1,206	169.9	101,042	64,098	80.9	鹿 児 島 県		
4,488	3,021	425.5	104,658	70,445	88.9	沖 縄 県		
88,720	710	100.0	9,896,031	79,241	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その３）（令和５年度）

都 道 府 県	軽 自 動 車 税								
	環境性能割			種別割			計		
	税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	935	183	128.9	11,634	2,284	95.3	12,568	2,467	97.2
青森県	328	272	191.5	4,252	3,527	147.1	4,579	3,798	149.6
岩手県	317	271	190.8	4,284	3,654	152.4	4,601	3,925	154.6
宮城県	323	144	101.4	6,013	2,682	111.9	6,337	2,826	111.3
秋田県	291	315	221.8	3,321	3,592	149.9	3,612	3,906	153.8
山形県	286	278	195.8	3,815	3,712	154.9	4,100	3,991	157.2
福島県	365	203	143.0	6,156	3,429	143.1	6,521	3,633	143.1
茨城県	393	137	96.5	8,952	3,124	130.3	9,345	3,261	128.4
栃木県	286	149	104.9	6,047	3,155	131.6	6,332	3,304	130.1
群馬県	367	191	134.5	6,689	3,485	145.4	7,056	3,677	144.8
埼玉県	862	117	82.4	13,895	1,883	78.6	14,757	2,000	78.8
千葉県	678	107	75.4	11,633	1,844	76.9	12,311	1,951	76.8
東京都	657	47	33.1	9,340	671	28.0	9,997	719	28.3
神奈川県	788	86	60.6	11,026	1,197	49.9	11,813	1,283	50.5
新潟県	504	236	166.2	7,857	3,675	153.3	8,361	3,911	154.0
富山県	222	218	153.5	3,483	3,418	142.6	3,705	3,636	143.2
石川県	231	209	147.2	3,334	3,006	125.4	3,566	3,215	126.6
福井県	182	242	170.4	2,589	3,441	143.6	2,772	3,684	145.1
山梨県	200	248	174.6	3,195	3,963	165.3	3,395	4,211	165.9
長野県	696	343	241.5	8,034	3,962	165.3	8,731	4,305	169.6
岐阜県	422	214	150.7	6,263	3,182	132.7	6,684	3,397	133.8
静岡県	722	200	140.8	11,685	3,240	135.2	12,408	3,440	135.5
愛知県	988	132	93.0	16,412	2,188	91.3	17,400	2,320	91.4
三重県	380	216	152.1	6,115	3,479	145.1	6,495	3,696	145.6
滋賀県	270	192	135.2	4,413	3,129	130.5	4,684	3,321	130.8
京都府	338	136	95.8	5,055	2,032	84.8	5,394	2,168	85.4
大阪府	702	80	56.3	11,793	1,344	56.1	12,494	1,424	56.1
兵庫県	614	113	79.6	10,608	1,955	81.6	11,222	2,068	81.4
奈良県	177	135	95.1	3,428	2,606	108.7	3,605	2,741	108.0
和歌山県	201	221	155.6	3,669	4,017	167.6	3,870	4,238	166.9
鳥取県	147	271	190.8	2,096	3,880	161.9	2,242	4,151	163.5
島根県	173	265	186.6	2,584	3,972	165.7	2,757	4,238	166.9
岡山県	355	192	135.2	6,752	3,647	152.1	7,107	3,839	151.2
広島県	465	169	119.0	7,861	2,858	119.2	8,326	3,027	119.2
山口県	227	173	121.8	4,418	3,373	140.7	4,645	3,546	139.7
徳島県	125	175	123.2	2,755	3,881	161.9	2,880	4,056	159.7
香川県	161	169	119.0	3,583	3,778	157.6	3,744	3,947	155.5
愛媛県	216	165	116.2	4,901	3,735	155.8	5,117	3,899	153.6
高知県	145	215	151.4	2,780	4,114	171.6	2,925	4,329	170.5
福岡県	596	117	82.4	12,546	2,462	102.7	13,142	2,579	101.6
佐賀県	136	170	119.7	3,113	3,886	162.1	3,249	4,056	159.7
長崎県	206	160	112.7	4,668	3,619	151.0	4,875	3,779	148.8
熊本県	292	169	119.0	6,214	3,596	150.0	6,506	3,765	148.3
大分県	204	183	128.9	4,071	3,658	152.6	4,274	3,841	151.3
宮崎県	155	146	102.8	4,154	3,924	163.7	4,309	4,070	160.3
鹿児島県	252	160	112.7	6,201	3,934	164.1	6,453	4,094	161.2
沖縄県	147	99	69.7	5,619	3,782	157.8	5,766	3,881	152.9
合 計	17,728	142	100.0	299,306	2,397	100.0	317,034	2,539	100.0

市町村たばこ税			鉱 産 税			特別土地保有税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
47,635	9,351	125.9	134	26	152.9	-	-	-	北	海	道
10,893	9,035	121.7	14	11	64.7	-	-	-	青	森	県
9,274	7,910	106.5	9	8	47.1	-	-	-	岩	手	県
18,485	8,243	111.0	4	2	11.8	-	-	-	宮	城	県
7,199	7,786	104.8	65	70	411.8	-	-	-	秋	田	県
7,271	7,077	95.3	9	8	47.1	-	-	-	山	形	県
15,757	8,777	118.2	1	0	0.0	-	-	-	福	島	県
23,373	8,156	109.8	0	0	0.0	-	-	-	茨	城	県
15,042	7,847	105.7	21	11	64.7	0	0	100.0	栃	木	県
14,525	7,568	101.9	3	2	11.8	-	-	-	群	馬	県
50,702	6,872	92.5	27	4	23.5	13	2	2,000.0	埼	玉	県
44,575	7,064	95.1	65	10	58.8	2	0	100.0	千	葉	県
107,193	7,705	103.7	3	0	0.0	-	-	-	東	京	都
60,157	6,533	88.0	-	-	-	1	0	100.0	神	奈	川
15,238	7,129	96.0	1,155	540	3,176.5	-	-	-	新	潟	県
7,089	6,957	93.7	0	0	0.0	-	-	-	富	山	県
7,969	7,184	96.7	0	0	0.0	-	-	-	石	川	県
5,385	7,157	96.4	1	1	5.9	-	-	-	福	井	県
6,404	7,942	106.9	-	-	-	-	-	-	山	梨	県
13,707	6,759	91.0	0	0	0.0	-	-	-	長	野	県
12,975	6,593	88.8	8	4	23.5	-	-	-	岐	阜	県
25,402	7,044	94.8	0	0	0.0	-	-	-	静	岡	県
51,761	6,901	92.9	6	1	5.9	2	0	100.0	愛	知	県
12,595	7,166	96.5	10	6	35.3	-	-	-	三	重	県
9,429	6,685	90.0	8	5	29.4	-	-	-	滋	賀	県
16,339	6,567	88.4	0	0	0.0	-	-	-	京	都	府
73,024	8,321	112.0	-	-	-	-	-	-	大	阪	府
34,956	6,441	86.7	2	0	0.0	-	-	-	兵	庫	県
7,769	5,907	79.5	-	-	-	-	-	-	奈	良	県
6,982	7,645	102.9	-	-	-	-	-	-	和	歌	山
3,792	7,020	94.5	-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
4,163	6,399	86.2	0	1	5.9	-	-	-	島	根	県
13,227	7,145	96.2	6	3	17.6	-	-	-	岡	山	県
18,875	6,862	92.4	0	0	0.0	-	-	-	広	島	県
9,216	7,035	94.7	49	37	217.6	-	-	-	山	口	県
5,151	7,255	97.7	2	3	17.6	-	-	-	徳	島	県
6,830	7,200	96.9	-	-	-	-	-	-	香	川	県
9,361	7,134	96.1	0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
5,310	7,859	105.8	28	42	247.1	-	-	-	高	知	県
41,050	8,056	108.5	31	6	35.3	-	-	-	福	岡	県
6,623	8,268	111.3	-	-	-	-	-	-	佐	賀	県
9,940	7,705	103.7	2	1	5.9	-	-	-	長	崎	県
13,386	7,746	104.3	0	0	0.0	-	-	-	熊	本	県
8,531	7,666	103.2	44	40	235.3	-	-	-	大	分	県
8,499	8,028	108.1	-	-	-	-	-	-	宮	崎	県
11,833	7,506	101.1	328	208	1,223.5	-	-	-	鹿	児	島
12,577	8,466	114.0	57	38	223.5	-	-	-	沖	縄	県
927,469	7,427	100.0	2,093	17	100.0	18	0	100.0	合	計	

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その４）（令和５年度）

都 道 府 県			入 湯 税			事 業 所 税		
			税 額 (百万円)	人口１人当たり		税 額 (百万円)	人口１人当たり	
				税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道			2,754	541	309.1	10,298	2,022	62.4
青森県			178	148	84.6	0	0	0.0
岩手県			417	355	202.9	-	-	-
宮城県			470	210	120.0	5,765	2,571	79.4
秋田県			395	427	244.0	1,533	1,658	51.2
山形県			444	432	246.9	-	-	-
福島県			651	363	207.4	4,518	2,516	77.7
茨城県			335	117	66.9	-	-	-
栃木県			790	412	235.4	3,600	1,878	58.0
群馬県			792	413	236.0	4,866	2,535	78.3
埼玉県			68	9	5.1	9,703	1,315	40.6
千葉県			444	70	40.0	12,251	1,941	59.9
東京都			471	34	19.4	122,705	8,820	272.4
神奈川県			940	102	58.3	36,203	3,931	121.4
新潟県			721	337	192.6	4,720	2,208	68.2
富山県			201	197	112.6	3,782	3,711	114.6
石川県			407	367	209.7	2,675	2,412	74.5
福井県			391	520	297.1	-	-	-
山梨県			730	906	517.7	-	-	-
長野県			1,137	561	320.6	2,258	1,113	34.4
岐阜県			686	349	199.4	1,567	796	24.6
静岡県			1,565	434	248.0	9,797	2,717	83.9
愛知県			230	31	17.7	33,316	4,442	137.2
三重県			501	285	162.9	3,942	2,243	69.3
滋賀県			210	149	85.1	1,469	1,041	32.1
京都府			370	149	85.1	7,834	3,149	97.3
大阪府			501	57	32.6	42,558	4,850	149.8
兵庫県			789	145	82.9	21,331	3,931	121.4
奈良県			78	59	33.7	1,014	771	23.8
和歌山県			399	437	249.7	2,262	2,476	76.5
鳥取県			170	315	180.0	-	-	-
島根県			193	297	169.7	-	-	-
岡山県			171	92	52.6	8,719	4,710	145.5
広島県			217	79	45.1	10,758	3,911	120.8
山口県			223	170	97.1	-	-	-
徳島県			43	61	34.9	-	-	-
香川県			136	143	81.7	2,349	2,476	76.5
愛媛県			185	141	80.6	2,023	1,542	47.6
高知県			66	98	56.0	1,151	1,704	52.6
福岡県			235	46	26.3	17,254	3,386	104.6
佐賀県			163	204	116.6	-	-	-
長崎県			242	188	107.4	1,632	1,265	39.1
熊本県			368	213	121.7	2,553	1,477	45.6
大分県			825	741	423.4	3,152	2,832	87.5
宮崎県			155	147	84.0	1,586	1,498	46.3
鹿児島県			289	183	104.6	2,042	1,296	40.0
沖縄県			165	111	63.4	1,132	762	23.5
合 計			21,914	175	100.0	404,318	3,238	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
48,611	9,543	84.5	444	87	72.5	北 海 道		
1,342	1,113	9.9	－	－	－	青 森 県		
2,220	1,894	16.8	－	－	－	岩 手 県		
23,481	10,471	92.7	1	0	0.0	宮 城 県		
111	120	1.1	－	－	－	秋 田 県		
7,611	7,408	65.6	－	－	－	山 形 県		
10,593	5,901	52.3	－	－	－	福 島 県		
17,580	6,135	54.3	－	－	－	茨 城 県		
14,785	7,714	68.3	－	－	－	栃 木 県		
12,385	6,453	57.1	－	－	－	群 馬 県		
75,158	10,186	90.2	－	－	－	埼 玉 県		
63,550	10,071	89.2	－	－	－	千 葉 県		
336,770	24,207	214.4	287	21	17.5	東 京 都		
136,987	14,876	131.7	－	－	－	神 奈 川 県		
13,190	6,170	54.6	747	349	290.8	新 潟 県		
4,208	4,130	36.6	－	－	－	富 山 県		
11,651	10,504	93.0	1,036	934	778.3	石 川 県		
5,587	7,426	65.8	－	－	－	福 井 県		
2,643	3,278	29.0	10	13	10.8	山 梨 県		
12,985	6,402	56.7	－	－	－	長 野 県		
16,839	8,557	75.8	24	12	10.0	岐 阜 県		
41,242	11,436	101.3	529	147	122.5	静 岡 県		
110,954	14,792	131.0	－	－	－	愛 知 県		
10,845	6,171	54.6	－	－	－	三 重 県		
10,924	7,745	68.6	－	－	－	滋 賀 県		
34,232	13,759	121.8	5,199	2,089	1,740.8	京 都 府		
143,872	16,394	145.2	428	49	40.8	大 阪 府		
69,737	12,850	113.8	－	－	－	兵 庫 県		
8,971	6,821	60.4	－	－	－	奈 良 県		
6,370	6,975	61.8	－	－	－	和 歌 山 県		
548	1,014	9.0	－	－	－	鳥 取 県		
1,419	2,182	19.3	－	－	－	島 根 県		
16,429	8,875	78.6	－	－	－	岡 山 県		
31,686	11,520	102.0	167	61	50.8	広 島 県		
10,401	7,939	70.3	－	－	－	山 口 県		
2,746	3,867	34.2	－	－	－	徳 島 県		
430	453	4.0	－	－	－	香 川 県		
1,309	998	8.8	406	309	257.5	愛 媛 県		
－	－	－	0	0	0.0	高 知 県		
48,778	9,573	84.8	4,359	855	712.5	福 岡 県		
2,138	2,669	23.6	483	603	502.5	佐 賀 県		
8,901	6,900	61.1	297	230	191.7	長 崎 県		
9,662	5,591	49.5	－	－	－	熊 本 県		
7,820	7,027	62.2	－	－	－	大 分 県		
3,775	3,566	31.6	－	－	－	宮 崎 県		
8,710	5,526	48.9	534	339	282.5	鹿 児 島 県		
－	－	－	30	20	16.7	沖 縄 県		
1,410,188	11,292	100.0	14,980	120	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その５）（令和５年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	A			B		
	税額 (百万円)	人口１人当たり		税額 (百万円)	人口１人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	796,039	156,270	82.3	924,279	181,445	243.5
青森県	154,288	127,979	67.4	219,965	182,456	244.8
岩手県	163,659	139,599	73.5	204,881	174,761	234.5
宮城県	391,581	174,627	92.0	201,674	89,937	120.7
秋田県	115,775	125,213	65.9	200,476	216,820	290.9
山形県	140,929	137,156	72.2	174,038	169,378	227.3
福島県	284,474	158,462	83.4	246,481	137,298	184.2
茨城県	461,911	161,187	84.9	194,247	67,784	91.0
栃木県	325,152	169,634	89.3	101,513	52,960	71.1
群馬県	320,657	167,076	88.0	132,827	69,208	92.9
埼玉県	1,232,294	167,008	87.9	219,076	29,691	39.8
千葉県	1,095,211	173,563	91.4	215,864	34,209	45.9
東京都	4,487,434	322,561	169.9	81,554	5,862	7.9
神奈川県	1,974,574	214,425	112.9	138,633	15,055	20.2
新潟県	342,304	160,129	84.3	315,827	147,743	198.2
富山県	174,869	171,608	90.4	101,474	99,582	133.6
石川県	184,930	166,720	87.8	137,384	123,856	166.2
福井県	135,245	179,754	94.7	80,068	106,418	142.8
山梨県	128,445	159,288	83.9	106,662	132,275	177.5
長野県	313,960	154,802	81.5	289,778	142,879	191.7
岐阜県	309,371	157,212	82.8	185,919	94,478	126.8
静岡県	675,617	187,335	98.7	160,516	44,508	59.7
愛知県	1,615,328	215,352	113.4	120,738	16,097	21.6
三重県	298,543	169,866	89.5	147,157	83,730	112.4
滋賀県	232,855	165,083	86.9	105,266	74,628	100.1
京都府	482,039	193,740	102.0	193,265	77,677	104.2
大阪府	1,778,816	202,698	106.7	370,664	42,238	56.7
兵庫県	978,882	180,377	95.0	368,623	67,926	91.1
奈良県	174,860	132,952	70.0	154,928	117,798	158.1
和歌山県	128,724	140,945	74.2	142,332	155,845	209.1
鳥取県	68,944	127,626	67.2	99,931	184,987	248.2
島根県	91,318	140,355	73.9	151,292	232,534	312.0
岡山県	315,724	170,558	89.8	210,964	113,966	152.9
広島県	500,627	182,011	95.9	246,207	89,512	120.1
山口県	202,250	154,376	81.3	149,863	114,390	153.5
徳島県	103,533	145,819	76.8	104,599	147,320	197.7
香川県	138,086	145,571	76.7	98,288	103,616	139.0
愛媛県	189,583	144,466	76.1	166,150	126,610	169.9
高知県	85,871	127,099	66.9	146,208	216,404	290.4
福岡県	876,574	172,033	90.6	406,594	79,797	107.1
佐賀県	110,893	138,434	72.9	106,062	132,403	177.7
長崎県	164,740	127,706	67.3	204,292	158,367	212.5
熊本県	251,375	145,464	76.6	266,499	154,215	206.9
大分県	163,464	146,891	77.4	141,485	127,141	170.6
宮崎県	141,270	133,436	70.3	142,211	134,325	180.2
鹿児島県	211,002	133,854	70.5	272,622	172,944	232.1
沖縄県	200,410	134,896	71.0	157,868	106,261	142.6
合 計	23,714,431	189,890	100.0	9,307,247	74,526	100.0

地 方 譲 与 税 C			合 計 A + B + C			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
32,720	6,423	176.4	1,753,038	344,139	128.4	北 海 道		
6,046	5,015	137.7	380,300	315,450	117.7	青 森 県		
9,072	7,739	212.6	377,612	322,098	120.2	岩 手 県		
9,631	4,295	118.0	602,886	268,859	100.3	宮 城 県		
6,834	7,391	203.0	323,085	349,425	130.4	秋 田 県		
5,121	4,984	136.9	320,088	311,518	116.2	山 形 県		
10,415	5,801	159.3	541,369	301,562	112.5	福 島 県		
13,736	4,793	131.6	669,894	233,764	87.2	茨 城 県		
7,974	4,160	114.3	434,639	226,754	84.6	栃 木 県		
8,851	4,612	126.7	462,335	240,896	89.9	群 馬 県		
18,176	2,463	67.6	1,469,545	199,162	74.3	埼 玉 県		
18,011	2,854	78.4	1,329,085	210,626	78.6	千 葉 県		
23,103	1,661	45.6	4,592,092	330,084	123.1	東 京 都		
20,053	2,178	59.8	2,133,260	231,657	86.4	神 奈 川 県		
11,233	5,255	144.3	669,365	313,128	116.8	新 潟 県		
4,454	4,371	120.0	280,797	275,561	102.8	富 山 県		
4,576	4,125	113.3	326,890	294,701	109.9	石 川 県		
3,537	4,702	129.1	218,850	290,873	108.5	福 井 県		
3,212	3,983	109.4	238,319	295,546	110.3	山 梨 県		
11,809	5,822	159.9	615,546	303,504	113.2	長 野 県		
9,572	4,864	133.6	504,861	256,553	95.7	岐 阜 県		
14,307	3,967	109.0	850,441	235,810	88.0	静 岡 県		
23,211	3,094	85.0	1,759,278	234,543	87.5	愛 知 県		
7,871	4,478	123.0	453,571	258,074	96.3	三 重 県		
4,406	3,124	85.8	342,527	242,835	90.6	滋 賀 県		
7,369	2,962	81.4	682,673	274,378	102.4	京 都 府		
19,250	2,194	60.3	2,168,731	247,129	92.2	大 阪 府		
17,755	3,272	89.9	1,365,260	251,574	93.9	兵 庫 県		
4,431	3,369	92.5	334,219	254,119	94.8	奈 良 県		
4,403	4,821	132.4	275,460	301,611	112.5	和 歌 山 県		
2,637	4,882	134.1	171,513	317,494	118.4	鳥 取 県		
4,773	7,336	201.5	247,383	380,224	141.8	島 根 県		
9,374	5,064	139.1	536,063	289,588	108.0	岡 山 県		
10,586	3,849	105.7	757,420	275,371	102.7	広 島 県		
5,590	4,267	117.2	357,703	273,033	101.9	山 口 県		
4,053	5,708	156.8	212,185	298,847	111.5	徳 島 県		
3,123	3,292	90.4	239,497	252,479	94.2	香 川 県		
5,976	4,554	125.1	361,709	275,630	102.8	愛 媛 県		
4,559	6,747	185.3	236,637	350,250	130.7	高 知 県		
19,424	3,812	104.7	1,302,592	255,642	95.4	福 岡 県		
3,491	4,358	119.7	220,446	275,196	102.7	佐 賀 県		
5,251	4,070	111.8	374,283	290,143	108.2	長 崎 県		
8,653	5,007	137.5	526,527	304,686	113.7	熊 本 県		
6,356	5,712	156.9	311,306	279,744	104.4	大 分 県		
6,946	6,561	180.2	290,427	274,321	102.3	宮 崎 県		
8,753	5,553	152.5	492,377	312,351	116.5	鹿 児 島 県		
4,038	2,718	74.6	362,316	243,874	91.0	沖 縄 県		
454,722	3,641	100.0	33,476,401	268,057	100.0	合 計		

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (令和5年度)

都道府県		地方税収計			個人住民税		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
			税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道		1,527,097	299,784	86.0	446,562	87,665	81.7
青森県		308,690	256,051	73.5	86,421	71,685	66.8
岩手県		325,916	278,003	79.8	90,113	76,865	71.7
宮城県		722,319	322,120	92.4	207,847	92,690	86.4
秋田県		238,910	258,387	74.1	65,169	70,482	65.7
山形県		284,627	277,007	79.5	80,977	78,809	73.5
福島県		578,921	322,479	92.5	150,810	84,006	78.3
茨城県		927,181	323,545	92.8	275,253	96,051	89.6
栃木県		632,963	330,221	94.8	184,389	96,197	89.7
群馬県		629,294	327,889	94.1	175,754	91,575	85.4
埼玉県		2,241,784	303,821	87.2	814,502	110,387	102.9
千葉県		2,009,820	318,505	91.4	719,214	113,977	106.3
東京都		7,974,504	573,214	164.5	2,465,746	177,240	165.3
神奈川県		3,270,800	355,186	101.9	1,223,181	132,829	123.9
新潟県		648,125	303,192	87.0	175,695	82,190	76.6
富山県		336,243	329,972	94.7	97,202	95,389	88.9
石川県		363,270	327,498	94.0	105,049	94,705	88.3
福井県		262,587	349,004	100.1	71,119	94,524	88.1
山梨県		258,683	320,800	92.0	76,467	94,828	88.4
長野県		626,719	309,012	88.7	185,145	91,289	85.1
岐阜県		607,854	308,891	88.6	182,023	92,498	86.3
静岡県		1,245,103	345,242	99.1	364,043	100,942	94.1
愛知県		2,943,945	392,480	112.6	871,984	116,251	108.4
三重県		592,741	337,258	96.8	169,621	96,511	90.0
滋賀県		450,482	319,370	91.6	136,348	96,664	90.1
京都府		829,553	333,412	95.7	248,127	99,726	93.0
大阪府		3,149,558	358,895	103.0	896,639	102,173	95.3
兵庫県		1,757,268	323,809	92.9	562,394	103,631	96.6
奈良県		339,425	258,077	74.1	121,803	92,611	86.4
和歌山県		247,184	270,651	77.7	72,513	79,397	74.0
鳥取県		139,160	257,605	73.9	41,036	75,964	70.8
島根県		180,643	277,646	79.7	51,847	79,688	74.3
岡山県		576,512	311,439	89.4	162,344	87,700	81.8
広島県		899,791	327,133	93.9	267,914	97,404	90.8
山口県		393,809	300,592	86.2	112,854	86,141	80.3
徳島県		205,273	289,112	83.0	57,550	81,055	75.6
香川県		281,106	296,343	85.0	82,406	86,872	81.0
愛媛県		377,251	287,474	82.5	103,840	79,128	73.8
高知県		171,036	253,153	72.6	52,088	77,096	71.9
福岡県		1,573,554	308,820	88.6	462,822	90,832	84.7
佐賀県		224,325	280,038	80.4	62,465	77,979	72.7
長崎県		323,783	250,996	72.0	95,928	74,363	69.3
熊本県		469,173	271,497	77.9	133,850	77,455	72.2
大分県		309,872	278,455	79.9	86,111	77,380	72.2
宮崎県		276,363	261,038	74.9	76,360	72,125	67.3
鹿児島県		408,285	259,005	74.3	112,337	71,264	66.5
沖縄県		382,968	257,775	74.0	108,946	73,331	68.4
合 計		43,524,472	348,516	100.0	13,392,806	107,241	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、令和5年度に適用される精算基準に基づき精算を行った場合の理論値である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地 方 法 人 二 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
189,879	37,275	66.9	314,817	61,802	78.2	北 海 道		
35,643	29,565	53.1	71,315	59,154	74.9	青 森 県		
37,892	32,321	58.0	80,826	68,944	87.3	岩 手 県		
105,691	47,133	84.6	160,541	71,594	90.6	宮 城 県		
29,628	32,043	57.5	53,626	57,998	73.4	秋 田 県		
35,414	34,466	61.9	62,549	60,874	77.1	山 形 県		
86,460	48,161	86.5	139,504	77,709	98.4	福 島 県		
138,765	48,423	87.0	210,728	73,535	93.1	茨 城 県		
83,682	43,658	78.4	149,148	77,812	98.5	栃 木 県		
97,785	50,950	91.5	144,828	75,461	95.5	群 馬 県		
233,246	31,611	56.8	487,622	66,086	83.7	埼 玉 県		
218,626	34,647	62.2	447,375	70,898	89.8	千 葉 県		
1,991,203	143,129	257.0	1,746,610	125,548	158.9	東 京 都		
409,877	44,510	79.9	713,114	77,439	98.0	神 奈 川 県		
90,514	42,342	76.0	156,178	73,060	92.5	新 潟 県		
48,720	47,811	85.9	79,771	78,284	99.1	富 山 県		
55,583	50,110	90.0	78,982	71,205	90.1	石 川 県		
44,399	59,011	106.0	67,607	89,856	113.8	福 井 県		
39,842	49,409	88.7	59,114	73,309	92.8	山 梨 県		
88,387	43,581	78.3	140,216	69,136	87.5	長 野 県		
76,996	39,127	70.3	140,820	71,560	90.6	岐 阜 県		
176,403	48,913	87.8	293,677	81,431	103.1	静 岡 県		
513,706	68,486	123.0	682,050	90,929	115.1	愛 知 県		
86,677	49,318	88.6	142,182	80,899	102.4	三 重 県		
69,669	49,392	88.7	105,011	74,448	94.3	滋 賀 県		
131,463	52,837	94.9	190,296	76,483	96.8	京 都 府		
583,108	66,446	119.3	720,079	82,054	103.9	大 阪 府		
221,863	40,882	73.4	406,983	74,994	94.9	兵 庫 県		
29,653	22,546	40.5	71,397	54,286	68.7	奈 良 県		
26,241	28,732	51.6	57,975	63,479	80.4	和 歌 山 県		
17,600	32,579	58.5	30,996	57,378	72.6	鳥 取 県		
27,676	42,538	76.4	42,236	64,916	82.2	島 根 県		
74,925	40,475	72.7	137,864	74,476	94.3	岡 山 県		
130,043	47,279	84.9	209,020	75,992	96.2	広 島 県		
54,465	41,573	74.7	95,424	72,837	92.2	山 口 県		
32,093	45,201	81.2	48,379	68,139	86.3	徳 島 県		
42,828	45,150	81.1	62,629	66,023	83.6	香 川 県		
59,626	45,437	81.6	92,876	70,773	89.6	愛 媛 県		
18,776	27,791	49.9	38,291	56,676	71.8	高 知 県		
231,537	45,440	81.6	354,566	69,586	88.1	福 岡 県		
31,288	39,058	70.1	52,395	65,408	82.8	佐 賀 県		
36,724	28,468	51.1	71,004	55,042	69.7	長 崎 県		
60,387	34,944	62.8	106,613	61,694	78.1	熊 本 県		
35,669	32,053	57.6	76,090	68,375	86.6	大 分 県		
31,498	29,752	53.4	65,584	61,947	78.4	宮 崎 県		
45,300	28,737	51.6	101,042	64,098	81.1	鹿 児 島 県		
46,489	31,291	56.2	104,658	70,445	89.2	沖 縄 県		
6,953,938	55,683	100.0	9,864,608	78,989	100.0	合 計		

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

(参考)
都道府県別
超過課税及び
地方税外税等
の状況

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（％）		実数（10億円）		増加率（％）		実数（10億円）	
	令和2年度	3年度	令和2年度	3年度	令和2年度	3年度	令和2年度	3年度	令和2年度	3年度
北海道	14,039.7	14,320.9	-5.6	2.0	14,271.9	14,570.7	-5.6	2.1	20,075.6	20,540.9
青森県	3,147.5	3,172.9	-3.1	0.8	3,270.4	3,490.0	-1.1	6.7	4,453.6	4,464.6
岩手県	3,141.2	3,133.9	-5.5	-0.2	3,213.2	3,212.5	-5.5	-0.0	4,713.0	4,701.4
宮城県	6,277.9	6,326.2	-5.9	0.8	6,438.9	6,561.9	-6.0	1.9	9,481.2	9,649.6
秋田県	2,342.2	2,366.6	-4.6	1.0	2,437.5	2,540.4	-6.0	4.2	3,470.1	3,545.3
山形県	2,958.4	2,930.9	-3.9	-0.9	3,021.8	3,018.3	-4.7	-0.1	4,238.8	4,282.5
福島県	4,983.8	4,981.2	-3.0	-0.1	5,174.8	5,292.7	-3.4	2.3	7,795.9	7,844.7
茨城県	8,595.4	9,082.4	-4.7	5.7	8,992.2	9,805.3	-5.9	9.0	13,749.7	14,539.1
栃木県	5,860.4	6,085.2	-7.8	3.8	6,055.0	6,353.4	-8.2	4.9	8,926.5	9,179.1
群馬県	5,680.6	6,060.8	-8.7	6.7	5,755.4	6,140.2	-9.0	6.7	8,675.3	9,141.0
埼玉県	14,937.0	15,614.2	-5.6	4.5	20,975.5	22,384.4	-4.0	6.7	22,754.6	23,733.6
千葉県	13,446.3	13,220.8	-4.7	-1.7	18,772.2	19,193.1	-2.4	2.2	20,747.3	20,807.0
東京都	81,577.1	84,564.3	-5.9	3.7	73,107.6	80,705.3	-8.6	10.4	109,419.9	113,685.9
神奈川県	22,176.8	22,791.1	-4.5	2.8	28,308.9	29,544.0	-4.4	4.4	34,027.9	35,287.8
新潟県	5,862.7	5,920.6	-6.1	1.0	6,117.4	6,354.0	-6.6	3.9	8,848.3	8,973.5
富山県	3,179.7	3,320.2	-6.2	4.4	3,221.8	3,374.5	-7.0	4.7	4,706.6	4,881.1
石川県	2,979.5	3,077.2	-7.2	3.3	3,209.0	3,333.8	-6.6	3.9	4,553.2	4,680.1
福井県	2,342.3	2,341.5	-5.2	-0.0	2,413.0	2,481.6	-6.2	2.8	3,571.0	3,681.5
山梨県	2,392.3	2,481.7	-1.3	3.7	2,414.1	2,611.6	-2.2	8.2	3,571.1	3,702.9
長野県	5,592.7	5,825.1	-5.3	4.2	5,767.5	5,995.7	-5.2	4.0	8,307.9	8,624.3
岐阜県	5,282.4	5,480.1	-5.2	3.7	5,702.9	6,064.1	-5.6	6.3	7,699.6	8,011.0
静岡県	10,958.3	11,209.9	-7.5	2.3	11,366.4	11,954.2	-8.1	5.2	17,143.6	17,530.6
愛知県	25,380.0	25,732.1	-6.8	1.4	25,779.6	27,039.8	-7.1	4.9	39,560.7	40,586.0
三重県	5,002.7	5,026.7	-0.3	0.5	5,270.3	5,462.7	-1.9	3.7	8,326.1	8,505.2
滋賀県	4,255.2	4,294.7	-6.3	0.9	4,385.4	4,458.8	-7.7	1.7	6,749.3	6,863.7
京都府	7,004.3	7,442.8	-7.3	6.3	7,107.0	7,751.0	-8.7	9.1	10,205.4	10,905.2
大阪府	26,217.9	27,153.5	-5.0	3.6	25,220.5	26,869.3	-5.9	6.5	39,813.7	41,320.4
兵庫県	14,479.5	14,908.7	-4.2	3.0	15,788.1	16,279.9	-5.3	3.1	21,843.5	22,506.3
奈良県	2,526.3	2,573.8	-5.6	1.9	3,303.4	3,352.8	-5.5	1.5	3,678.9	3,767.1
和歌山県	2,496.6	2,631.3	-5.1	5.4	2,550.4	2,817.9	-7.3	10.5	3,621.1	3,765.1
鳥取県	1,259.2	1,337.7	-6.9	6.2	1,289.2	1,375.3	-7.2	6.7	1,829.1	1,926.3
島根県	1,871.7	1,909.0	-5.1	2.0	1,871.4	1,934.3	-7.0	3.4	2,599.5	2,670.7
岡山県	4,698.3	4,761.0	-5.0	1.3	4,972.3	5,145.9	-4.9	3.5	7,506.4	7,652.7
広島県	7,974.1	8,238.1	-5.5	3.3	8,381.2	8,835.6	-6.2	5.4	11,671.3	12,128.1
山口県	3,881.8	3,841.9	-3.5	-1.0	3,877.6	3,930.0	-4.8	1.4	6,102.1	6,236.6
徳島県	2,155.7	2,245.1	-3.3	4.1	2,168.5	2,279.6	-5.3	5.1	3,187.7	3,340.2
香川県	2,536.7	2,641.0	-9.7	4.1	2,623.4	2,685.8	-8.9	2.4	3,717.1	3,863.8
愛媛県	3,155.7	3,379.2	8.9	7.1	3,281.3	3,527.5	-9.2	7.5	4,806.0	5,089.9
高知県	1,638.1	1,664.2	-7.0	1.6	1,702.2	1,814.7	-8.4	6.6	2,325.9	2,376.4
福岡県	12,726.4	13,130.1	-7.6	3.2	13,495.9	14,002.1	-7.4	3.8	18,845.9	19,457.1
佐賀県	2,009.8	2,116.8	-6.0	5.3	2,083.1	2,211.9	-7.5	6.2	3,039.6	3,179.2
長崎県	3,159.9	3,242.0	-5.0	2.6	3,243.6	3,333.6	-6.2	2.8	4,530.3	4,620.7
熊本県	4,180.8	4,419.4	-5.4	5.7	4,318.9	4,745.3	-7.4	9.9	6,060.6	6,417.3
大分県	2,844.2	3,009.2	-4.3	5.8	2,935.0	3,085.6	-5.3	5.1	4,435.9	4,683.9
宮崎県	2,404.8	2,441.7	-5.1	1.5	2,463.3	2,556.2	-6.3	3.8	3,639.1	3,706.5
鹿児島県	3,855.4	4,070.4	-5.4	5.6	3,852.2	4,107.2	-7.4	6.6	5,581.8	5,921.5
沖縄県	2,909.5	2,992.0	-6.7	2.8	3,197.3	3,315.4	-6.3	3.7	4,229.3	4,373.9
合計	378,378.8	389,510.1	-5.6	2.9	395,168.4	417,900.2	-6.3	5.8	558,836.8	577,351.3

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の「県民経済計算」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名 目)		県 内 総 生 産 (実 質)				1 人 当 た り 県 民 所 得				項目	
増加率 (%)		実数 (10億円)		増加率 (%)		実数 (1,000円)		増加率 (%)		県別	
令和2年度	3年度	令和2年度	3年度	令和2年度	3年度	令和2年度	3年度	令和2年度	3年度		
-3.6	2.3	19,389.7	19,836.2	-4.7	2.3	2,732	2,811	-5.0	2.9	北海道	
-1.5	0.2	4,338.1	4,322.1	-2.2	-0.4	2,642	2,858	0.0	8.2	青森県	
-2.2	-0.2	4,622.4	4,626.2	-3.0	0.1	2,654	2,685	-4.3	1.2	岩手県	
-3.4	1.8	9,258.6	9,464.1	-4.5	2.2	2,797	2,865	-5.6	2.4	宮城県	
-2.5	2.2	3,416.3	3,500.5	-3.1	2.5	2,540	2,689	-4.8	5.8	秋田県	
-1.9	1.0	4,220.5	4,306.4	-2.2	2.0	2,829	2,861	-3.7	1.1	山形県	
-0.5	0.6	7,657.3	7,771.3	-1.6	1.5	2,823	2,921	-2.4	3.5	福島県	
-2.1	5.7	13,508.1	14,397.9	-3.2	6.6	3,136	3,438	-5.5	9.6	茨城県	
-4.2	2.8	8,845.8	9,151.6	-5.1	3.5	3,132	3,307	-7.7	5.6	栃木県	
-5.7	5.4	8,683.5	9,161.9	-6.4	5.5	2,968	3,187	-8.5	7.4	群馬県	
-2.9	4.3	22,467.1	23,364.3	-3.6	4.0	2,856	3,049	-4.1	6.8	埼玉県	
-2.4	0.3	20,027.8	20,478.0	-4.5	2.2	2,987	3,059	-2.4	2.4	千葉県	
-4.5	3.9	106,693.9	109,796.8	-5.3	2.9	5,204	5,761	-8.9	10.7	東京都	
-3.2	3.7	33,384.5	34,633.8	-4.2	3.7	3,065	3,199	-4.6	4.4	神奈川県	
-3.4	1.4	8,689.9	8,839.3	-4.3	1.7	2,779	2,919	-5.6	5.0	新潟県	
-3.5	3.7	4,659.1	4,841.1	-4.4	3.9	3,113	3,291	-6.2	5.7	富山県	
-4.5	2.8	4,513.8	4,660.8	-5.1	3.3	2,834	2,963	-6.0	4.6	石川県	
-3.1	3.1	3,539.5	3,695.1	-3.9	4.4	3,147	3,263	-5.7	3.7	福井県	
0.9	3.7	3,545.8	3,693.1	0.6	4.2	2,980	3,243	-1.6	8.8	山梨県	
-2.4	3.8	8,258.9	8,607.8	-2.8	4.2	2,816	2,949	-4.6	4.7	長野県	
-2.6	4.0	7,587.5	7,931.9	-3.4	4.5	2,882	3,092	-5.0	7.3	岐阜県	
-3.7	2.3	17,115.8	17,668.2	-4.6	3.2	3,128	3,314	-7.6	5.9	静岡県	
-2.9	2.6	39,421.4	40,733.0	-4.0	3.3	3,418	3,597	-7.0	5.2	愛知県	
1.8	2.2	8,418.4	8,795.0	1.0	4.5	2,977	3,111	-1.2	4.5	三重県	
-2.4	1.7	6,808.4	7,008.0	-2.7	2.9	3,102	3,161	-7.5	1.9	滋賀県	
-5.6	6.9	10,065.5	10,700.7	-6.1	6.3	2,757	3,026	-8.2	9.8	京都府	
-3.4	3.8	38,995.3	40,046.7	-4.2	2.7	2,854	3,051	-5.8	6.9	大阪府	
-1.9	3.0	21,532.6	22,266.6	-2.9	3.4	2,889	2,997	-4.9	3.7	兵庫県	
-3.8	2.4	3,623.6	3,712.1	-4.4	2.4	2,494	2,549	-4.9	2.2	奈良県	
-3.6	4.0	3,459.5	3,622.2	-6.6	4.7	2,764	3,084	-6.4	11.6	和歌山県	
-4.6	5.3	1,794.6	1,894.8	-5.3	5.6	2,330	2,507	-6.5	7.6	鳥取県	
-2.4	2.7	2,561.0	2,621.6	-2.9	2.4	2,788	2,909	-6.2	4.3	島根県	
-2.1	1.9	7,290.3	7,695.9	-4.8	5.6	2,633	2,743	-4.5	4.2	岡山県	
-3.2	3.9	11,573.6	12,042.9	-3.9	4.1	2,994	3,179	-5.8	6.2	広島県	
-1.9	2.2	5,993.2	6,268.0	-4.1	4.6	2,889	2,960	-3.8	2.5	山口県	
-1.7	4.8	3,194.6	3,333.3	-2.2	4.3	3,014	3,202	-4.2	6.2	徳島県	
-6.3	3.9	3,611.1	3,787.3	-7.8	4.9	2,761	2,851	-8.2	3.3	香川県	
-6.1	5.9	4,667.6	5,050.0	-7.4	8.2	2,458	2,670	-8.4	8.6	愛媛県	
-4.7	2.2	2,254.0	2,301.9	-5.6	2.1	2,461	2,653	-7.4	7.8	高知県	
-5.0	3.2	18,470.5	19,047.1	-6.0	3.1	2,628	2,733	-7.4	4.0	福岡県	
-3.3	4.6	2,990.8	3,147.8	-4.4	5.2	2,567	2,744	-6.9	6.9	佐賀県	
-3.2	2.0	4,438.9	4,524.6	-4.2	1.9	2,472	2,571	-5.2	4.0	長崎県	
-3.5	5.9	5,952.2	6,309.0	-4.2	6.0	2,485	2,746	-6.8	10.5	熊本県	
-2.4	5.6	4,321.5	4,642.9	-4.1	7.4	2,612	2,769	-4.4	6.0	大分県	
-2.8	1.9	3,555.8	3,633.7	-3.7	2.2	2,303	2,409	-5.7	4.6	宮崎県	
-3.7	6.1	5,424.0	5,782.4	-4.6	6.6	2,425	2,605	-6.6	7.4	鹿児島県	
-5.5	3.4	4,106.6	4,237.5	-6.1	3.2	2,179	2,258	-6.7	3.6	沖縄県	
-3.4	3.3	548,884.0	567,872.0	-4.4	3.5	3,133	3,330	-6.0	6.3	合 計	

23 主要経済指標の推移

区 分	国 内 総 生 産		国内民間総資本形成		民 間 企 業 設 備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,252,995	102.6	1,162,953	105.2	858,975	106.7
12	5,376,142	101.4	1,137,779	107.1	879,662	104.5
13	5,274,105	98.1	1,050,912	92.4	824,994	93.8
14	5,234,659	99.3	1,003,209	95.5	782,219	94.8
15	5,262,199	100.5	1,027,247	102.4	787,963	100.7
16	5,296,379	100.6	1,062,513	103.4	810,379	102.8
17	5,341,062	100.8	1,114,165	104.9	870,093	107.4
18	5,372,579	100.6	1,142,296	102.5	890,822	102.4
19	5,384,855	100.2	1,117,235	97.8	885,179	99.4
20	5,161,749	95.9	1,063,154	95.2	834,953	94.3
21	4,973,642	96.4	837,335	78.8	718,132	86.0
22	5,048,737	101.5	908,853	108.5	725,398	101.0
23	5,000,462	99.0	945,073	104.0	749,201	103.3
24	4,994,206	99.9	947,827	100.3	757,948	101.2
25	5,126,775	102.7	998,934	105.4	805,473	106.3
26	5,234,228	102.1	1,037,786	103.9	837,926	104.0
27	5,407,408	103.3	1,087,614	104.8	869,624	103.8
28	5,448,299	100.8	1,084,619	99.7	870,006	100.0
29	5,557,125	102.0	1,131,791	104.3	901,834	103.7
30	5,565,705	100.2	1,151,368	101.7	923,858	102.4
令和元年度	5,568,007	100.0	1,138,069	98.8	915,025	99.0
2	5,387,878	96.8	1,052,867	92.5	859,407	93.9
3	5,545,824	102.9	1,147,152	109.0	910,437	105.9
4	5,672,689	102.3	1,232,154	107.4	983,916	108.1
5	5,951,843	104.9	1,247,176	101.2	1,018,432	103.5
6	6,127,000	102.9	1,303,000	104.5	1,070,000	105.1
7	6,293,000	102.7	1,344,000	103.1	1,111,000	103.8

区 分	民 間 在 庫 品 増 加		民 間 住 宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	12,649	-	291,329	94.5	2,763,248	102.0
12	5,371	-	252,746	100.6	2,879,841	100.5
13	-10,133	-	236,051	93.4	2,889,016	100.3
14	-9,557	-	230,547	97.7	2,888,398	100.0
15	7,726	-	231,558	100.4	2,880,611	99.7
16	14,404	-	237,730	102.7	2,898,550	100.6
17	5,114	-	238,958	100.5	2,930,916	101.1
18	9,258	-	242,216	101.4	2,946,342	100.5
19	18,135	-	213,921	88.3	2,964,323	100.6
20	14,876	-	213,325	99.7	2,906,957	98.1
21	-45,809	-	165,012	77.4	2,857,796	98.3
22	11,058	-	172,397	104.5	2,861,102	100.1
23	16,005	-	179,867	104.3	2,869,458	100.3
24	3,072	-	186,807	103.9	2,894,771	100.9
25	-14,314	-	207,775	111.2	2,987,721	103.2
26	2,177	-	197,683	95.1	2,975,226	99.6
27	14,027	-	203,963	103.2	2,998,407	100.8
28	2,102	-	212,511	104.2	2,983,362	99.5
29	17,482	-	212,475	100.0	3,030,060	101.6
30	22,122	-	205,388	96.7	3,047,743	100.6
令和元年度	8,930	-	214,114	104.2	3,039,349	99.7
2	-5,670	-	199,130	93.0	2,893,630	95.2
3	21,650	-	215,065	108.0	2,979,867	103.0
4	27,810	-	220,428	102.5	3,154,124	105.8
5	6,396	-	222,348	100.9	3,230,616	102.4
6	7,000	-	226,000	101.5	3,330,000	103.1
7	5,000	-	228,000	101.1	3,436,000	103.2

区 分	鉱 工 業 生 産 指 数		企 業 物 価 指 数		消 費 者 物 価 指 数	
	指数2年=100	前年度比(%)	指数2年=100	前年度比(%)	指数2年=100	前年度比(%)
昭和45年度	54.7	110.8	54.6	101.7	31.4	-
50	59.6	95.6	84.3	102.3	54.2	110.4
55	80.4	102.2	111.1	112.5	74.4	107.7
60	95.6	102.5	109.2	98.3	84.2	101.9
平成2年度	120.5	105.0	105.0	101.2	90.4	103.1
7	114.2	102.1	100.1	98.9	95.8	99.8
11	114.2	102.6	96.7	99.3	97.8	99.5
12	119.0	104.3	96.2	99.4	97.2	99.4
13	108.1	90.9	93.8	97.5	96.3	99.1
14	111.3	102.8	92.2	98.3	95.7	99.4
15	114.5	103.5	91.7	99.4	95.5	99.8
16	118.9	103.9	93.2	101.7	95.4	99.9
17	120.8	101.6	94.8	101.7	95.2	99.8
18	126.3	104.6	96.8	102.0	95.4	100.2
19	129.9	102.7	99.0	102.3	95.8	100.4
20	113.6	87.3	102.1	103.2	96.8	101.0
21	102.8	90.5	96.9	94.9	95.2	98.3
22	111.9	108.8	97.3	100.4	94.7	99.5
23	111.1	99.3	98.6	101.3	94.6	99.9
24	108.1	97.1	97.6	99.0	94.4	99.8
25	111.7	103.4	99.4	101.8	95.2	100.8
26	111.1	99.4	102.2	102.8	98.0	102.9
27	110.3	99.3	98.8	96.7	98.2	100.2
28	111.2	100.8	96.4	97.6	98.2	100.0
29	114.3	102.9	99.0	102.7	98.9	100.7
30	114.2	99.9	101.2	102.2	99.6	100.7
令和元年度	110.2	96.5	101.3	100.1	100.1	100.5
2	99.7	90.5	99.9	98.5	99.9	99.8
3	105.2	105.5	107.0	107.1	100.0	100.1
4	104.9	99.7	117.2	109.5	103.2	103.2
5	102.9	98.1	120.0	102.4	106.3	103.0
6	-	99.0	-	102.8	-	102.5
7	-	102.4	-	101.6	-	102.0

(注) 令和5年度までは実績、令和6年度及び令和7年度は「令和7年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（令和7年1月24日閣議決定）による。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実績については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成27年基準(2008SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(令和7年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(令和7年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(令和7年度)
- IV 主要経済指標(令和7年度)

I 地方財政計画（令和7年度）

【通常収支分】

（単位：億円）

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	454,493	427,329	27,164	6.4
II 地 方 譲 与 税	29,661	27,293	2,368	8.7
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,127	2,153	△ 26	1.2
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	40	43	△ 3	7.0
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,077	3,013	64	2.1
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	145	143	2	1.4
5 特 別 と ん 譲 与 税	113	114	△ 1	0.9
6 森 林 環 境 譲 与 税	689	641	48	7.5
7 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	23,470	21,186	2,284	10.8
III 地 方 特 例 交 付 金 等	1,936	11,320	△ 9,384	82.9
IV 地 方 交 付 税	189,574	186,671	2,904	1.6
V 国 庫 支 出 金	171,022	158,042	12,980	8.2
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	16,210	15,627	583	3.7
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	125,251	113,588	11,663	10.3
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,398	13,721	△ 323	2.4
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	13,976	13,771	205	1.5
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	861	844	17	2.0
(エ) 児 童 保 護 費 負 担 金	1,543	1,438	105	7.3
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	19,197	18,242	955	5.2
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	21,666	15,246	6,420	42.1
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	4,004	4,018	△ 14	0.3
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	18,002	16,617	1,385	8.3
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	32,604	29,691	2,913	9.8
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	27,074	26,377	697	2.6
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,886	26,062	824	3.2
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	188	315	△ 127	40.3
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	307	299	8	2.7
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	78	76	2	2.6
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	475	487	△ 12	2.5
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,151	1,123	28	2.5
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	424	413	11	2.7
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	52	52	△ 0	0.0
VI 地 方 債	59,602	63,103	△ 3,501	5.5
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,560	15,625	△ 65	0.4
VIII 雑 収 入	48,496	47,182	1,314	2.8
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 33	△ 8	△ 25	312.5
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 217	△ 169	△ 48	28.4
歳 入 合 計	970,094	936,388	33,707	3.6

(単位：億円)

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	209,784	202,292	7,492	3.7
1 給 与 費 (退 職 手 当 を 除 く)	198,563	191,497	7,066	3.7
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	59,454	57,349	2,105	3.7
(イ) 警 察 関 係 職 員	25,453	24,430	1,023	4.2
(ウ) 消 防 職 員	13,347	12,804	543	4.2
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	100,309	96,914	3,395	3.5
2 退 職 手 当	11,196	10,765	431	4.0
3 恩 給 費	25	30	△ 5	△ 16.7
II 一 般 行 政 経 費	455,936	436,893	19,043	4.4
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	265,800	251,417	14,383	5.7
(ア) 生 活 保 護 費	37,646	37,781	△ 135	△ 0.4
(イ) 児 童 保 護 費	13,028	12,456	572	4.6
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	38,394	36,484	1,910	5.2
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	30,881	30,323	558	1.8
(オ) 介 護 給 付 費	35,923	35,702	221	0.6
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	26,722	20,372	6,350	31.2
(キ) 子どものための教育・保育給付交付金	32,244	30,051	2,193	7.3
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	50,962	48,248	2,714	5.6
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ ない も の	158,946	153,861	5,085	3.3
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	14,990	14,915	75	0.5
4 新しい地方経済・生活環境創生事業費	12,000	12,500	△ 500	△ 4.0
(ア) 地 方 創 生 推 進 費	10,000	10,000	0	0.0
(イ) 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	2,500	△ 500	△ 20.0
5 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
III 公 債 費	107,259	108,961	△ 1,701	△ 1.6
IV 維 持 補 修 費	15,525	15,344	181	1.2
V 投 資 的 経 費	121,103	119,896	1,207	1.0
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,499	5,471	28	0.5
2 公 共 事 業 費	51,967	50,788	1,179	2.3
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	51,729	50,373	1,356	2.7
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	238	415	△ 177	△ 42.7
(直轄、補助事業計)	57,466	56,259	1,207	2.1
3 一 般 事 業 費	30,392	29,430	962	3.3
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	30,090	29,034	1,056	3.6
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	302	396	△ 94	△ 23.7
4 特 別 事 業 費	33,245	34,207	△ 962	△ 2.8
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	12,379	12,156	223	1.8
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	2,664	4,049	△ 1,385	△ 34.2
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施設整備事業費（一般財源化分）	934	934	0	0.0
(カ) 緊急防災・減災事業費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公共施設等適正管理推進事業費	5,000	4,800	200	4.2
(ク) 緊急自然災害防止対策事業費	4,000	4,000	0	0.0
(ケ) 脱炭素化推進事業費	1,000	1,000	0	0.0
(コ) こども・子育て支援事業費	500	500	0	0.0
(地方単独事業計)	63,637	63,637	0	0.0
VI 公 営 企 業 繰 出 金	22,787	23,202	△ 415	△ 1.8
1 収 益 勘 定 繰 出 金	10,829	10,753	76	0.7
2 資 本 勘 定 繰 出 金	11,958	12,449	△ 491	△ 3.9
VII 地方交付税の不交付団体における平均水準を超える必要経費	37,700	29,800	7,900	26.5
歳 出 合 計	970,094	936,388	33,707	3.6

(注) 新しい地方経済・生活環境創生事業費の令和6年度の額は、令和6年度地方財政計画の歳出に計上された「デジタル田園都市国家構想事業費」の額である。

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	令和7年度		令和6年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	454,493	46.8	427,329	45.6
地 方 譲 与 税	29,661	3.1	27,293	2.9
地 方 特 例 交 付 金 等	1,936	0.2	11,320	1.2
地 方 交 付 税	189,574	19.5	186,671	19.9
国 庫 支 出 金	171,022	17.6	158,042	16.9
地 方 債	59,602	6.2	63,103	6.7
使 用 料 及 び 手 数 料	15,560	1.6	15,625	1.7
雑 収 入	48,496	5.0	47,182	5.1
歳 入 合 計	970,344	100.0	936,565	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳 出

区 分	令和7年度		令和6年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	209,784	21.6	202,292	21.6
一 般 行 政 経 費	455,936	47.0	436,893	46.7
公 債 費	107,259	11.1	108,961	11.6
維 持 補 修 費	15,525	1.6	15,344	1.6
投 資 的 経 費	121,103	12.5	119,896	12.8
公 営 企 業 繰 出 金	22,787	2.3	23,202	2.5
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	37,700	3.9	29,800	3.2
歳 出 合 計	970,094	100.0	936,388	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	871	904	△ 33	△ 3.7
II 一般財源充当分	33	8	25	312.5
III 国庫支出金	1,731	1,655	76	4.6
IV 地方債	11	2	9	450.0
V 雑収入	58	62	△ 4	△ 6.5
歳 入 合 計	2,704	2,631	73	2.8
B 歳 出				
I 給与関係経費	49	51	△ 2	△ 3.9
II 一般行政経費	1,129	1,187	△ 58	△ 4.9
1 国庫補助負担金等を伴うもの	853	836	17	2.0
2 国庫補助負担金を伴わないもの	276	351	△ 75	△ 21.4
III 公債費	58	62	△ 4	△ 6.5
IV 投資的経費	1,468	1,331	137	10.3
1 公共事業費	1,468	1,329	139	10.5
2 一般事業費	0	2	△ 2	△ 100.0
V 公営企業繰出金	0	0	△ 0	△ 0.0
歳 出 合 計	2,704	2,631	73	2.8

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和7年度		令和6年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	871	32.2	904	34.4
II 一般財源充当分	33	1.2	8	0.3
III 国庫支出金	1,731	64.0	1,655	62.9
IV 地方債	11	0.4	2	0.1
V 雑収入	58	2.2	62	2.3
歳 入 合 計	2,704	100.0	2,631	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	49	1.8	51	1.9
II 一般行政経費	1,129	41.8	1,187	45.1
III 公債費	58	2.1	62	2.4
IV 投資的経費	1,468	54.3	1,331	50.6
V 公営企業繰出金	0	0.0	0	0.0
歳 出 合 計	2,704	100.0	2,631	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	令和7年度 (A)	令和6年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	-	80	△ 80	皆減
II 一 般 財 源 充 当 分	217	169	48	28.4
III 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	218	250	△ 32	△ 12.8
B 歳 出				
I 公 債 費	218	250	△ 32	△ 12.8
歳 出 合 計	218	250	△ 32	△ 12.8

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和7年度		令和6年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	-	-	80	32.0
II 一 般 財 源 充 当 分	217	99.5	169	67.6
III 雑 収 入	1	0.5	1	0.4
歳 入 合 計	218	100.0	250	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	218	100.0	250	100.0
歳 出 合 計	218	100.0	250	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（令和7年度）

（単位 億円）

税 目		令和6年度		令和7年度		令和7年度		令和7年度		令和7年度	
		当 予 算	初 額 補 正 後 額	前年度予算額に対する 現行法による増減 (△)収見込額		現行法に よる収入 見込額	税制改正 による増 減(△)収 見込額	改正法に よる収入見 込額(予算額)	前年度当初予算額に対する 増減(△)収見込額		
				対 当 初	対 補 正 後				対 当 初	対 補 正 後	
(1)	(2)	(3)	(4)	(5) = (1) + (3) (2) + (4)	(6)	(7) = (5) + (6)	(8) = (7) - (1)	(9) = (7) - (2)			
(一 般 会 計)											
所 得 税	源 泉 分	141,600	157,920	52,760	36,440	194,360	△ 6,280	188,080	46,480	30,160	
	申 告 分	37,450	43,170	7,830	2,110	45,280	△ 490	44,790	7,340	1,620	
	計	179,050	201,090	60,590	38,550	239,640	△ 6,770	232,870	53,820	31,780	
法 人 税		170,460	180,540	22,020	11,940	192,480	△ 30	192,450	21,990	11,910	
相 続 税		32,920	33,870	1,690	740	34,610	-	34,610	1,690	740	
消 費 税		238,230	243,430	10,850	5,650	249,080	-	249,080	10,850	5,650	
酒 税		12,090	12,090	△ 350	△ 350	11,740	-	11,740	△ 350	△ 350	
た ば こ 税		9,480	9,480	50	50	9,530	-	9,530	50	50	
揮 発 油 税		20,180	20,180	△ 420	△ 420	19,760	-	19,760	△ 420	△ 420	
石 油 ガ ス 税		40	40	0	0	40	-	40	0	0	
航 空 機 燃 料 税		320	320	80	80	400	-	400	80	80	
石 油 石 炭 税		6,060	6,060	△ 50	△ 50	6,010	-	6,010	△ 50	△ 50	
電 源 開 発 促 進 税		3,110	3,110	△ 40	△ 40	3,070	-	3,070	△ 40	△ 40	
自 動 車 重 量 税		4,020	4,020	50	50	4,070	-	4,070	50	50	
国 際 観 光 旅 客 税		440	440	50	50	490	-	490	50	50	
関 と ん 税		9,170	9,170	720	720	9,890	-	9,890	720	720	
印 紙 収 入	収 入 印 紙	5,220	5,220	△ 180	△ 180	5,040	-	5,040	△ 180	△ 180	
	現 金 収 入	5,200	5,200	60	60	5,260	-	5,260	60	60	
	計	10,420	10,420	△ 120	△ 120	10,300	-	10,300	△ 120	△ 120	
合 計		696,080	734,350	95,120	56,850	791,200	△ 6,800	784,400	88,320	50,050	
(交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計)											
地 方 法 人 税		19,750	21,059	2,023	714	21,773	-	21,773	2,023	714	
地 方 揮 発 油 税		2,159	2,159	△ 45	△ 45	2,114	-	2,114	△ 45	△ 45	
石 油 ガ ス 税 (譲 与 分)		40	40	0	0	40	-	40	0	0	
航 空 機 燃 料 税 (譲 与 分)		142	142	3	3	145	-	145	3	3	
自 動 車 重 量 税 (譲 与 分)		3,045	3,045	38	38	3,083	-	3,083	38	38	
特 別 と ん 税		113	113	0	0	113	-	113	0	0	
森 林 環 境 税		434	434	245	245	679	-	679	245	245	
特 別 法 人 事 業 税		21,213	25,191	2,241	△ 1,737	23,454	-	23,454	2,241	△ 1,737	
合 計		46,896	52,183	4,505	△ 782	51,401	-	51,401	4,505	△ 782	
(国 債 整 理 基 金 特 別 会 計)											
た ば こ 特 別 税		1,143	1,143	6	6	1,149	-	1,149	6	6	
(東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計)											
復 興 特 別 所 得 税		3,760	4,223	1,130	667	4,890	-	4,890	1,130	667	
総 計		747,879	791,899	100,761	56,741	848,640	△ 6,800	841,840	93,961	49,941	

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（令和7年度）

（単位：億円）

改 正 事 項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応	▲ 5,830	▲ 6,750
（2）生命保険料控除の拡充	▲ 250	-
（3）住宅ローン控除の拡充	▲ 290	▲ 20
（4）企業年金・個人年金制度等の見直し	▲ 200	-
個人所得課税 計	▲ 6,570	▲ 6,770
2. 法人課税		
中小企業経営強化税制の拡充等	▲ 40	▲ 30
合 計	▲ 6,610	▲ 6,800

（注1） 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

（注2） 「1.（1）物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応」は、基礎控除の引上げ（平年度▲5,450億円、初年度▲6,310億円）、給与所得控除の引上げ等（平年度▲280億円、初年度▲320億円）及び特定親族特別控除（仮称）の創設（平年度▲100億円、初年度▲120億円）である。

（注3） 住宅ローン控除の拡充による平年度減収見込額は、令和7年の居住分について、改正後の制度を適用した場合の減収見込額と改正前の制度を適用した場合の減収見込額との差額を計上している。

（注4） 外国子会社合算税制における外国子会社所得の合算時期の後ろ倒しによって、法人税について、令和6年度に▲620億円の減収が生じることとなる。

【別掲】 防衛力強化に係る財源確保のための税制措置による増収見込額

（単位：億円）

改 正 事 項	令和8年度	令和9年度	平年度
1. 防衛特別法人税（仮称）の創設（令和8年4月施行）	5,280	8,210	7,710
2. たばこ税の見直し（令和8年4月施行）	440	1,170	2,150
合 計	5,720	9,380	9,860

（注1） 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

（注2） 令和7年度税制改正による現時点の増収見込額を記載したもの。計数は今後変動がありうる。

（注3） 所得税については、令和5年度税制改正大綱等の基本的方向性を踏まえつつ、いわゆる「103万円の壁」の引上げ等の影響も勘案しながら、引き続き検討することとされている。

IV 主要経済指標(令和7年度)

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	対前年度比増減率																	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	令和5年度 (2023年度)		令和6年度 (2024年度)		令和7年度 (2025年度)													
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)												
国内総生産	595.2	612.7	629.3	4.9	0.7	2.9	0.4	2.7	1.2												
民間最終消費支出	323.1	333.0	343.6	2.4	▲ 0.4	3.1	0.8	3.2	1.3												
民間住宅	22.2	22.6	22.8	0.9	0.8	1.5	▲ 1.3	1.1	▲ 0.3												
民間企業設備	101.8	107.0	111.1	3.5	▲ 0.1	5.1	2.3	3.8	3.0												
民間在庫変動()内は寄与度	0.6	0.7	0.5	(▲ 0.4)	(▲ 0.4)	(0.0)	(▲ 0.0)	(▲ 0.0)	(0.0)												
政府支出	152.9	157.3	159.2	1.0	▲ 0.7	2.9	1.0	1.2	0.0												
政府最終消費支出	122.5	125.8	127.6	0.3	▲ 0.8	2.7	1.1	1.4	0.3												
公的固定資本形成	30.4	31.5	31.6	3.1	▲ 0.3	3.8	1.0	0.3	▲ 1.0												
財貨・サービスの輸出	132.2	140.0	146.5	7.1	2.8	5.9	1.7	4.7	3.6												
(控除)財貨・サービスの輸入	137.7	148.0	154.5	▲ 5.8	▲ 3.3	7.4	4.3	4.4	3.6												
内需寄与度				1.9	▲ 0.7	3.4	1.1	2.7	1.3												
民需寄与度				1.6	▲ 0.6	2.6	0.8	2.4	1.3												
公需寄与度				0.3	▲ 0.2	0.7	0.3	0.3	0.0												
外需寄与度				3.0	1.4	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.0	▲ 0.0												
国民所得	437.8	452.8	462.6	6.9		3.4		2.2													
雇用者報酬	302.4	313.9	322.7	1.9		3.8		2.8													
財産所得	33.1	34.9	35.1	10.5		5.4		0.6													
企業所得	102.3	104.0	104.9	23.3		1.7		0.8													
国民総所得	631.3	654.0	670.6	4.9	2.0	3.6	1.2	2.5	1.1												
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度			%	%程度	%程度													
労働力人口	6,934	6,955	6,958			0.4	0.3	0.1													
就業者数	6,756	6,779	6,788			0.4	0.3	0.1													
雇用者数	6,089	6,121	6,130			0.7	0.5	0.1													
完全失業率	%	%程度	%程度																		
	2.6	2.5	2.4																		
生産	%	%程度	%程度																		
鉱工業生産指数・変化率	▲ 1.9	▲ 1.0	2.4																		
物価	%	%程度	%程度																		
国内企業物価指数・変化率	2.4	2.8	1.6																		
消費者物価指数・変化率	3.0	2.5	2.0																		
GDPデフレーター・変化率	4.2	2.5	1.5																		
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度							%		%程度		%程度							
貿易・サービス収支	▲ 6.3	▲ 6.6	▲ 6.4																		
貿易収支	▲ 3.7	▲ 4.6	▲ 4.1																		
輸出	101.9	106.7	112.3													2.2		4.6		5.3	
輸入	105.7	110.8	116.4													▲ 10.1		4.8		5.0	
経常収支	26.6	30.9	31.0																		
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度																		
	4.5	5.0	4.9																		

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率、円相場及び原油輸入価格については、以下の前提を置いている。これらは、作業のための想定であって、政府としての予測又は見通しを示すものではない。

	令和5年度 (実績)	令和6年度	令和7年度
世界GDP(日本を除く。)の 実質成長率(%)	3.3	3.0	2.9
円相場(円/ドル)	144.6	152.8	153.6
原油輸入価格(ドル/バレル)	87.9	81.8	76.2

(備考)

- 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関の経済見通しを基に算出。
- 円相場は、令和6年11月1日～11月30日の期間の平均値(153.6円/ドル)で同年12月以降一定と想定。
- 原油輸入価格は、令和6年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(76.2ドル/バレル)で、同年12月以降一定と想定。